

見附市地域防災計画

(震災対策編)

令和6年5月

見附市防災会議

見附市地域防災計画 震災対策編（目次）

第1章 総則	1
第1節 計画作成の趣旨等	1
第2節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱	2
第3節 見附市の過去の主な地震被害	7
第4節 積雪期における地震と対策	8
第5節 地震被害の想定	10
第2章 災害予防	11
第1節 防災教育計画	11
第2節 防災訓練計画	14
第3節 自主防災組織育成計画	16
第4節 防災都市計画	18
第5節 地盤災害予防計画	21
第6節 建築物等災害予防計画	24
第7節 道路・橋梁等の地震対策	28
第8節 鉄道事業者の地震対策	31
第9節 河川の地震対策	33
第10節 農地・農業用施設等の地震対策	35
第11節 防災通信施設の整備と地震対策	38
第12節 電気通信事業者の地震対策	40
第13節 電力供給事業者の地震対策	43
第14節 ガス事業者等の地震対策	45
第15節 上水道事業者の地震対策	48
第16節 下水道事業者等の地震対策	51
第17節 危険物施設等の地震対策	54
第18節 地震火災予防計画	57
第19節 廃棄物処理体制の整備	61
第20節 救急・救助体制の整備	63
第21節 医療救護体制の整備	67
第22節 避難体制の整備	71
第23節 要配慮者の安全確保計画	78
第24節 食料・生活必需品等の確保計画	84
第25節 学校の地震防災対策	86
第26節 文化財の地震防災対策	90
第27節 ボランティア受入れ体制の整備	92
第28節 市の業務継続計画	94

第3章 災害応急対策	95
第1節 災害対策本部の組織・運営計画	95
第2節 職員の配備・招集	106
第3節 防災関係機関の相互協力体制	108
第4節 災害時の通信確保	115
第5節 被災状況等収集伝達計画	119
第6節 広報計画	122
第7節 市民等避難計画	129
第8節 避難所運営計画	133
第9節 避難所外避難者の支援計画	137
第10節 自衛隊の災害派遣計画	139
第11節 輸送計画	142
第12節 警備・保安及び交通規制計画	147
第13節 消火活動計画	154
第14節 救急・救助活動計画	161
第15節 医療救護活動計画	166
第16節 防疫及び保健衛生計画	170
第17節 こころのケア対策計画	174
第18節 児童生徒に対するこころのケア対策計画	180
第19節 廃棄物の処理計画	182
第20節 トイレの対策計画	186
第21節 入浴対策計画	190
第22節 食料・生活必需品等供給計画	193
第23節 要配慮者の応急対策	198
第24節 建物の応急危険度判定計画	202
第25節 宅地等の応急危険度判定計画	206
第26節 学校における応急対策	209
第27節 文化財応急対策	216
第28節 障害物の処理計画	218
第29節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画	221
第30節 愛玩動物の保護対策	227
第31節 公衆通信の確保	229
第32節 電力供給応急対策	232
第33節 ガスの安全、供給対策	234
第34節 給水・上水道施設応急対策	238
第35節 下水道施設等応急対策	244
第36節 危険物施設等応急対策	249
第37節 道路・橋梁等の応急対策	255
第38節 鉄道事業者の応急対策	258
第39節 治山・砂防施設等の応急対策	262

第 40 節	河川施設応急対策	265
第 41 節	農地・農業用施設等の応急対策.....	270
第 42 節	農林業応急対策	274
第 43 節	商工業応急対策	281
第 44 節	被害家屋調査・り災証明発行計画.....	284
第 45 節	応急住宅対策.....	286
第 46 節	ボランティア受入れ計画	293
第 47 節	義援金の受入れ・配分計画.....	296
第 48 節	義援物資対策.....	298
第 49 節	災害救助法による救助	301
第 4 章	災害復旧・復興.....	307
第 1 節	民生安定化対策	307
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	314
第 3 節	公共施設等災害復旧対策.....	326
第 4 節	災害復興対策.....	328

修正 平成 9 年 6 月 11 日（新潟県知事承認 平成 9 年 8 月 11 日）
 修正 平成 19 年 2 月 19 日（新潟県知事承認 平成 19 年 3 月 5 日）
 修正 平成 22 年 8 月 27 日（新潟県知事承認 平成 22 年 9 月 6 日）
 修正 平成 23 年 5 月 31 日
 修正 平成 25 年 5 月 29 日
 修正 平成 27 年 5 月 27 日
 修正 平成 29 年 5 月 25 日
 修正 平成 30 年 5 月 31 日
 修正 令和 元年 5 月 29 日
 修正 令和 2 年 6 月 19 日
 修正 令和 3 年 5 月 31 日
 修正 令和 4 年 5 月 30 日
 修正 令和 5 年 5 月 29 日
 修正 令和 6 年 5 月 27 日

1

- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市が指定したもの（法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）
- ・ 指定避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設で市が指定したもの（法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 関係）

(空白)

第2節 市民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務または業務の大綱

1 基本方針

- (1) 市民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

- (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

- (3) 積雪期対策の配慮

積雪期の地震発生に備えた対策を、各業務において予め配慮する。本計画では、関係節において具体的な対応策を示す。

- (4) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を熟成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

2 防災関係機関及び市民の責務

- (1) 県

県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。また、この計画の実効性を高め、地震災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

- (2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民（市民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

見附市、新潟県、見附市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて見附市地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりである。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
見附市	1 見附市防災会議に関すること 2 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発出、避難の勧告及び指示(緊急)に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急処置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急処置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 15 水道公営事業の災害対策に関すること
新潟県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難の勧告、指示(緊急)に関すること 7 市町村の実施する避難準備・高齢者等避難開始発出に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談、援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
見附警察署	20 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 21 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 22 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 23 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
北陸地方整備局	大規模自然災害が発生した場合における、地方公共団体との協定に基づく被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本郵便(株) 見附郵便局	災害時における郵便業務等に関すること
	東日本旅客鉄道(株) 長岡駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	東日本電信電話(株) 新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運(株) 見附支店	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
指定地方公共機関	刈谷田川土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	新潟運輸(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	越後交通(株) 栃尾営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	石油資源開発(株) 見附鉱場事務所	災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	J A えちご中越 中越よつば森林組合 新潟県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	見附商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	一般病院・医院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	医師会	災害時における医療救護に関すること
	一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第3節 見附市の過去の主な地震被害

1 見附市の過去の地震災害

見附市における過去の地震災害は、下表のとおりである。（令和5年4月1日現在）

発生年月日	規模	震源	被害の状況
1751年4月25日（宝暦元）	マグニチュード 6.6	高田	・村松領内で死亡 2名 ・本所組で6軒が破損。 ・大平堤の土手の破損
1828年12月18日（文政11） （文政越後三条地震）	マグニチュード 6.9	三条	・見附三組（本所組、葛巻組、見附町組）であわせて約66%の家がつぶれ、即死人は 217人。 ・新発田領今町でも被害は大きかった。
1964年6月16日（昭和39） （新潟地震）	マグニチュード 7.5	栗島付近	・全壊家屋 2棟 ・半壊家屋 24棟 ・被害総額 4,820千円 ・市内では、道路、堤防のき裂、田畑の陥没・隆起等が発生した。
2004年10月23日（平成16） （新潟県中越大地震）	マグニチュード 6.8	中越地方	・死亡 3 ・重症 49 ・軽症 465 ・全壊家屋 52棟 ・大規模半壊家屋 18棟 ・半壊 525棟 ・一部損壊 9,432棟 ・被害総額 40,590,820千円
2007年7月16日（平成19年） （新潟県中越沖地震）	マグニチュード 6.8	上中越沖	・軽傷者 14 ・一部損壊 497棟

第4節 積雪期における地震と対策

1 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

当市は、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

2 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当市の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪が特徴となっている。

3 積雪の地震被害に対する影響

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、或いは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

(1) 被害拡大要因

ア 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。

また、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

イ 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い一方、近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

ウ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

エ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の市民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

(2) 応急対策阻害要因

ア 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されたため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

イ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

ウ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

エ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

(3) 応急対策需要増加要因

ア 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、雪崩の危険等のため避難の指示・勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

(4) 地震後の降雪による影響

ア 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。

イ 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。

ウ 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(5) 積雪期の地震対策

積雪期の地震は、通常地震とは全く異なる様相を呈することから、より大きく長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えるものである。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を講じる必要がある。

4 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に関係する業務の各節において災害予防・応急対策を記述するものとする。

(1) 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する。

(2) 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する。

(3) 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める。

第5節 地震被害の想定

本計画の「災害予防」及び「災害応急対策」の立案に当たっては、多大な被害をもたらした平成16年10月の中越大震災を想定するものとする。

- 災害名 新潟県中越大震災
- 日 時 平成16年10月23日 17時56分
- マグニチュード 6.8

また、県が平成7年から平成10年にかけて実施した「新潟県地震被害想定調査」の結果を十分に意識し、機会あるごとに内容を再検討するものとする。また、計画の見直し等の際には、地震の際の被害発生・拡大要素の通減に努めるものとする。

第 2 章 災 害 予 防

第 1 節 防災教育計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、市、県、防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供、学習環境の整備、市の防災教育及び職員研修の支援及び県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における生徒の防災教育を行う。
- (エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

イ 達成目標

- (ア) 児童・生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で地震時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- (ウ) 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。
- (エ) 市、防災関係機関において、全ての職員が地震に関する基礎知識を持ち、かつ、一般市民が行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。
- (オ) 市において、防災に関する専門研修を受けた職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(3) 積雪期に対する対策

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大することを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 町内会や自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 町内会や自主防災組織等による地域の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 社内での事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、町内会、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校、保育園等における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(5) 市民自治組織や自主防災組織に対する防災学習の促進

(6) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

(7) 消防職・団員の防災教育・研修

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民への普及、啓発を図る。

(1) 新潟地方気象台

地震・津波等、緊急地震速報等に関する基礎的な知識や適切な防災行動等

(2) 新潟県

過去の地震災害記録の公開及び地震に関する情報の提供

(3) 北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」の推進

(4) 東北電力ネットワーク株式会社

一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(5) 北陸ガス（株）LPガス販売店（（一社）新潟県LPガス協会）

ア 地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(6) 日本赤十字社新潟県支部

一時救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、隣接市等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、地域、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪に対する対策

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

地震時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

地震時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努めるとともに行政との連携・協力体制について意識づける。

3 市の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災関係機関と協調した総合的な防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

ア 実施時期

原則として年 1 回以上実施するものとし、災害経験を風化させないような時期を考慮する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、津波に対する情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援、土砂災害警戒情報や緊急地震速報の受信及び関連する対応を含めるよう考慮する。

(5) 学校における防災訓練

学校の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難・避難指示の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、複数の災害を想定し自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施す

るとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大いことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

第4節 防災都市計画

【担当部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の機関が協力して総合的な施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制、誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 災害に強い宅地造成の推進

カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難地や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪に対する対策

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、市民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位で災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ市民に開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域

は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市・県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、市は都市防災に配慮し、都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 火災に強い市街地の整備

準防火地域や防火地域の適切な地域指定により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 用途地域による建物用途の純化促進

工場、住宅が混在する地域は、用途地域の見直しにより建築物の用途純化を誘導し、震災時の火災拡大要因の軽減を図る。

ウ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地、公園用地の確保、建築物の用途純化を促進し、一体的に災害に強い市街地整備を誘導する。

(3) 防災上危険な市街地の解消

木造密集市街地等における市街地整備

防災上危険な木造密集市街地等の効果的な事業の導入等により改善する。

(4) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

「新潟県緑花推進計画」に基づき、延焼防止機能を持つ民有緑地の保全、整備や公共施設の緑化を推進する。

(5) 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成に係る災害防止の推進

県は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地または新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ 宅地ハザードマップ（仮称）の作成・公表

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

ウ 造成宅地防災区域の指定

県は、宅地ハザードマップ（仮称）作成の結果、地震時に滑動・崩落の危険性が高い大規模盛土造成宅地について造成宅地防災区域を指定し、災害の防止のため必要な擁壁や水抜き工の設置等の措置の勧告や命令を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

(6) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国、市の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

ウ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

震災火災を防止する幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、震災火災による被害を最小限に防止することを推進する。

エ 避難地の整備

公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難地の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

オ 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一次避難地や広域避難地となる防災公園の整備を図る。

カ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 国土交通省北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市の協力を得て総合的なまちづくり施策を展開する。

(2) 経済産業省

災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

(3) 県

都市防災に配慮した都市区域マスタープランの充実を図る。

(空白)

第5節 地盤災害予防計画

【担当部署】建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

①地震が発生する前に行うもの

②地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらう。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに市に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

イ 県は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

(3) 積雪期の対応

ア 市は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制を支援する。

また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害警戒区

域等及び土砂災害危険箇所の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに市に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張るなどの対策に努める。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発計画には含めないようにする。

3 市の役割

(1) 市民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の事前周知

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(3) 住宅の移転

市は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内もしくはがけ地に近接する住宅の移転促進に必要な施策整備に努める。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報や、土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に対する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

- ・土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- ・警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

- ・上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害の係る情報等の伝達に関する事項

- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 二次災害の予防

ア 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、市は県が行う土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所及び対策施設の点検調査に協力をする。異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 避難指示等の実施

市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視に努める。

エ 迅速な応急対策への備え

市は随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進すること。

4 防災関係機関の役割

見附市建設業共同組合

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第6節 建築物等災害予防計画

【担当部署】施設所有部

1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 市は指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(イ) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（市立病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署等）
- d 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障害者更正援護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

施設設置者及び施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

- b 防災設備等の整備

施設設置者及び施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実、他

- c 耐震性の高い施設整備

市は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成19年）」を参考に耐震性に配慮した施設づくりを行うものとする。

- d 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管

理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ア) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生する恐れのある多様な施設を次のとおり位置づける。

- ・ 駅舎、文化ホール、大規模小売店舗 等

(イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、組織的な防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備。
- b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備。
- c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業店舗等による避難等の協力の徹底。
- d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底。
- e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行。
- f 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底。

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等二次部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

市は県と協調し、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じるものとする。

- a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導するものとする。
- b 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要

な指導、助言を行うものとする。

- c 新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導するものとする。
- d 地震時による建築物の窓ガラスや看板等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。
- e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。
- f がけ地等における安全立地について
建築基準法の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導を行なう。また、区域内の既存不適格建築物の移転を促進する施策の整備に努める。
- g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- h 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業店舗等による避難の協力等の徹底を図る。

(3) 積雪に対する対策

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する施策の整備に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に耐震化や、二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく耐震性の劣る建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
- エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
 - ア 市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。
 - イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 建築物の耐震化の推進
建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な相談を受ける体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。
- (4) 老朽化した建築物の長寿命化計画
市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 防災関係機関の役割

消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第7節 道路・橋梁等の地震対策

【担当部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

市は、道路・橋梁等の耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、関係機関・部署等と相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

市関係機関と協力し、地震災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう綿密な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 市は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの一環となり、通行止めとなることで二次災害の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者である市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、市と各道路管理者は整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋梁

a 耐震補強

現在の耐震基準は阪神・淡路大震災を契機に改訂された平成8年度の道路橋示方書によっている。それ以前に建設した橋梁等は点検を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

次により設計する。

国土交通省 都市・地域整備局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改訂について」（平成24年2月16日）

(イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

ウ 道路附帯施設

市は、次により道路付帯施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、市は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 鉄道事業者の地震対策

【担当部署】総務部、（東日本旅客鉄道株式会社）（日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

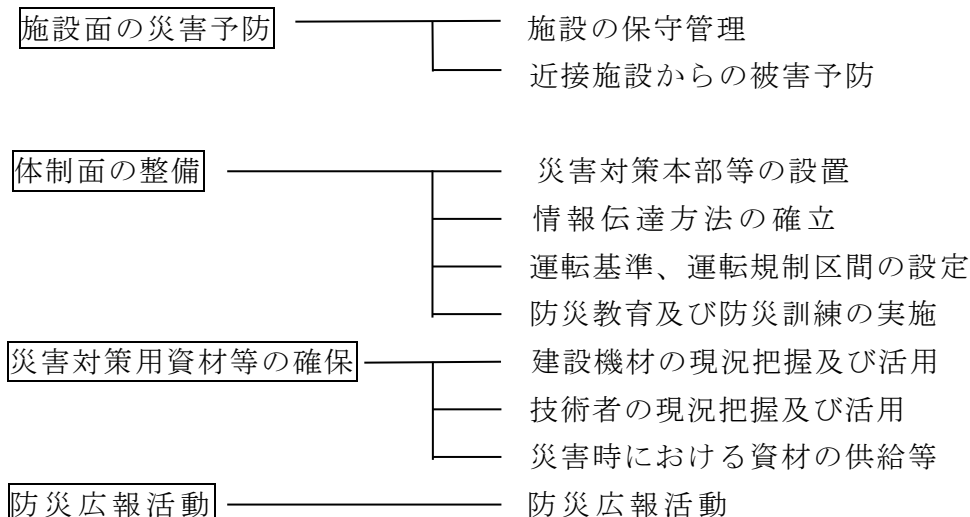
2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

3 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を

円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第9節 河川の地震対策

【担当部署】建設部、総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民は、平時から、市が指定した指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

地震発生時には、新潟地方気象台や市からの地震情報を収集するとともに、避難勧告、指示等に対して的確に行動する。

イ 市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

ウ 国、県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

また、市町村や県民へ地震に関する情報提供できるよう、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対し情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防等の河川管理施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は遅滞なく市、消防本部及び警察機関へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時より確認しておく。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに

に、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 防災体制等の整備

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(2) 防災体制等の整備

災害時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう防災体制を整備する。

(3) 要配慮者関連施設等への情報伝達体制の整備

ア 避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制をはじめとする警戒体制及び避難体制を整備する。

イ 緊急時の情報伝達媒体となる防災行政無線やメール等の整備、広報車量の確保等により情報伝達体制を整備する。

(4) 市民の防災意識向上に向けた啓発

自主防災組織等と連携し、防災訓練の実施やハザードマップの活用等により、市民の防災意識の向上を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

洪水等による災害発生時に県、市町村及び東日本高速道路(株)等公共機関から要請があった場合は、河川、ダム等の状況調査等について協力する。

防災エキスパート(※)の活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。

※防災エキスパート

本県を含む北陸地方整備局管内を対象として、公共土木施設等の整備・管理とうについての知識・経験を有する国土交通省(旧建設省)OBにより、土木専門技術ボランティア「北陸地方防災エキスパート」が平成8年3月19日に設立されている。

北陸地方整備局をはじめとする国、県、市町村及び東日本高速道路(株)等公共機関からの支援要請により、公共土木施設等の被災状況の情報収集や応急復旧の助言等をおこなう。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 農地・農業用施設等の地震対策

【担当部署】総務部、産業振興部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ロ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ハ) 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようにする。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報

が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(5) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し災害査定前に復旧工事に着手する。

3 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための勧告・指示(緊急)等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(5) 被害状況の把握

市等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を

取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し災害査定前に復旧工事に着手する。

4 防災関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 土地改良区

情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第11節 防災通信施設の整備と地震対策

【担当部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

(資料編 5 通信施設に関する資料 参照)

2 県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意思決定を支援するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

3 市の役割

(1) 市防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から市民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、通信設備の整備を検討する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためデジタル移動通信システムの整備を検討する。

ウ 地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため通信設備の整備を検討する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を検討する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に災害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の

伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 県・市防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(5) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(6) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(7) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 防災関係機関の役割

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、所有する無線通信施設の停電対策を図るものとする。

(2) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(3) アマチュア無線局

市は、災害時の通信手段の確保として、平常時からアマチュア無線局等との協力体制の整備に努めるものとする。

第12節 電気通信事業者の地震対策

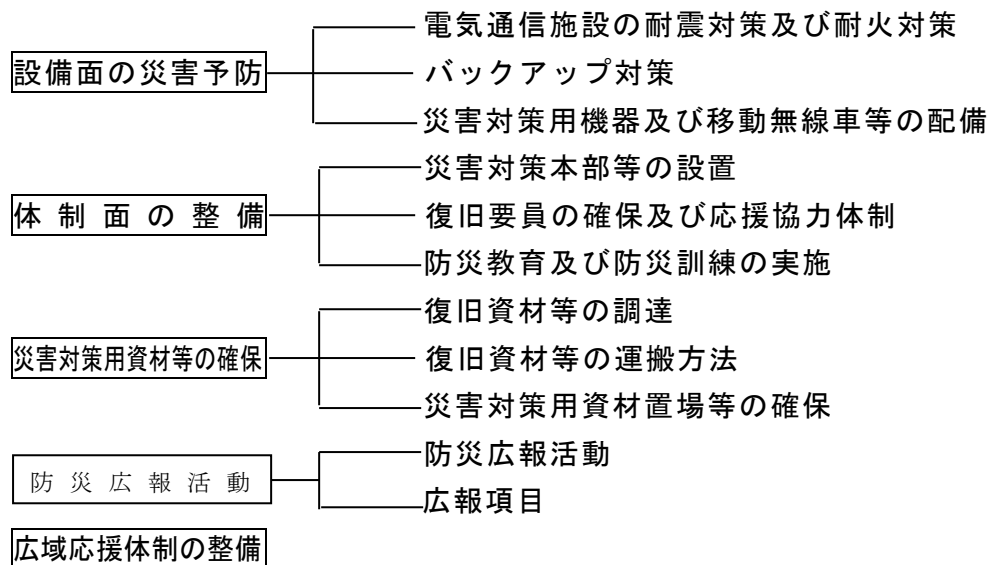
【担当部署】総務部、（東日本電信電話株式会社）

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整

備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 地震災害警戒本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

第13節 電力供給事業者の地震対策

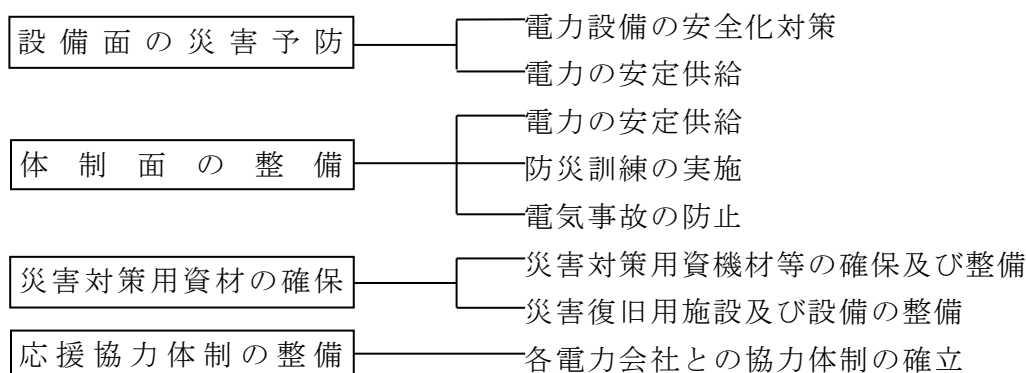
【関係部署】 総務部

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の目的

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、地震発生時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験をいかして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
送電設備	・ 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。
変電設備	・ 変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。
配電設備	・ 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤個所については支持物の補強を行う。
通信設備	・ 電気設備に関する技術基準および電力保安通信規定に基づき耐震設計を行う。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

(2) 電力の安定供給

電力供給各社との連携体制を強化し、地震発生時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

4 体制面の災害予防

(1) 電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターにおいて24時間の監視体制で、非常時に備え安定供給に努める。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、震災を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

震災時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

停電時にインターネット等を利用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。また、関連工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第14節 ガス事業者等の地震対策

【担当部署】 総務部

【担当機関】 北陸ガス株式会社、L P ガス充てん事業者、L P ガス販売事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 北陸ガス株式会社長岡供給センター、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「ガス事業者」という。）は次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(イ) 消費者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「L P ガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

エ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 市は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

(イ) 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(イ) 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置を予め周知する。

(イ) 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段確保に努める等、被害状況を、県、市へ連絡する体制を整備する。

(3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- (2) 地震発生時にとるべき安全措置について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置等の重要性について普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給体制を整備する。

エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第15節 上水道事業者の地震対策

【担当部署】総務部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市の防災担当は、上下水道局と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

(エ) 市民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	地震発生後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

2 水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに、長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理につとめる。

また、市の防災担当が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。

(1) 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送、配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

(ウ) 隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- (ウ) 応急復旧計画
 - a 応急復旧期間を設定する。
 - b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
 - c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
 - d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- (エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保
 - a 給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設を整備する。
 - b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。
- エ 災害時における協力・応援体制の確立
 - 自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。
- (3) 施設の長寿命化
 - ガス上下水道局は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 水道事業者、市の役割

- (1) 飲料水等の確保
 - 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
- (2) 連絡体制の確立
 - 関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。
- (3) 防災広報活動
 - 災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 防災関係機関の役割

- (1) 日本水道協会新潟県支部
 - 災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。
- (2) 新潟県水道協会
 - 主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第16節 下水道事業者等の地震対策

【関係部署】上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、被災時に、ただちに、被災調査、復旧工事に着手できるように、組織体制を整備し、市民に周知する。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県は、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずることができるように準備しておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・ 処理場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 管渠、ポンプ場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。

市、県は、新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるように努める。

カ 上下水道局は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市、県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備するように努める。

イ 市は、指定避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るように努める。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用に努める。

2 市民、企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 下水道施設等の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定期間および必要な応急処置を実施する。

イ 県等の協力を得ながら早期に機能回復できるように努める。

ウ 下水道等の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。

(2) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (3) 災害時における下水道使用に関する市民への普及啓発
- 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道使用について、普及啓発を図るように努める。

4 関係機関の役割

- (1) (財)新潟県下水道公社
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (2) 日本下水道事業団
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (3) (社)地域資源循環技術センター
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (4) (社)日本下水道管路管理業協会
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 被災した下水道管路の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃および修繕等、災害時の対応に協力するように努める。
- (5) (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第17節 危険物等施設等の地震対策

【関係部署】教育部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、消防本部、事業者、県は必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。

イ 消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。

イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、泡化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。
 - イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
 - ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。
- (5) 毒物劇物保管貯蔵施設
- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
 - イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。
- (6) 有害物質取扱施設等
- ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
 - イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透、大気への排出等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。
- (7) 放射性物質使用施設等
- ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
 - イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。
 - ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。
 - エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

3 市の役割

- (1) 危険物等施設の設置状況の把握（資料 7-10）

4 防災関係機関の役割

- (1) 消防本部

- ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。
- イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、

具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第18節 地震火災予防計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、市民、企業・事業所、学校、市及び県は耐震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、市民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市・消防本部の協力を得ながら防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては道路の除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

イ 消火器、水バケツ等の消火器具及び住宅用火災警報器の設置に努める。

ウ 台所など火気を使用する場所の不燃化に努める。

エ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

オ プロパンガスボンベ、灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

カ 家具類の転倒、落下防止措置に努める。

キ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業、事業所等の役割

- ア 防火管理者を選任する事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、消防用設備等の取扱い及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護技術の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等、消防用設備の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針（平成17年6月13日改正）に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

- ア 耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。
- イ 自然水利が年間通じて使用出来るよう、河川管理者等と協力し有効活用の推進を図る。
- ウ 消雪井戸等について施策を講じ、消防水利として有効活用を図る。
- エ 私設の消火栓、防火水槽の設置者に対し、維持管理の強化推進を図る。
- オ 消火栓、防火水槽の適正配置に努め、水利不足地域の解消を図る。
- カ 上記の消防水利の位置について、明記した地図の整備に努める。

(3) 消防団の充実強化

- ア 町内会、自主防災組織及び事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。
- イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、運動公園、野球場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場として予め指定する。（資料7-14）

(5) 出火防止対策

火災予防運動や予防査察などあらゆる機会を通じ、火災の発生を予防する各種安全対策を推進し、出火の防止を最重点とした防火意識の普及、啓発に努めるものとする。

- ア 消火器、水バケツ等消火器具の普及及び取扱指導の促進を図る。

- イ 火気使用場所の内装材料等の不燃化の促進を図る。
- ウ カーテン、じゅうたん等は防災製品の使用促進を図る。
- エ 灯油等、危険物貯蔵取扱いの安全管理の徹底を図る。
- オ 学校、事業所の発火危険薬品の安全管理と、保管場所の不燃化の促進を図る。

(6) 初期消火体制

初期消火活動の確立を図るため家庭、町内会、自主防災組織、事業所等(自衛消防組織)に対し、次の対策を指導するものとする。

- ア 各種訓練、集会、防災印刷物等を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難、緊急通報等、災害対応力の向上を図る。
- イ 防火管理者を選任する事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練の実施指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練の参加及び防災印刷物等の配布により、防災意識や防災行動力の向上を図る。
- ウ 予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防指導の徹底を図る。

(7) 消防力の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実、強化を図る。

- ア 消防車両、救急・救助資器材、各種消防施設の充実強化
- イ 消防団の活性化と機動力の強化推進
- ウ 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化
- エ 消防職、団員の迅速な参集方法、活動等についてのマニュアル整備

4 積雪期の消防水利維持対策

積雪期における消防水利の確保については、市民の協力を得て行うものとする。

- (1) 消防団、地域住民の協力による消防水利の除雪体制の強化を図る。
- (2) 除排雪により消防水利が使用不能とならないよう、地域住民及び除雪業者に対し指導する。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

- ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
- イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
- ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。
- エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を選任する事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。
- オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、近接消防本部応援協定及び広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施する。

※ 隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

(1) 県内統一協定(県内全消防機関が加入) 2 協定

ア 新潟県広域消防相互応援協定

イ 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

(2) 県内消防機関とのもの 2 協定

ア 中部消防応援協定

イ 北陸自動車道消防相互応援協定

第19節 廃棄物処理体制の整備

【関係部署】建設部

1 計画の方針

基本方針

- (1) 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 市民（各家庭等）は、家屋の倒壊によるがれき類の大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
- (3) 市は、震災時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、市民に対し協力を求める事項について周知する。
- (4) 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、応急復旧対策の整備に努める。
- (5) 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

2 市民の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊、家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 - ア 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。
 - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等
 - ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
 - イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- (3) 協力体制の整備
 - ア 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) 新潟県

- ア 市で対応しきれない災害ごみの収集・運搬・処理、し尿、浄化槽の応急復旧等の要請に対し、体制を整備する。
- イ 緊急連絡体制を整備する。

第20節 救急・救助体制の整備

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 見附警察署、市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 消防本部、県、医師会及び歯科医師会などは救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、消防本部、県、県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 市、県、消防本部、消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(キ) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

(ク) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

(ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材

を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

市及び消防本部は、消防力の整備指針及び自ら定める計画に基づき、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等を計画的に整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、見附警察署、市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期での対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織活動に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察、市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療器材等の供給協定（福祉保健部）

市における医療器材等の不足に対応するため、新潟県医理科機械同業者組合と医療器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災態勢の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等と協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

4 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市、消防本部は、消防力の整備指針（平成26年10月31日改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資機材及び人員等を整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、管轄警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 市民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救急・救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会及び歯科医師会などを通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会及び歯科医師会などと連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

医師会及び歯科医師会などの対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して救護所、救護病院（市立病院）、及び現地に派遣し医療活動を行う。また、医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

第21節 医療救護体制の整備

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市及び県は、地震の災害から地域住民の生命、健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMA T）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- (ウ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (エ) 県は、それぞれ地域の医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。
- (オ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ 活動の調整

- (ア) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。
- (イ) 被災地における医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等が、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、

県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体（医師会・歯科医師会）

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

(ア) 病院

- a 見附市立病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。
- b 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。
 - ・災害対策委員会の設置
 - ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
 - ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
 - ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
 - ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
 - ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(イ) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

イ 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

- a 基幹災害医療センターは、長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害医療センターは、災害時の患者受入、水・医療資器材等の備蓄等

に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

3 県の役割

(1) 新潟DMA T、県医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、新潟DMA T、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

(2) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(3) 医療資器材等の供給支援

県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医理科器械同業組合及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る計画を定める。

また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(4) 災害医療救護対策の充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

4 市の役割

(1) 救護病院体制の整備

救護病院指定病院である見附市立病院は、この計画を踏まえて災害時医療体制を整備するとともに、定期的に防災訓練等を行い災害に備えるよう努める。

(2) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会及び歯科医師会などの医療関係団体と、救護所設置に係る医療救護班及び歯科医療救護班の編成について協議する。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所において応急処置用資機材の備蓄を図るとともに、見附市薬剤師会

と薬剤師の派遣、見附市薬業協同組合と医薬品等の確保、供給について事前に協議する。

(4) 医療救護体制の方針

- ア 災害時における最悪の事態、状況を想定して確立する。
- イ 医療救護計画が円滑に機能するよう、市民、自主防災組織の役割を明確にするとともに、周知、連携等の整備に努める。
- ウ 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- エ 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

第22節 避難体制の整備

【関係部署】総務部、福祉保健部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- ア 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- エ 避難誘導体制の整備
- オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、※防災ファミリーサポート制度を活用するとともに特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

※防災ファミリーサポート制度

災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（避難行動要支援者）を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ、防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、

地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと

(ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法を予め決めておくこと

(エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること

(オ) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること

c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること

d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること

e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること

c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと

(ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 要配慮者等の避難を支援すること

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）等情報伝達体制の整備

ア 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

イ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡。連携体制の構築に努める。

ウ 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

エ 避難情報伝達に、FM放送、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

オ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

(3) 避難情報発出の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する

ア 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発令基準を設定する。

イ その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水予測区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲を予め特定する。

エ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア 避難指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別に予め定める。

イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協

力して「避難支援計画」を策定する。

- ウ 避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(5) 避難所等の指定

ア 指定と周知

(ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは統一的な図記号等を用いたわかりやすい標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

イ 指定にあたっての注意点

(ア) 指定緊急避難場所については、災害に対して安全な構造を有する施設とし、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造、又は設備を有する施設を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること

(エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること

(オ) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること

面積の目安は、避難場所は1人当たり 1.0 m²とし、避難所は1人当たり 3～4 m²のスペースとすることに努める。

(カ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること

(キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮すること

(ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

(ケ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とすること

(コ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛

星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること

- (サ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (セ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (ウ) 避難所開設の初動対応を予めマニュアル化しておくよう努める。
- (エ) 避難施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める
- (カ) 避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。
- (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 市長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設を予め指定する。
- (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

オ 緊急地震速報

- (ア) 市は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制の整備に努める。
- (イ) 緊急地震速報はその特性や限界をよく理解したうえで利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。そのため

市は住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め緊急地震速報について普及啓発に努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受入に備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関などの協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記した防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

4 関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 過去の地震災害の記録等を公表し、市民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。

ウ 土砂災害警戒情報等を、インターネットを通じて県民に提供する。

(2) 新潟地方气象台

報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

(空白)

第23節 要配慮者の安全確保計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる町内会、自主防災組織、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができるよう※防災ファミリーサポート制度などの体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
情報の把握、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・要配慮者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
保健・福祉対策	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受け入れ

	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策		・外国人への防災教育の実施 ・外国語による災害情報等の提供方法や相談体制の整備

ア 県

県は、市、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難支援プラン作成のための体制づくりの支援を行う。

イ 市

市は、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。また、*防災ファミリーサポート制度における名簿の作成や地域、団体及び組織への協力依頼に努める。

職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市、県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努める。

エ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、市や県の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策等を行う。

オ 町内会、自主防災組織等

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保健事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保を図るため、*防災ファミリーサポート制度による体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市は※防災ファミリーサポート制度における避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難行動要支援者マップの整備にも努める。名簿及びマップについて変更があった場合は適宜更新を図る。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施す

※防災ファミリーサポート制度
災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（要配慮者）を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な
助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、県、民生委員、町内会、自主防災組織等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員、福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、防災関係者と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第25節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、啓発、訓練等

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの備品等の確保を図る。収集した避難行動要支援者情報は、個人情報の保護に関する法令に配慮して、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。また、県や防災関係機関との情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者対象の防災訓練の実施や、避難支援者に対する説明会の実施などの体制整備に努める。

要配慮者関連施設に対しては、防災関連情報の伝達体制を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防署、消防団、町内会、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の特性に応じた生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市

町村等応援の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保健事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

避難行動要支援者への情報提供にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等を通じて、避難支援者を含めて確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語

化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(7) 市の地域防災計画で定める事項

- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・避難支援等関係者となる者
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- ・避難支援等関係者の安全確保
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（避難のための情報伝達）
- ・要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制
- ・要配慮者への福祉・保健サービスの提供体制
- ・訪日外国人旅行者等への情報伝達体制
- ・災害時の多言語支援体制

第24節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が取り出せない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。
- ウ 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う。
- エ 県及び市は、上記の責務を果たすため、別途協議の上、物資等の備蓄目標とお互いの分担割合を定めると共に、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 市は、食料の供給に当たって、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。
- イ 市は、年齢、性差、障害等により必要となる物資の供給に配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ア 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。
- イ 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
- ウ 市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも2週間の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）程度の食料、物資等並びに非常用電源等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。
- イ 発電機等災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取
り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織、災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 非常用食料や毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、
発災直後の市・県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第25節 学校の地震防災対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育、防災訓練を実施する。
- イ 学校設置者（市、県、学校法人等）は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。
- ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、見附市地域防災計画に沿って各学校及び学校設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。
- エ 県は、学校設置者として、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第22節「要配慮者の安全確保対策」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引きを参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

- ア 予防対策 ①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備
 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施
 ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備など
- イ 応急対策 ①地震発生直後の生徒等の安全確保 ②避難誘導
 ③生徒等の安否確認 ④被災状況の把握と報告
 ⑤避難所開設・運営協力 ⑥下校措置又は保護継続
 ⑦教育活動の再開 ⑧生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、学校の危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、又は、マニユ

アルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不要になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自

ら危険な環境を改善することができるようにすること。

- (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるように、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）。

3 学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

見附市域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

- (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実
- ウ 情報連絡体制
 - (ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
 - (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
 - (ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

- (1) 市立学校の設置者としての役割 …… 前項記載のとおり
- (2) 学校に対する支援、助言

市は、見附市地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）
第3項記載のとおり
- (2) 他の学校設置者等に対する助言、指導（総務部、県教育委員会）
県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう助言・指導を行う。
- (3) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）
県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。
- (4) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）
県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第26節 文化財の地震防災対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市並びに文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 県指定等文化財

市に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第27節 ボランティア受入れ体制の整備

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

ア 災害救援ボランティアの育成

市は、県と連携しながら、ボランティアリーダー、コーディネーター養成研修等を計画し、災害救援ボランティアの育成に努めるものとする。

イ 災害救援ボランティアの登録

市は、ボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、ボランティアの登録を行うものとする。

ウ ボランティア現地本部

市は、見附市社会福祉協議会、日本赤十字新潟県支部見附市地区等関係機関団体と連携を図りながら、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるよう、ボランティア現地本部が、迅速に組織できる体制について整備するものとする。

(3) 災害発生時のボランティア活動支援体制整備

ア ボランティア活動本部の設置

市、見附市社会福祉協議会及び関係団体は、災害発生時のボランティア活動の円滑な実施を支援するため、見附市ボランティア活動現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 現地本部の活動

- a ボランティアの要請、受入れ、登録
- b 被災者のニーズの把握と分析
- c 具体的救援活動の調整、指示
- d 救援活動に要する物資の確保と配付

(イ) 現地本部の体制

現地本部は、市災害対策本部と密接な連携を図りながら、災害救援活動経験者や一般ボランティアの協力によって運営する。

ウ 現地本部は、市外、県外からのボランティアへの対応には、県ボランティア活動救援本部に総合的なボランティアコーディネートを依頼する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、見附市社会福祉協議会及び関係団体と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援を行う。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報の共有を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

ア 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

3 関係機関の役割

(1) 見附市社会福祉協議会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部見附市地区、新潟県共同募金会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の日本赤十字社の支部や他の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内NPO

県ボランティア本部やボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第28節 市の業務継続計画

【関係部署】総務部

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することなどにより、市の業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するために必要となる資源の確保や教育、訓練を通じた体制の整備に努める。

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係部署】全部署

1 計画の方針

市は、大規模な地震による災害が市内で発生した場合、国、県をはじめとする防災関係機関相互に連携し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 市の災害対策本部等の種類

市は、地震が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」、又は「警戒本部」を設置する。

(2) 災害対策本部等の設置基準

ア 初動時の対応

市で最大震度 5 弱以上の地震を観測した場合には、震度等の情報に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」や「警戒本部」を、直ちに設置して、情報収集・提供等を開始する。

イ 情報収集後の対応

被害の状況等から、市長が必要と判断した場合には「災害対策本部」を設置し、被害が小さく各部がそれぞれ対応する場合には、必要に応じて「警戒本部」を設置する。

〔災害対策本部等の設置区分一覧〕

初動時の情報	初動時の対応	情報収集後の対応
震度 5 強以上	直ちに「災害対策本部」を設置（非常体制）	
震度 5 弱	直ちに「警戒本部」を設置（警戒体制）	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置
震度 4	企画調整課を中心に各部から情報収集を実施（準備体制）	2 被害の発生が判明した場合 → 必要に応じ、「警戒本部」を設置

(3) 災害対策本部等の組織・運営

見附市災害対策本部は、災害対策基本法、見附市災害対策本部条例等の定めるところにより、見附市災害対策本部の組織、運営等について定める。

なお、災害対策本部の体制については、災害等の規模により本部長（市長）がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 見附市災害対策本部の設置

ア 設置の基準

市長は、次の場合に見附市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	○地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 で、全庁的な対応が必要であると認められる場合 ○地震による震度5強以上の揺れが観測された場合
廃止基準	○災害応急対策が概ね完了した場合 ○その他必要がなくなつたと認めた場合

イ 本部の設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市の施設の中から市長が指定する施設とする。

ウ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

エ 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部等への周知は、庁内放送又は電話等により行う。

オ 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

(ア) 市は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちに、新潟県、警察署、地域振興局等の関係機関にその旨を連絡する。

(イ) 企画調整課長は、本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表する。

カ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を設置する。

(イ) 見附市防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2) 見附市災害対策本部の組織図



部名	部長	副部長	班名	班長	班 員
総務部	企画調整課長	総務課長 議会事務局長	総務班	企画調整課長補佐	企画調整課員 総務課員 議会事務局員
			情報班	企画調整課長補佐	
			財務班	企画調整課長補佐	
			情報システム班	総務課長補佐	
出納部	会計課長		会計班	会計課長補佐	会計課員
民生部	まちづくり課長	市民税務課長 監査委員事務局長	避難対策班	中央公民館長 市民税務課長補佐	こども課員 まちづくり課員 市民税務課員 教育総務課員 学校教育課員 健康福祉課員 監査事務局員 議会事務局員
			避難者支援班	まちづくり課長補佐 まちづくり課長補佐	
			家屋調査班	市民税務課長補佐	
福祉保健部	健康福祉課長		福祉保健班	健康福祉課長補佐	健康福祉課員
産業部	農林創生課長	地域経済課長	農林班	農林創生課長補佐	農林創生課員
			商工班	地域経済課長補佐	地域経済課員
建設部	建設課長	都市環境課長	建設班	建設課長補佐 都市環境課長補佐	建設課員 都市環境課員
			生活衛生班	都市環境課長補佐	
上下水道部	上下水道局長		水道班	上下水道局次長	上下水道局員
			下水道班	上下水道局次長	
教育部	教育総務課長	学校教育課長 こども課長	教育総務班	教育総務課長補佐	教育総務課員
			学校教育班	学校教育課長補佐	学校教育課員
			幼児保育班	こども課長補佐	こども課員
医療部	病院事務長		庶務班	病院次長	市立病院職員
			治療班	病院次長	
			看護班	看護部長	

(3) 本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐する。

ウ 指揮命令の順位

本部長に事故あるときに本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

（第1順位：副市長、第2順位：企画調整課長、第3順位：総務課長）

エ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部において、市本部の事務に従事する。

(イ) 本部員の構成は次のとおりとする。

全課長、上下水道局長、病院事務長、消防長及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する。なお、やむを得ず本部員が従事できない場合は、各部の班長等を代理として従事させる。

オ 災害対策本部職員

(ア) 災害対策本部の職員については、あらかじめ市長が指名する。

(イ) 災害対策本部職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

カ 会議の開催

(ア) 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議の構成は、本部長、副本部長、企画調整課長及び本部長がその都度指示する本部員とする。

c 協議事項等は、次のとおりとする。

(a) 市の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

(b) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(c) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(d) 公用負担に関する事項

(e) その他災害対策上重要な事項

(イ) 緊急対策会議

本部長は、災害対策に係る検討を行うため、必要に応じ緊急対策会議を招集する。

(4) 本部における職員応援

ア 本部

(ア) 災害対応に必要な人員については、総務部（総務班）が調整を行う。

(イ) 職員の応援は、主として本庁を中心に行うこととし、それでも不足する場合

は、出先等に対して応援を依頼する。

- (ウ) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、災害時応援協定市町、新潟県等に職員の派遣を要請し、応援を得るものとする。

3 警戒本部

(1) 設置

市内で地震による震度5弱以上の揺れを観測した場合には、直ちに設置する。

ア 名称は「〇〇警戒本部」とする。

イ 設置者は市長とする。

ウ 設置場所は、見附市役所に設置する。

エ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

- ・庁舎内：庁内放送又はメール等
- ・県地域振興局等：FAX又はメール等
- ・警察署その他関係機関：FAX又はメール等

オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、企画調整課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページに掲載する。

(2) 組織

ア 本部長：市長

イ 副本部長：副市長、教育長

ウ 本部員：本部長の指定する関係部長等

(3) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 市の活動体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び見附市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

別表1 災害対策本部分掌事務

部名	班名	業務分掌
総務部	総務班	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部会議及び本部の庶務に関すること。 3.防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4.各部との連絡及び応援職員の調整に関すること。 5.無線通信の統括に関すること。 6.車両の確保及び配車に関すること。 7.県への連絡及び被害報告に関すること。 8.県、他市町村への応援要請及び受け入れ調整に関すること。 9.災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関すること。 10.自衛隊の災害派遣要請、受け入れ態勢に関すること。 11.職員の被災状況の把握に関すること。 12.ヘリポートの設置に関すること。 13.町内会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 14.本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。 15.災害時における職員の健康管理に関すること。 16.国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。 17.災害関連死の認定に関すること。 18.市議会との連絡に関すること。 19.その他、各部に属さない事項。
	情報班	1.被害状況の収集、集計に関すること。 2.河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。 3.警報の伝達、避難の指示等に関すること。 4.各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 5.市民への広報に関すること。 6.報道機関との連絡調整に関すること。 7.災害記録に関すること。 8.国、県等との陳情、視察等に関すること。 9.市のホームページの更新に関すること。 10.所要見舞者の応接に関すること。
	財務班	1.災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。 2.市有財産の被害調査に関すること。 3.義援金の給付配付に関すること。 4.災害弔慰金等の支給に関すること。 5.災害援護資金に関すること

	情報システム班	6.被災者生活再建支援金に関する事。 7.被害状況及び損害額の集計の取りまとめに関する事。 8.災害時における予算及び資金の管理に関する事。 9.災害対策基金の管理運用に関する事。 10.激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)の適用に関する事。 1.市所有の情報システムの機能確保に関する事。 2.システム・インフラの復旧に関する事。 3.庁舎内システム・インフラの動作状況及び被害調査に関する事。 4.代替拠点施設の被害調査に関する事。 5.ICT 資源の確認及び確保に関する事。
出納部	会計班	1.災害時における出納、経理に関する事。 2.救援資金及び見舞金の受入れに関する事。 3.被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関する事。
民生部	避難対策班 避難者支援班 家屋調査班	1.指定避難所の開設に関する事。 2.避難者救護に関する事。 3.避難者名簿の作成に関する事。 4.指定避難所施設の災害対策及び被害調査に関する事。 5.避難所関連システムに関する事。 6.仮設トイレの設置に関する事。 1.被災者に対する応急品の給与に関する事。 2.救援物資の受入れ及び配付に関する事。 3.ボランティアに関する事。 4.外国人の被災調査に関する事。 5.被災外国人に対する支援に関する事。 6.食糧確保及び緊急炊き出しに関する事。 7.緊急物資管理システムに関する事。 8.遺体の収容及び埋火葬に関する事。 1.被災世帯(家屋)の調査に関する事。 2.被災者台帳の作成に関する事。 3.り災証明に関する事。 4.被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 5.被災者支援システムに関する事。
保健部	福祉保健班	1.要配慮者の救助に関する事。 2.被災者相談所の開設に関する事。

		3.人的被害状況の調査に関する事。 4.被災者に対する福祉相談に関する事。 5.重傷者名簿の作成に関する事。 6.安否情報の収集に関する事。 7 要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関する事。 8.被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関する事。 9.被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 10.被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関する事。 11. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置検討に関する事。 12.社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。 13.医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 14.福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事。 15.感染症予防及び防疫対策に関する事。 16.看護班の編成及び傷病人の応急救護に関する事。 17.保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関する事。 18.保健医療情報の収集に関する事。 19.保健衛生活動の実施に関する事。 20.被災者の入浴支援に関する事。 21.被災者に対する栄養指導に関する事。 22.被災者の精神保健指導に関する事。
産業部	農林班	1.農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関する事。 2.治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関する事。 3.被災農業者に対する災害融資に関する事。 4.農林関係機関・団体との連絡調整に関する事。 5.災害時における家畜伝染病の防疫に関する事。
	商工班	1.商工業者の災害対策及び被害調査に関する事。 2.被災商工業者に対する災害融資に関する事。 3.商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関する事。 4.災害時における雇用確保に関する事。
建設部	建設班	1.土木施設の災害防止及び復旧に関する事。 2.道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3.公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関する事。 4.土木災害応急機材の調達に関する事。 5.水防活動の連絡調整に関する事。 6.建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険度判定に関する事。

建設部	生活衛生班	7.市営住宅等の災害対策及び被害調査に関すること。 8.応急仮設住宅に関すること。 9.建設業者との連絡調整に関すること。 10.住宅被災地の公営住宅への特定入居に関すること。 1.清掃な並びに塵芥及びし尿処理に関すること。 2.廃棄物の処理に関すること。 3.企業の公害発生防止指導に関すること。 4.死亡獣畜等の処理に関すること。 5.ねずみ族、害虫等の駆除に関すること。 6.衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7.愛玩動物に関すること。
上下水道部	水道班 下水道班	1.水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関すること。 2.水道施設の被害調査に関すること。 3.飲料水の確保及び給水に関すること。 4.飲料水の水質管理に関すること。 1.下水道施設の災害対策及び応急普及対策に関すること。 2.下水道施設の被害調査に関すること。 3.排水施設の管理及び運転に関すること。 4.農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関すること。
医療部	庶務班 治療班 看護班	1.医療救護対策に関すること 2.関係医療機関との連絡調整に関すること。 3.救護病院の開設及び管理に関すること。 1.災害時の医療救護に関すること。 1.災害時の病人、負傷者の看護に関すること。
教育部	教育総務班 学校教育班	1.教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2.学用品の調達あっせんに関すること。 3..部内の連絡調整に関すること。 1.学校教育の確保に関すること。 2.児童、生徒の避難に関すること。 3.災害時における応急教育に関すること。 4.各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること。 5.児童生徒及び教職員の被災状況調査に関すること。 6.PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関すること。

	幼児保育班	1.保育児童の被災状況調査に関すること。 2.被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 3.保育園児の避難に関すること。
消防本部		1.消火、救急、救助等、消防に関すること。

第2節 職員の配備・招集

【関係部署】全部署

1 計画の方針

予測できない地震災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することになる。災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び、職員招集体制等を次のとおり定める。

(1) 地震発生時における配備体制

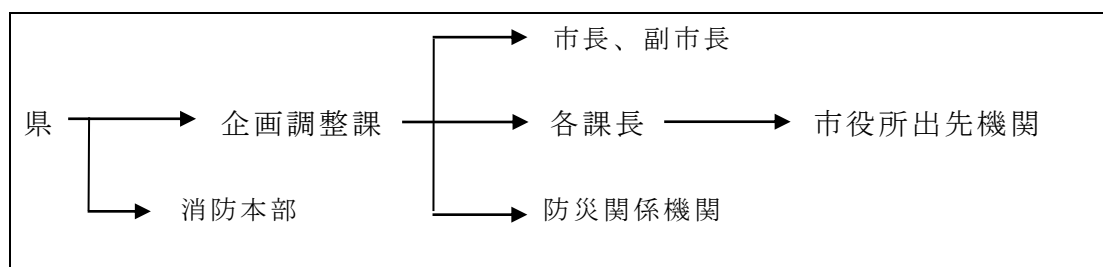
市内に地震が発生した場合の災害応急対策が必要となる各課は、迅速に職員を配備する。なお、震度4以上の地震が発生した時の職員の配備体制は次の基準による。

配備体制	配備基準	対象職員
第1次配備	市内で震度4の地震を観測したとき	・災害対策の部長・班長が 予め指定した職員
第2次配備	市内で震度5弱の地震を観測したとき	・第1次配備職員 ・災害対策の部長・班長
第3次配備	市内で震度5強以上の地震を観測したとき	・全職員

(2) 勤務時間における対応

ア 地震情報の伝達

市内において震度4以上の地震を観測した場合は次の経路により地震情報を伝達する。



(注) 庁内放送が可能な場合は、庁内放送をもって伝達に代えることができる。

イ 各部における情報の把握

各部の長は、上記ア又は他の方法で地震の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努め、企画調整課長へ報告するものとする。

ウ 緊急連絡会議の招集

企画調整課長は、必要に応じて災害対策に関係する課長をメンバーとする「連絡会議」を開催し、迅速な応急対策について協議する。

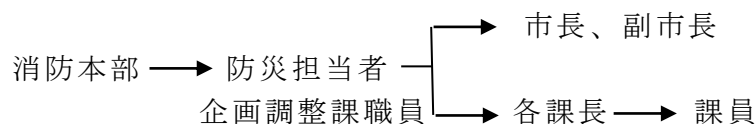
(3) 勤務時間外（夜間・休日等）における職員の招集

ア 災害時登庁職員の指定

勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる所属の長は、前記1の「配備体制」の配置基準に応じ、登庁させる職員（以下「指定登庁職員」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 勤務時間外における地震等の情報の伝達

勤務時間外に市内で震度4以上の地震を観測した場合、次の経路により地震情報を伝達し招集する。ただし、招集を受けるべき職員が自ら当該地震の発生を知ったときは、自主的に登庁するものとする。



ウ 指定登庁職員の登庁

(ア) 指定登庁職員は上記イの勤務時間外（夜間・休日等）における伝達経路により地震の発生を知った場合は速やかに登庁するものとする。

この場合、自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁するものとする。

(イ) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、所属長へその旨を連絡しその後の指示を受けるものとする。

エ 指定登庁職員による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、所属部長又は班長に報告するものとする。

オ 震度5強以上の場合の招集

(ア) 勤務時間外に市内で震度5強以上の地震を観測した場合、職員は参集の伝達を待たずに、速やかに参集するものとする。

(イ) 参集場所

原則として、本庁職員にあつては本庁舎、出先機関職員に所属する職員にあつては出先機関に参集する。

(ウ) 参集手段

参集時の交通手段は道路交通網の状態を勘案して、可能な限り速やかに参集できる手段により参集するものとする。

(エ) 参集途上の措置

職員は参集途上において可能な限り被害状況を調査するものとする。また、要救護者を発見したときは必要な救護措置を行った後、速やかに参集するものとする。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

【関係部署】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 被災した場合、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- b 被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
- c 他市町村が被災にあった場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- e 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- f 災害規模や被災地ニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに円滑な応援受け入れのため、応援受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- g 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

(イ) 県の責務

- a 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。

また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

- b 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。
- c 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- d 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- f 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに円滑な応援受け入れのため、応援受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- g 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- h 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築に努める。
- i 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- j 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の

連絡体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

K 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連絡体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

l 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

m 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) その他の防災関係機関

a その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

b 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

c ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

d 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

e 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

イ 体制の調整

県災害対策本部、見附市災害対策本部等

ウ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

(ア) 災害時相互応援に関する協定の締結

(イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立

(ウ) 受援計画の整備など応援受入体制の確立

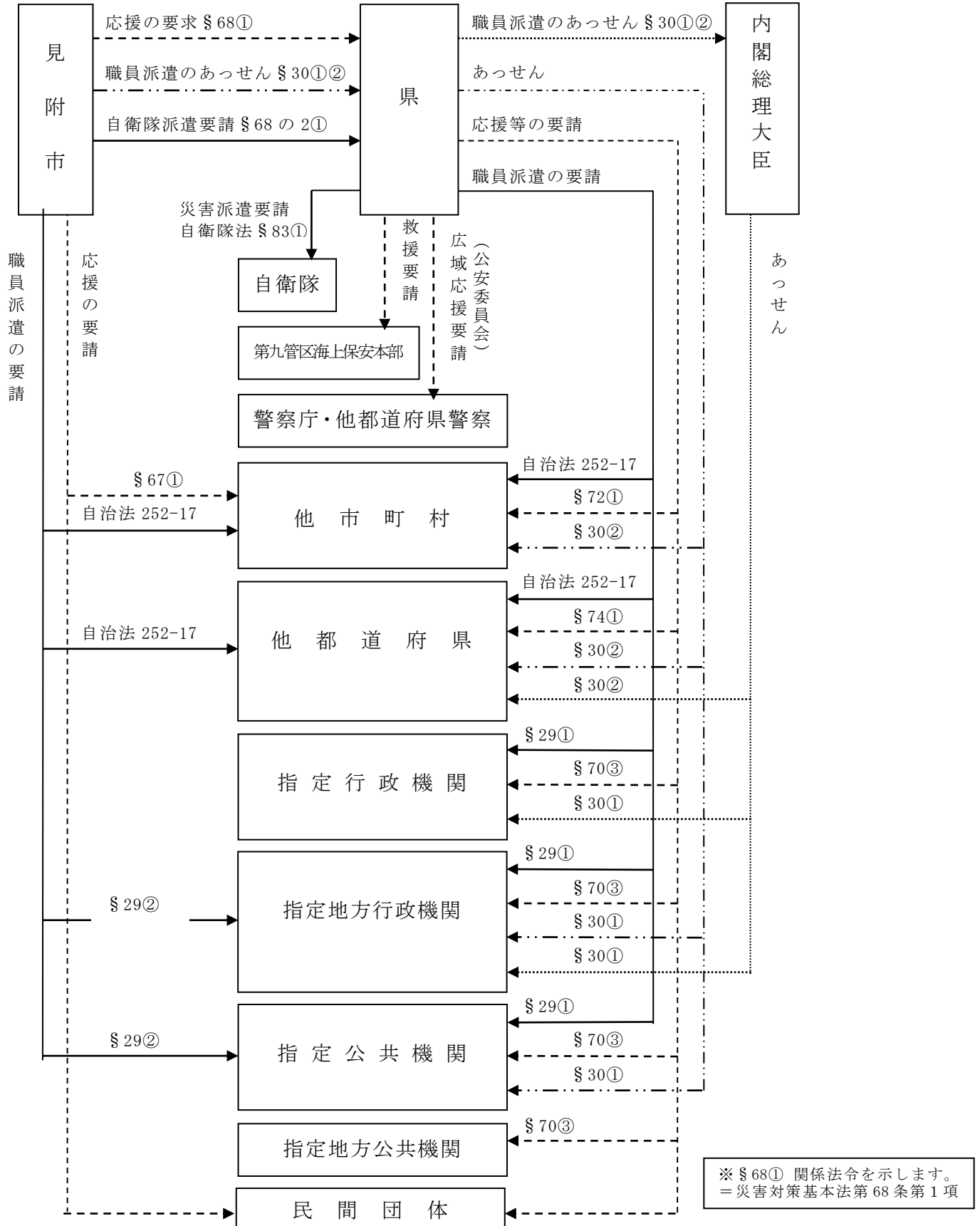
(エ) 応援計画の整備など応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

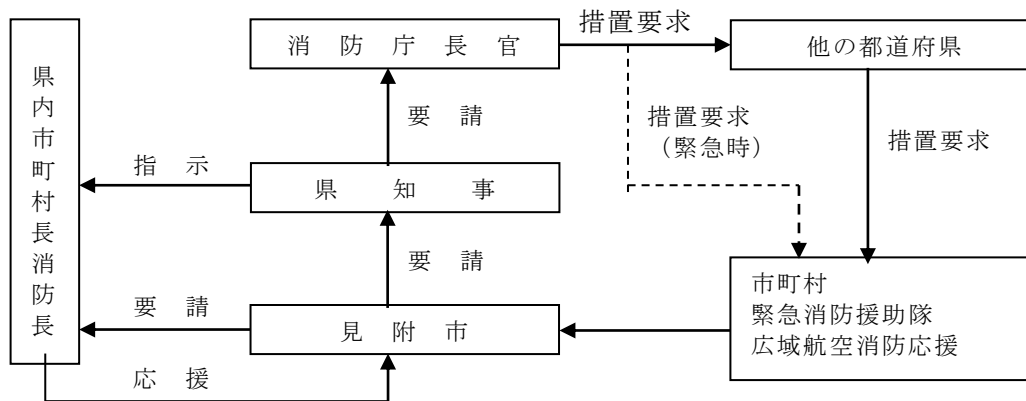
積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した受入れ体制を確立する。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	○他市町村への応援要請 応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○県への応援又は応急措置実施の要請 応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請 応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第10節) ○消防の広域応援 (第3章第14節)	他の市町村長 県知事 民間団体

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書による要請を行なう時間的余裕が無い場合は、電話等で要請し、その後文書を送付する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事若しくは市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。	県知事、市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

(空白)

第4節 災害時の通信確保

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。
- b 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

市から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

イ 活動の調整

県災害対策本部（統括調整部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保するよう努める。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は、災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

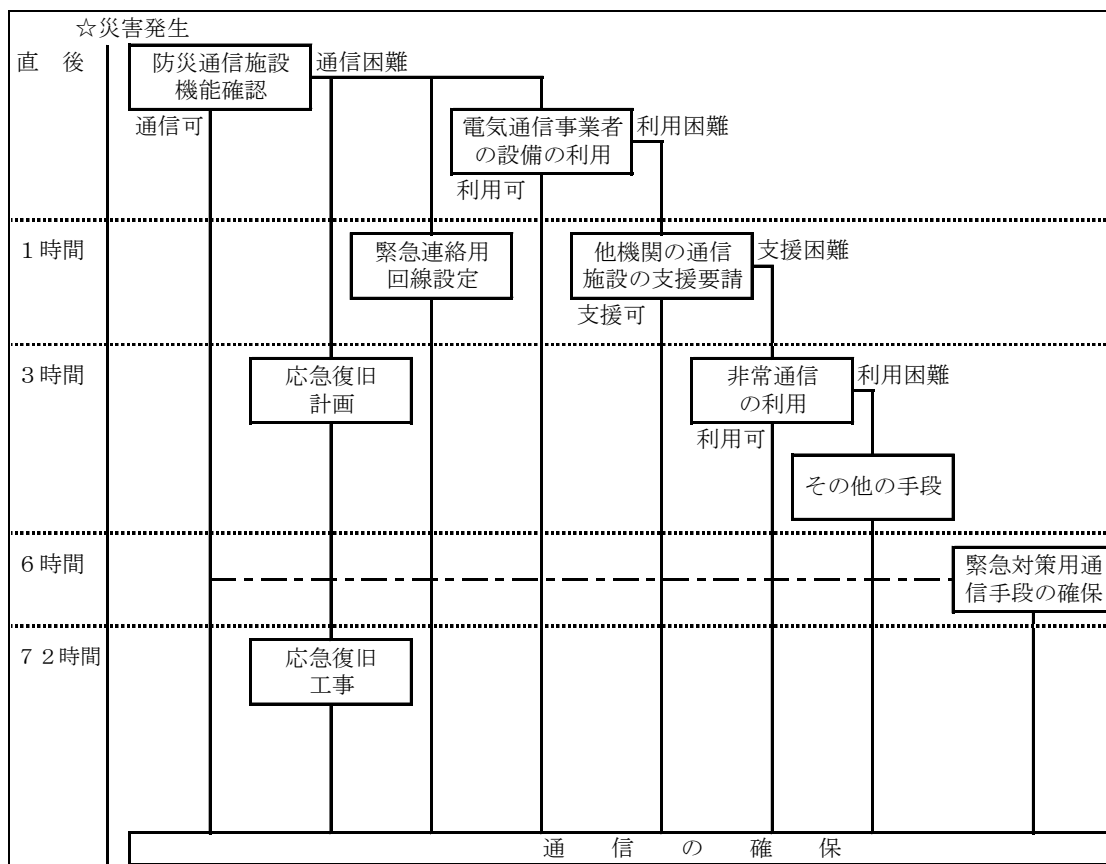
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 防災通信施設の機能確認

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 ・ 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が、一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。	電 気 通 信 事 業 者

(3) 緊急連絡用回線の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・電気通信事業者、通信機器販売業者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電 気 通 信 事 業 者、通信機器販売業者等 総務省

(4) 他機関への通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電 気 通 信 事 業 者、防災関係機関等 自衛隊

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・所管する防災行政無線設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。 なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	見附アマチュア無線クラブ

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	通信事業者、防災関係機関等

第5節 被災状況等収集伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

市及び関係機関は、地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、各防災機関及び市民に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

ア 各主体の責務

(ア) 市民の役割

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 市・消防機関の役割

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、町内会、自主防災組織等から情報収集できる体制を予め確立する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、市内で震度4以上の地震等を観測した場合、被害の第一報を県防災局へ報告する。また、震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

農業施設や公共土木施設等が被災した場合、必要に応じて県に災害報告を行なう。

(ウ) 県の役割

- a 県は県内で震度4以上の地震を観測した場合には、被災地の消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。
- b 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局に対してヘリコプターによる情報収集を依頼する。
- c 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市町村に提供する。
- d 上記の情報収集・提供を行う拠点として、危機管理センターの整備を進め、情報収集伝達体制を確立する。
- e 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起

こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

f 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

g 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

h 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(エ) 県警察の役割

a 地震発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

b ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

イ 活動の調整

市は、国、県、他市町村、消防機関、県警察本部、防災関係機関と協力し、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

市は、災害関連情報等を集約し、他市町村・消防機関、防災関係機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達として、市、消防団、町内会、自主防災組織等の避難誘導體制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報などを配慮する。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪期においては、避難時に携帯ラジオを携行し、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、市民等	警察、消防機関、市等	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市等	県、報道機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市等	町内会、市民	同上

3 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・見附市地域防災計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 ・避難所を開設したとき、又は自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	市、消防本部、見附警察署
防災関係機関	・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・県に被害状況を連絡する。 ・避難指示等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。	
防災関係機関	・ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を市へ報告する。	

第6節 広報計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 県

地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保する。

(イ) 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。
また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(ウ) 見附警察署

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

(エ) 新潟地方気象台

地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震・津波に関する情報を広報する。

(オ) 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

(カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(キ) 公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(ク) 報道機関

地震に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき放送する。

(ケ) 市民、企業・事業所等

地震に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 達成目標

災害発生時の各段階における広報を、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- オ 自主防災組織、町内会等は、高齢者、障害者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- カ 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

2 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
- (イ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報
- (ウ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (オ) 自主防災組織及び町内会等からの相談・要望等
- (カ) 被災者の相談・要望・意見
- (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

- (ア) 電話・FAX・メール・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (イ) 市民相談窓口の開設
- (ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (エ) テレビ・ラジオ放送局等（市は、平時から事業者との協力体制を整えておく。）への報道依頼
- (オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 地震・余震の各地の震度情報
- (イ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応に関する情報
- (エ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (カ) ライフライン、交通情報
- (キ) 物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (ク) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (ケ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集
- (キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者への情報提供

(3) 新潟地方気象台

ア 役割

地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、地震に関する情報等提供する。

イ 広報すべき事項

緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、地震に関する情報等

ウ 手段

- (ア) 防災情報システム等での提供
- (イ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(4) 北陸地方整備局

ア 役割

国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

イ 広報すべき事項

道路等の所管施設の被災状況及び復旧に関する情報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供

- (イ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (5) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
 - (イ) 利用者相談窓口の開設
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (6) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
 - (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (7) 見附警察署

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) 警察官による現場広報

- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (8) その他防災関係機関等
市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。
- (9) インターネットによる情報発信における連携
各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

3 災害対策基本法第57条に基づく報道要請

市又は県は、災害対策基本法第55条又は第56条の規定による災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	対 策	協力依頼先
市 県	・ 放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。	日本放送協会 及び民間放送 各社
報道機関	・ 報道要請に基づき放送する。	

(1) 要請内容

火災の延焼、危険物の流出等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけ

(2) 各報道機関の連絡先

機関名	所 在 地	電話(昼間)	電話(夜間)	F A X	責 任 者
N H K	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	265-1145	放送部長
B S N	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	267-3469	267-5810	報道担当部長
N S T	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-248-7234	249-8850	249-8881	報道部長
T e N Y	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	同左	283-8159	報道部長
U X	新潟市中央区 下大川前通 2230-19	025-223-8608	同左	223-0194	報道グループ長
F M新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311	246-2314	245-3577	放送営業部次長
F M P O R T	新潟市中央区万代 2-1-1	025-240-0079	246-5190	246-5185	編成制作部長

4 災害発生時の各段階における広報

(1) 地震発生直後(地震発生後概ね3～4時間以内))

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・危険地域の市民に広報車、FAX、メール等により避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織等と協力して、情報を漏れなく伝達する。	消防団 自主防災組織 町内会

(2) 災害応急対策初動期(災害発生後概ね2日以内)

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	・市民に対する避難指示 ・避難所の開設等 ・給水・炊き出しの実施、物資の配給	消防団 自主防災組織 町内会
ライフライン 関係機関	・被災による使用不能状況 ・使用可能の場合の使用上の注意等	
公共交通機関	・被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ ・臨時ダイヤ等	

(3) 災害応急対策本格稼働期(地震発生後概ね3日目以降)

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	・消毒・衛生・医療救護 ・小中学校の授業再開予定 ・仮設住宅への入居	
ライフライン 関係機関 公共交通機関	・復旧見込み ・災害時の特例措置の実施状況	

(4) 復旧対策期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	・罹災証明の発行 ・生活再建資金の貸し付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活再建に関する情報	

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く市民に求め、市の災害対応

の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 自主防災組織及び町内会等からの相談・要望等の受け付け ・ 被災者のための相談窓口の設置	
ライフライン 関係機関	・ 利用者相談窓口の開設	

第7節 市民等避難計画

【関係部署】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、市民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民

- ・自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- ・火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- ・家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救助活動を行う。
- ・避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- ・指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

(イ) 企業・事業所等

- ・不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- ・必要に応じて、施設を指定緊急避難場所として提供する。
- ・近隣での市民の救助活動に協力する。

(ウ) 市

- ・地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- ・指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- ・避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- ・二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難を指示する。
- ・※浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等
- ・避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部等

ウ 達成目標

避難の指示と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。
避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ 市は、予め策定した「避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか確認する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について町内会等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 市による協議等

被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他の市町村への受入れについては当該市町村に対し直接協議することを基本とする。また、必要に応じ、県に対して他の都道府県への避難に関する助言を求めることができる。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災地ニーズ

(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
市	町内会、自主防災組織、市民等	指定避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
町内会、市民	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系

1 時間以内	屋外退避、危険地域からの自主避難
↓	避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援
3 時間以内	指定避難所への避難、避難指示の発令
↓	（必要に応じて警戒区域の設定）
2 4 時間以内	避難行動要支援者の移動

4 業務の内容

(1) 避難誘導、救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請	
市	・指定避難所の開設と被害状況の収集 ・情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請	指定避難所設置者、消防本部、警察署
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察署、消防本部

(2) 指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 消防本部、警察署
防災関係機関	・避難指示地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防	警察署、消防本部

(空白)

第8節 避難所運営計画

【関係部署】 民生部、福祉保健部

1 計画の方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(イ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。

(ウ) 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

(エ) 警察は、避難所の保安等に当たる。

(オ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

(ア) 地震発生後3時間以内に開設する。(施設の安全確認、職員配置)

(イ) 地震発生6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

(ウ) 地震発生12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

(エ) 地震発生から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

(オ) 避難所での生活をおおむね地震発生から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 市は、指定避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。

(イ) 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室を確保する。

(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(エ) 避難者に食糧、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。

(オ) 避難者1人当たり1.65㎡(感染症流行時は3～4㎡)のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。

- (カ) 避難所の建物外の避難者には、テントなどを提供する。
 - (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便座の配置に努める。
なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
 - (ク) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
 - (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
 - (コ) 各避難所と災害対策本部との連絡方法は、電話、FAX、インターネット、メール等によることとし、電話回線等が確保できない場合は、無線機等の通信機器や緊急連絡員による自転車等の交通手段の利用による直接（文書、口頭）の連絡体制をとる。
 - (サ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
 - (シ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
 - (ス) 男女ペアによる巡回警備や防災ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
 - (セ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめに水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
 - (ソ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
 - (タ) 市町村は、必要に応じ家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援ができるよう配慮する。
 - (チ) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
 - (ツ) 県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営
- (ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
 - (イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
 - (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
 - (エ) 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
 - (オ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・

入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める。

(カ) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(3) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

(ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

(イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。

通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

(イ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

(5) 避難所外避難者の支援計画

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。また、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防等を周知するよう努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	見附市災対本部	避難者数、ニーズ
見附市災対本部	県災対本部	避難所・避難者数、ニーズ
	見附市災害ボランティアセンター	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災対本部	見附市災対本部	支援・供給情報

見附市災対本部	避難所	
---------	-----	--

3 業務の体系

☆地震発生

0～3h	指定避難所開設
～6h	避難者の状況把握
～12h	外部からの応援受入開始
～24h	避難行動要支援者の移動
～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4 業務の内容

(1) 地震発生後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	指定避難所開設（～3h） ・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ ・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認 避難者の状況把握（～6h） ・避難者数・ニーズの把握、報告 ・避難所備蓄物資の提供 外部からの応援受入開始（～12h） ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食糧・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・暖房器具、燃料の手配（冬季） ・医療救護班の受入れ ・避難行動要支援者支援要員の配置 避難行動要支援者の移動（～24h） ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等 県災対本部 施設管理者 避難者 県災対本部 ボランティアセンター 県災対本部 医師会、日赤 保健所 消防、保健所 福祉施設
避難所予定施設の管理者	避難所予定施設の安全確認（～3h） 避難所開設作業への協力	

(2) 地震発生後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

警察	・避難所における保安対策の実施 ・市民が避難した地域の保安・警備	市町村 自主防災組織
市	避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 (緩衝材、パーティション等設置) ・避難者による自治組織編成	県災対本部 避難者
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 地震発生後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊 市 公衆浴場組合 県旅館組合等 LPガス協会
市	避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災対本部 ボランティアセンター 〃 電気通信事業者
電気通信事業者	避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

(空白)

第9節 避難所外避難者の支援計画

【関係部署】総務部、民生部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

避難所外被災者に対し、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 基本方針

「避難所外避難者」とは、市の指定避難所以外の場所（屋外、施設内、車中）に避難した被災者をいう。

ア 各主体の責務

(ア) 避難所外避難者は、市、消防、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

(イ) 市は、避難所外避難者の状況を調査し、必要な支援を行う。

(ウ) 県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

イ 達成目標

避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(3) エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防法等を周知するよう努める。

(4) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	見附市災害対策本部	避難所外避難者の状況
見附市災害対策本部	県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	見附市災害対策本部	支援に関する情報
見附市災害対策本部	避難所外避難者	〃

3 業務の体系

指定避難所外避難者の状況調査



必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	指定避難所外での市民の避難状況の調査 （場所、人数、支援の要否・内容等）	自主防災組織、町 内会等
避難者	避難状況の見附市災害対策本部への連絡	避難所管理者、自 主防災組織、町内 会等

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
県	市に対する支援（物資提供等）	協定県など
市	・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料・物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導 ・車中泊避難者に対するエコノミ症候群等の予防指導	自主防災組織、町 内会、県災害救援 ボランティア本部、見 附市災害ボランティア センター、N P O

第10節 自衛隊の災害派遣計画

【関係部署】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）

イ 差し迫った必要があること。（緊急の原則）

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2 災害派遣要請手続

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号)401-881

(2) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記7に記載されている要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

3 派遣部隊の受入体制

県及び市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

4 業務の内容

- (1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受け入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受け入れ、自衛隊通常 装備以外の資機材の準備及び受け入 れ体制整備	防災機関
防災関係機 関	救助における調整、情報共有	自治会、地域住 民

- (2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受け入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受け入れ、自衛隊通常 装備以外の資機材の準備及び受け入 れ体制整備	各町内会等
自治会等	民生支援に対する協力、各避難所等 での協力体制の構築	地域住民

5 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

6 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費

7 派遣要請先

災害派遣要請先	住所等
○第12旅団司令部第3部	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 TEL 025-523-5117 内235 NTTFAX 025-523-5117 FAX 切替 内239
○海上自衛隊舞鶴地方総監部 防衛第3幕僚室	連絡窓口 新潟基地分遣隊警備科 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 TEL 025-273-7771 内235 NTTFAX 025-273-7771 FAX 切替
○航空支援集団司令部防衛部 運用課(輸送機・救難ヘリコプ ターの派遣)	連絡窓口 新潟救難隊 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 TEL 025-273-9211 内218 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替

(注) 自衛隊災害派遣要請依頼書：資料編9－4参照

第11節 輸送計画

【関係部署】総務部、民生部、建設部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点、輸送施設、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の役割

- a 車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- b 車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(イ) 県の役割

- a 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。
- c 市町村からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- d 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- e 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ウ) 警察の役割

- a 緊急輸送道路の内、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- b 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送施設管理者の役割

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部（統括調整部、食料物資部）

ウ 達成目標

（輸送手段の確保）

車両等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。

(緊急輸送ネットワークの確保)

被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

(輸送活動)

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

a 総括的に優先されるもの

- (a) 人命の救助及び安全の確保
- (b) 被害の拡大防止
- (c) 災害応急対策の円滑な実施

b 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

第2段階（応急対策活動期）

- (a) 第1段階の続行
- (b) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

第3段階（復旧活動期）

- (a) 第2段階の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員、物資
- (c) 生活用品
- (d) 郵便物
- (e) 廃棄物の搬出

(2) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市 県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 交通規制等の状況
市	県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 臨時ヘリポートの確保状況 ・ 応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 輸送体制確保についての応援の内容 ・ 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報)
市、警察 道路管理者	関係機関 市民	・ 交通の確保、交通規制の実施状況 ・ 渋滞の状況

3 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
輸送施設管理者	各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
市	発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
警察 道路管理者	緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(2) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・ 災害時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。	他市町村 県（災害対策本部統括調整部）

(3) 物資輸送拠点

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。	市 施設管理者
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者

< 物資輸送拠点の機能 >

- ア 他地域からの救援物資の一時集積・分類
- イ 緊急物資の一時集積・分類
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として物資輸送拠点までとする。

< 物資輸送拠点における県及び市の業務 >

- ア 物資輸送拠点への職員等の派遣
輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）
- イ 避難所等の物資需要情報の物資輸送拠点への伝達
インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- ウ 物資輸送拠点から被災地内への物資配送用のトラックの調達
- エ 県災害救援ボランティア本部等との協働
輸送中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア本部や、見附市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

(4) 緊急通行車両の確認

実施主体	対 策	協力依頼先
警察	・緊急通行車両の確認 (国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両（知事が確認する車両以外の車両）)	

(5) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。	県（災害対策本部 統括調整部） 他市町村

(6) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 輸送計画に基づき、輸送を実施する。	県（災害対策本部食 料物資部） 他市町村
県	・ 各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理して運用する。 ・ 緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプターで空輸する。	陸上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安 本部

緊急時輸送施設及び輸送拠点（地域振興局等管内別）

地区名・施設名	名 称	所 在 地	へリ 発着
三条管内	県施設	三条総合庁舎、その他県施設	中
	J Rターミナル	東三条駅、加茂駅	×
	車両ターミナル	中越運送(株)三条支店三条ターミナル 日本通運(株)三条支店三条ターミナル	× 中
長岡管内	市施設	道の駅パティオにいがた	
	県施設	長岡地域振興局、その他県施設	×
	J Rターミナル	長岡駅、見附駅	×
	車両ターミナル	新潟福山通運(株)長岡支店長岡ターミナル トナミ運輸(株)長岡支店長岡ターミナル	中 中

第12節 警備・保安及び交通規制計画

【関係部署】総務部（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 大規模災害に備えての措置

見附警察署は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (6) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (7) 非常時の警察関係車両等に必要な燃料の確保
- (8) 関係機関との連絡体制の整備

3 警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、見附警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

イ 警備要員の確保

(ア) 災害が発生し、必要があると認めた場合は、警察署員の非常招集を行う。

(イ) 見附警察署員は、県内に震度5強以上の地震が発生した場合、又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

a 自然災害により、多数の死傷者、家屋の倒壊等大規模な被害が発生したとき。

b 災害対策基本法第105条に規定されている「災害緊急事態」の布告があつ

たとき。

(ウ) 参集場所は、原則として見附警察署とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的に参集先の警察署長の指揮下に入る。

(エ) 署警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通部隊、特科部隊などを編成する。

また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

余震等地震関連情報、被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達するものとする。

イ 被害実態の把握

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊（班）の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、見附市災害対策本部（防災担当課）へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ア) 初期段階における主な情報収集項目

- 火災の発生状況
- 死傷者等人的被害の発生状況
- 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- 市民の避難状況
- 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- 堤防、護岸等の損壊状況
- 市・消防等の活動状況
- 災害拡大の見通し
- 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- 「初期段階」に掲げる事項
- 火災の発生及び被害拡大の原因
- 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- 市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- 被災者の動向
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の捜索および救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急処置をした後、県、市、消防機関、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の搜索

大規模災害発生の際の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各関係機関及び県警備本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の搜索等に関する相談に応じるため、見附警察署、交番等、その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市町村等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに県警備本部へ報告するとともに、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施にあたっては、本章第7節「市民等避難計画」に基づき実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、市民を早めに避難させること。また、市長と協議の上、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の市民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

- c 避難が広域に及ぶ場合は、県警備本部がその調整にあたる。
- d 駅、学校、病院、福祉施設等多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

有線回線が不通になった場合は、無線通信により通信を確保すること。

また、無線基地局が使用できなくなった場合については、無線自動車、署活系無線機の中継運用等の手段により通信を確保すること。

キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、

容疑情報の積極的な収集を図る。

- (4) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施し、医療施設等被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にして、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。
- (ウ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に処理し、被災者等の不安解消に努める。
- (エ) 自治会、商店会、消防団等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るように要請する。

ケ 市民に対する広報活動

(ア) 責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

(イ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ウ) 広報すべき事項(例示)

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 市から要求があった場合等の避難指示広報

(エ) 広報手段(例示)

- a 報道機関への情報提供
- b 警察官による現場広報

コ 相談活動

署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

カ 遺体の検視

検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市に引き継ぐ。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

署警備本部長は、県、市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 県・市

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・見附市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、市民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制を実施する。

ア 市内への一般車両の流入制限

市内に流入する車両のうち、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両として都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けた車両(以下「緊急通行車両」という。)以外の車両の流入を極力抑制する。

イ 被災地域に向かう車両の走行抑制

被災地域に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

ウ 緊急交通路等の指定

主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し支線からの車

両の流入を防止する。

エ 緊急交通路等における車両等の措置

(ア) 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

(イ) 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き、撤去の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

オ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切なう回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

カ 主要信号機の確保

停電により作動しない主要な交差点の信号機は、発動発電機等により電源を確保する。

(2) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続き等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

(イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

(ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) 上記のほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認事務の実施区分等

交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県公安委員会	○国、市、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○県警察本部交通規制課 ○見附警察署

ウ 緊急通行車両の事前確認届出

(ア) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは市との契約等により常時市が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があつた場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。

(イ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両としての確認申請があつた場合は、他に優先して確認を行う。

エ 緊急通行車両の標章等の交付

- (ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。
- (イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。
- (ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。
- (エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用人は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

(3) 自動車運転者のとるべき措置

平素から関係機関の協力を得て、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

ア 走行中のとき

- (ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難するとき

避難するときは、車両を使用しないこと。

(4) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(5) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第13節 消火活動計画

【関係部署】 消防本部

1 計画の方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。
- (イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。
- (ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と共同で適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行う。
- (エ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応にあたる。
- (オ) 県は、地震により大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

イ 達成目標

発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市民の対応

- (ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- (イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

イ 消防機関の対応

火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

2 情報の流れ

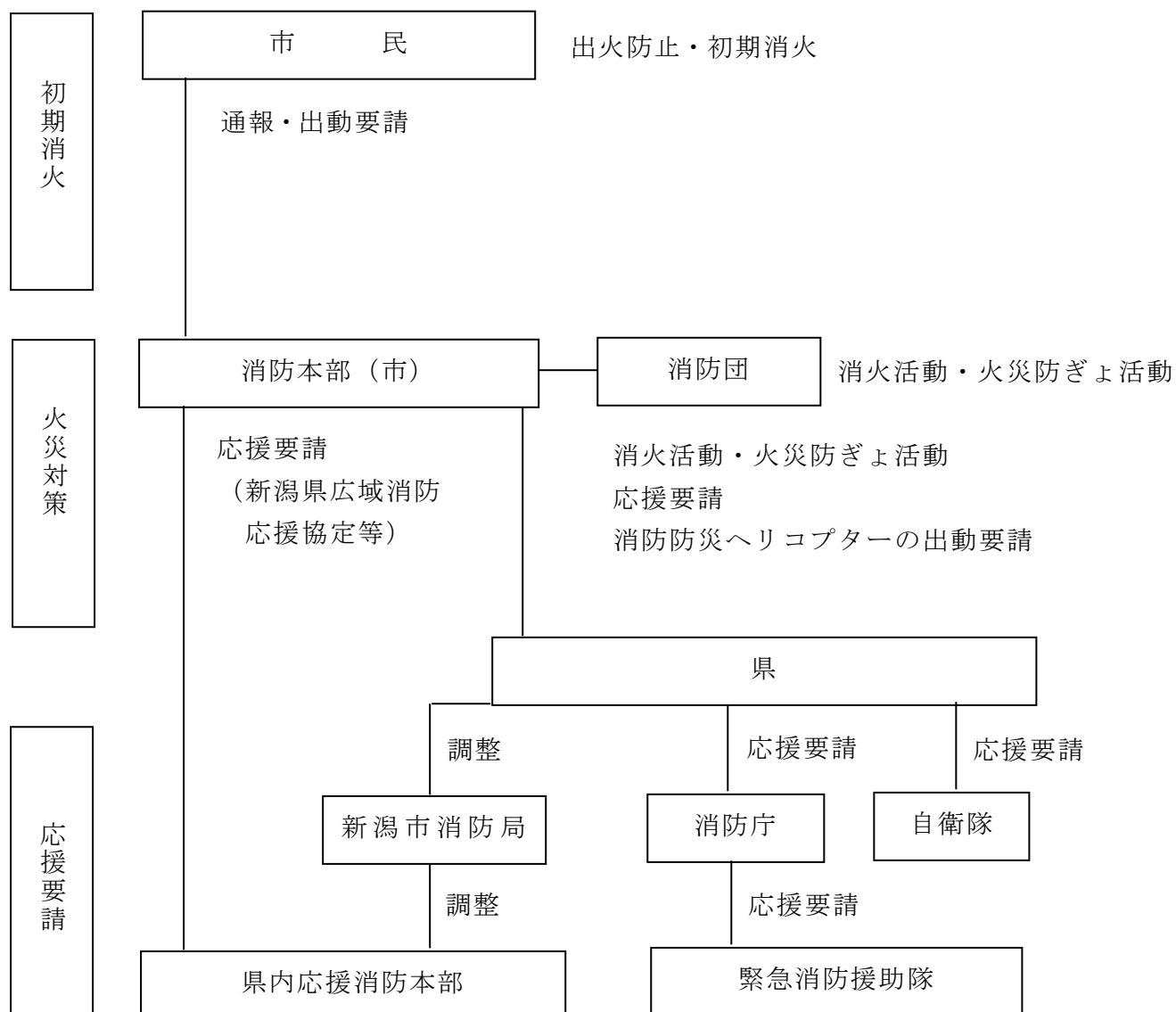
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	消防本部・消防団	出火・延焼等
消防本部・消防団	市	出火・延焼・消火活動・応援要請等
市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部 (大規模火災の場合) 県	出火、延焼、消火活動 応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)等
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防本部・消防団・市	市民	出火・延焼・避難・消火活動等
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)	市・消防本部 県	県内広域応援出動等
県	市・消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動等
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 地震直後の火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や火災発生時の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。 (1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 (2) 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害発生の防止に努める。 (3) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 (4) 消防機関等へ迅速に火災発生を通報する。	
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織等は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。	
消防団	消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 (1) 消防団の参集・出動 火災を覚知した場合は、速やかに参集し、出動を準備する。 (2) 火災発生の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 (3) 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。 (4) 消火活動 消防署所消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに適切な消火活動を行う。 (1) 消防職員の招集 火災発生時における電話等を用いた消防職員の招集方法等にもとづき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 (2) 火災情報の収集 119番通報、駆け込み通報、職員の参集途上の情報、消防団、自主防災組織及び市民から情報を収集する。 (3) 緊急交通路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに火災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 (4) 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難者収容施設、救援物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。 (5) 消防水利の確保 消防機関は、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努める。	

県	県は、地震により大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関に情報提供するとともに、総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、自ら又は消防本部の協力を得て、消防活動等を行う。	
---	--	--

(3) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	
市	市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。	
新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、県内広域消防相互応援等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	
県	ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防	

	局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援の準備をする。 イ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県、栃木県
--	---	-------------------------------------

5 県消防防災ヘリコプターの要請

- (1) 市長又は消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、下記の連絡先へ電話で速報連絡するものとする。

緊急運航の要請連絡先

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

新潟県消防防災航空隊 住所 新潟市東区松浜町新潟空港内
電話 025-270-0263, 0264, 0395
FAX 025-270-0265
携帯電話 090-8943-9409, 9410

午後 5 時 15 分から午前 8 時 30 分まで

- ① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話に連絡する。
② 夜間運航を要請する場合
県庁警備員室 電話 025-285-5511

- (2) 速報後、「消防防災航空隊出場要請書」を作成し、ファクシミリで(夜間の場合は翌朝)航空隊事務所へ送付する。(注) 消防防災航空隊出場要請書: 資料編 9-5 参照

第14節 救急・救助活動計画

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

災害により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。
- (イ) 市は、直ちに見附市地域防災計画の定めるところにより、医師会及び歯科医師会などと協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は見附市地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署・所及び消防団は直ちに救急・救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等に対応できない場合は、必要に応じて各種消防相互応援協定及び県が定める緊急消防援助隊受援計画並びに県・見附市地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

イ 達成目標

- (ア) 市民又は自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。
- (イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- (エ) 市及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。
- (オ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

地域住民、市、警察及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、町内会、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防、警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、消防団など	消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、へりの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	救急・救助、応援、へりの出動
消防本部、警察署	市民、消防団など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、消防団、地域における初動対応



消防本部、警察等の救急・救助隊等による救急・救助



新潟 DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察へり、県消防防災へり等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 市民、消防団、消防本部、地域における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 民	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。	消防署（所） 警察署 消防団 自主防災組織 市 県
	イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。	
	ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずる	

	ものとする。	
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、市民の協力を得て初動時の救急・救助活動を実施する。	消防署（所） 警察署 市 市民（自主防災組織含む）等
消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、市、警察署 等

(2) 消防本部の救急・救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救急・救助隊を編成する。	消防団 県 警察署
	イ 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。	
	ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。	
	エ 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	ア 医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	医師会 医療機関 医療器材業者 警察署 県
消防本部	ア 新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関・消防で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課 医療機関 医師会
新潟 DMAT	ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関	県

	との調整等（本部活動）を行う。 イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。 エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	消防本部
--	---	------

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。	県 県警察 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに県内広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局 等 県

	能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。	
市	市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局） 自衛隊

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、県内消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動にあたる。	県（防災局） 自衛隊

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県もしくは警察署等に要請を行う。	県（防災局） 県警察

第15節 医療救護活動計画

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、医療機関等から必要な情報収集を行う。

(イ) 市は、県と情報共有し、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

(ウ) 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(エ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(オ) 新潟 DMAT 指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟 DMAT を派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(カ) ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）は、災害発生時に市からドクターヘリの派遣要請があった場合、又は県から出動指示があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

イ 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
市 消防本部 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、

	策課	受入患者数、医療スタッフ要請・提供
--	----	-------------------

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
保健所	市	救護センター設置 医療救護班等派遣
県地域医療政策課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリの派遣

3 業務の体系

被災状況把握



医療救護施設の設置

救護所及び救護病院の設置



医療救護活動

救護所の医療救護活動
救護病院の医療救護活動
患者等の搬送
医療資器材等の供給
医療救護体制の支援



支援要請

県・国への支援要請
他県への支援要請
医療関係団体への支援要請



医療関係ボランティアの活用



医療関係の災害時の対応

4 業務の内容

(1) 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	見附市立病院について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況	

	ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	
県地域医療政策課	ア 救護所の設置状況 イ 救護所及び医療機関への交通	市

(2) 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。 〈救護所〉 ・見附市立今町小学校保健室 今町 6 丁目 19-1 TEL66-2069 ・見附市立今町中学校保健室 今町 4 丁目 1-7 TEL66-2371 ・見附市立新潟小学校保健室 新潟町 2478 番地 TEL62-0685 ・見附市立見附小学校保健室 学校町 1 丁目 3-89 TEL62-0141 ・見附市立見附西中学校保健室 市野坪町 127 番地 TEL62-0688 ・見附市立見附第二小学校保健室 杉沢町 3561 番地 TEL62-0314 ・見附市立名木野小学校保健室 名木野町 714 番地 TEL62-0091 ・見附市立上北谷小学校保健室 牛ヶ嶺町 1292 番地 TEL62-0986 ・見附市立田井小学校保健室 田井町 306 番地 TEL62-0479	医師会 歯科医師会

(3) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	ア 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動） (イ) 救護病院、災害拠点病院等への移送手配	医師会 歯科医師会 救護病院（見附市立病院） 災害拠点病院（長岡赤十字病院・済生

	(ウ) 医療救護活動の記録 (エ) 死亡の確認 (オ) 市への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告 イ 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ウ 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	会三条病院)
--	---	--------

(5) 支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	医師会又は歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	医師会 歯科医師会
医師会 歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	

(6) 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び市社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。	県災害救援ボランティア本部 市社会福祉協議会

(7) 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関 (見附市立病院等)	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

第16節 防疫及び保健衛生計画

【関係部署】民生部、福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。
- イ 市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。
- ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。
- エ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

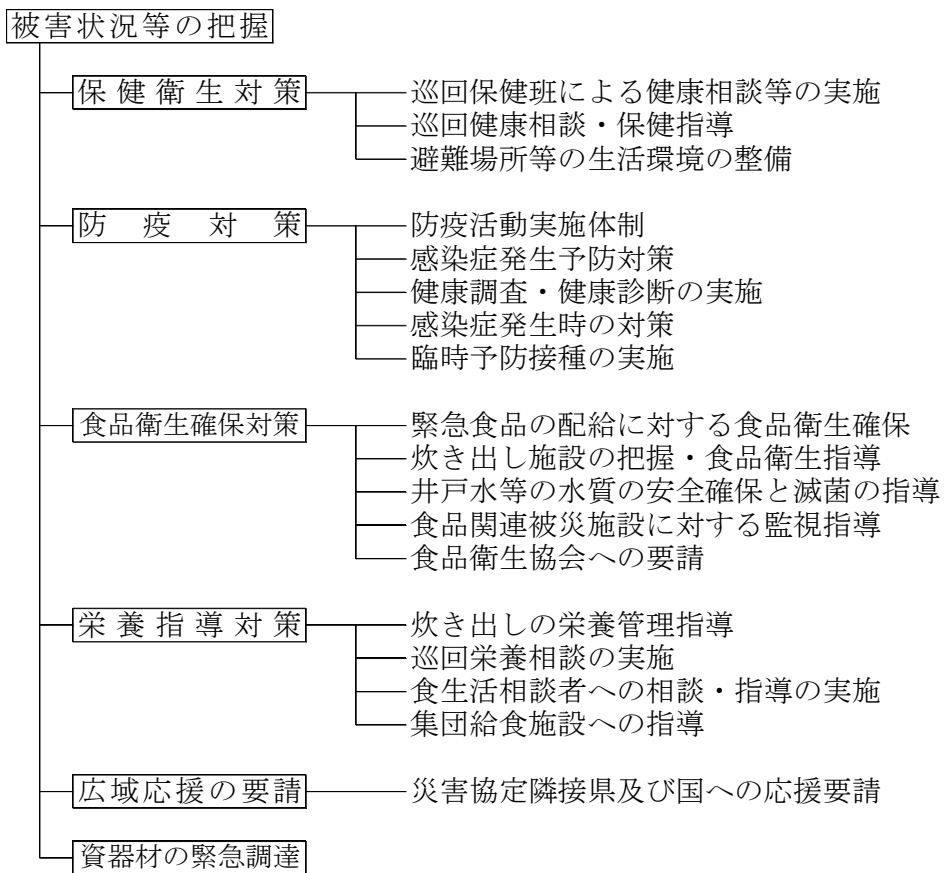
雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 被害状況等の把握

風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施するものとする。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	ア 被災者の避難状況把握、県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難場所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠、休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 (キ) プライバシーの保護

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	ア 防疫活動実施体制 (ア) 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ 感染症発生予防対策の実施 (ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 (イ) 飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 (ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施 なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 (エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (オ) ねずみ族、昆虫等の駆除（県が定めた地域内） ウ 感染症発生時の対策実施 (ア) 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 エ 食品関連被災施設に対する監視指導 オ 食品衛生協会への要請

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 炊き出しの栄養管理指導 イ 巡回栄養相談 ウ 食生活相談者への相談・指導 エ 集団給食施設への指導

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施 イ 防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告 ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）
県	ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市町村へ情報提供 イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ 緊急時の防疫資器材等の調整

第17節 こころのケア対策計画

【関係部署】福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障害者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ 報道機関の責務

(ア) 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ 市の責務

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

エ 県の責務

(ア) こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

(イ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し市町村を支援する。

(ウ) 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他都道府県の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

(エ) ケアセンターを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(オ) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の体制整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(3) 市職員のこころのケア対策

災害復興業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

2 情報の流れ

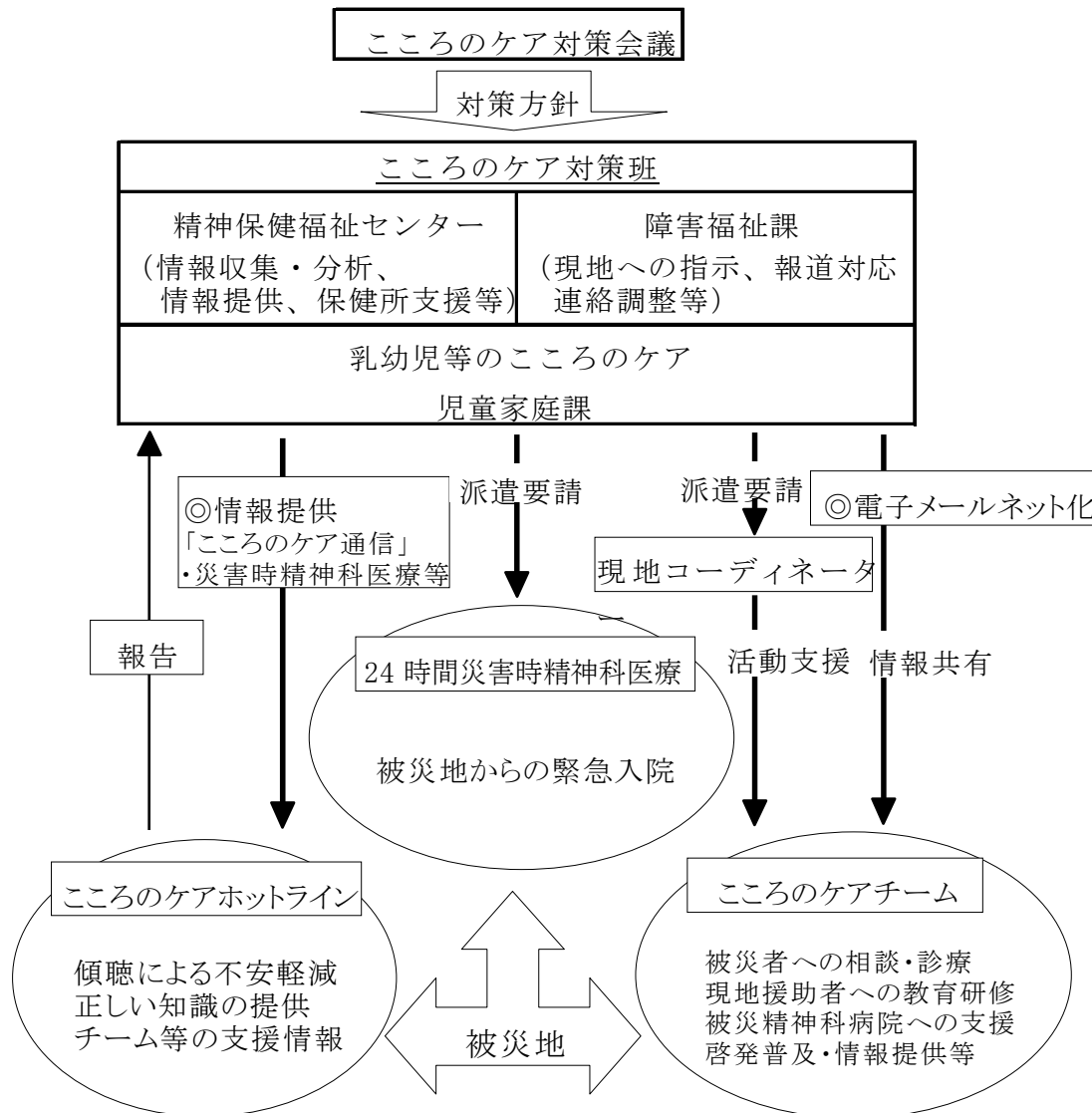
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	市	- 被災後の生活状況・ニーズ - 精神障害者の医療状況等について
市	保健所 児童相談所	- ケアチーム派遣の要否 - ケアに係る情報及びニーズ - 精神障害者の医療状況等について - 医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	健康対策課 児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと情報共有	- ケアチーム派遣の要否 - ケアに係る情報及びニーズ - 精神障害者の医療状況等について - 社会復帰施設等の状況について
県	こころのケア対策会議	- 集約されたケアに係る情報及びニーズ - 精神障害者の医療状況等について - 社会復帰施設等の状況について

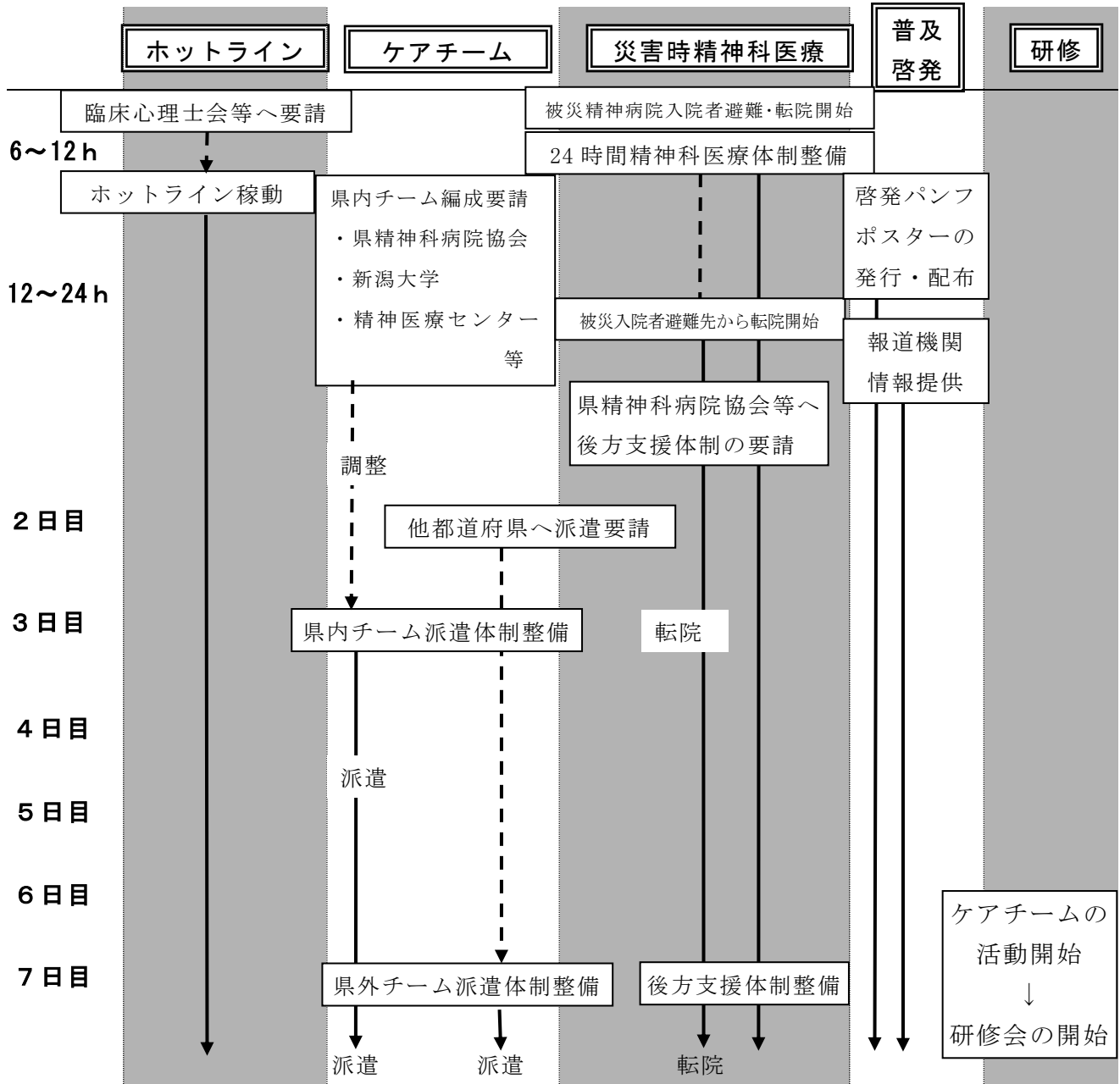
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	◎こころのケア対策方針
障害福祉課	報道機関	◎こころのケア対策情報 - こころのケアチーム派遣 - こころのケアホットライン設置 - 災害時精神科医療体制 - 啓発普及 - 関係者への研修
保健所 児童相談所	市	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
報道機関・市	被災者	◎こころのケア対策情報 (上記内容)

3 業務の体系



☆災害発生



4 業務の内容

(1) 「こころのケアホットライン」による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談 ・新潟ユニゾンプラザハート館内に設置	県臨床心理士会等

(2) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災市町村の要請に基づき県内外のケアチームを被災地に派遣し、急性ストレス障害及び在宅精神障害者の医療の確保等に対応 ・精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職などからなるチームを派遣 ・保健所及び児童相談所職員等からなる現地コーディネーターを派遣してケアチームを支援	県内精神科病院 県精神保健福祉士協会 国・都道府県 日本精神科病院協会等

(3) 災害時精神科医療体制の整備

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地からの緊急入院患者等に対応するため 24 時間体制の精神科医療を確保 ・24 時間精神科医療を維持するため、県精神科病院協会等協力により空床確保等の後方支援体制確保 ・被災した精神科病院入院患者の転院先の確保	県立病院 県精神科病院協会 県内精神科病院 近隣県

(4) 被災者への啓発普及

実施主体	対 策	協力依頼先
県	- 被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレット・ホームページ等により伝達 - ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供 - 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者にこころのケアに関する情報を提供	市町村 報道機関

(5) 援助者への教育研修

実施主体	対 策	協力依頼先
県	- 保育士や学校教師、ケアマネージャ等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施 - ボランティア、開業医、行政職員等支援者自身のこころのケアのための研修を実施	精神科病院 県精神保健福祉士会等関係機関・団体

第18節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

【関係部署】福祉保健部、教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

- a 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- b 被災市町村の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を県臨床心理士を派遣し実施する。
- c 地震の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(イ) 市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ウ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(エ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施。
- c 教員による児童生徒への早期カウンセリングの実施。

イ 活動の調整

県教育委員会、市教育委員会

ウ 達成目標

(ア) 災害救助法適応された市の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめぐりに「該当学校教員への説明会」を実施。

(イ) 災害救助法適応市町村の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめぐりにカウンセラー派遣を開始。

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付。

(3) 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援

活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、災害時の心の健康についての情報も県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校	県教育委員会	こころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成

↓

説明会の実施

↓

こころの健康調査の実施とスクリーニング

↓

カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画 送付、実態把握	

第19節 廃棄物の処理計画

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

a ごみ処理

- (a) 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (b) 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所（臨時置場）等へのごみの排出に協力する。
- (c) ごみの野焼き、便乗ごみ（震災により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外での不法投棄等を行わないほか、市の指示に従ったごみの排出に協力する。

b し尿処理

- (a) 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 市の責務

a ごみ処理

- (a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ一時保管場所の設置及び管理を行う。
- (b) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。
- (d) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。
- (e) ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

b し尿処理

- (a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (b) 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する
- (d) し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

c がれき類処理

- (a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (b) 損壊家屋の被害状況の把握等により、がれき類の発生量を推計し、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定する。
- (c) がれき類が大量に発生する場合は、一時保管場所を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。
- (d) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(ウ) 県の責務

- a 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- b 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部衛生廃棄物班）見附市災害対策本部（民生部）

ウ 達成目標

（生活ごみ収集）

- a 生活ごみ等の収集は、おおむね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。

（し尿収集）

- b し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。

（がれき類の収集）

- c がれき類の収集は、おおむね1か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	- 市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する - 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。	市
市	- 生活ごみ、粗大ごみ処理の実施計画を策定する。 - 避難所のごみ収集体制を整備する。 - 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 - 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 - 必要に応じ、一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 - 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣を行う。	県災対本部 近隣市町村関係団体 市災害ボランティアセンター
県	- 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 - 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等他 都道府県 県内市町村 環境省関東地方環境事務所
環境省関東地方環境事務所	- 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 - ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市

市	・し尿処理の実施計画を策定する。 ・市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。	協定団体等 県
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村 環境省関東地方環境事務所
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(3) がれき類処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力する。	市
市	・緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 ・がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。 ・市民にがれき類処理の方法を周知する。 ・がれき類の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 ・必要に応じ、がれき類の一時保管場所を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、がれき類処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村 環境省関東地方環境事務所
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

第20節 トイレ対策計画

【関係部署】民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

地震発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 市の責務

- a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。
(被災者への供給を行う。)
- b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ウ) 県の責務

市町村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

(トイレ利用の確保)

- a トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震後 ～12 時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ、簡易トイレによるトイレ確保 ・トイレトレーラー設置 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ～1 日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12 時間～2 日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2 日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

(トイレ用品の確保)

- b トイレトーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以

内に行う。

(トイレ管理の実施)

c トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

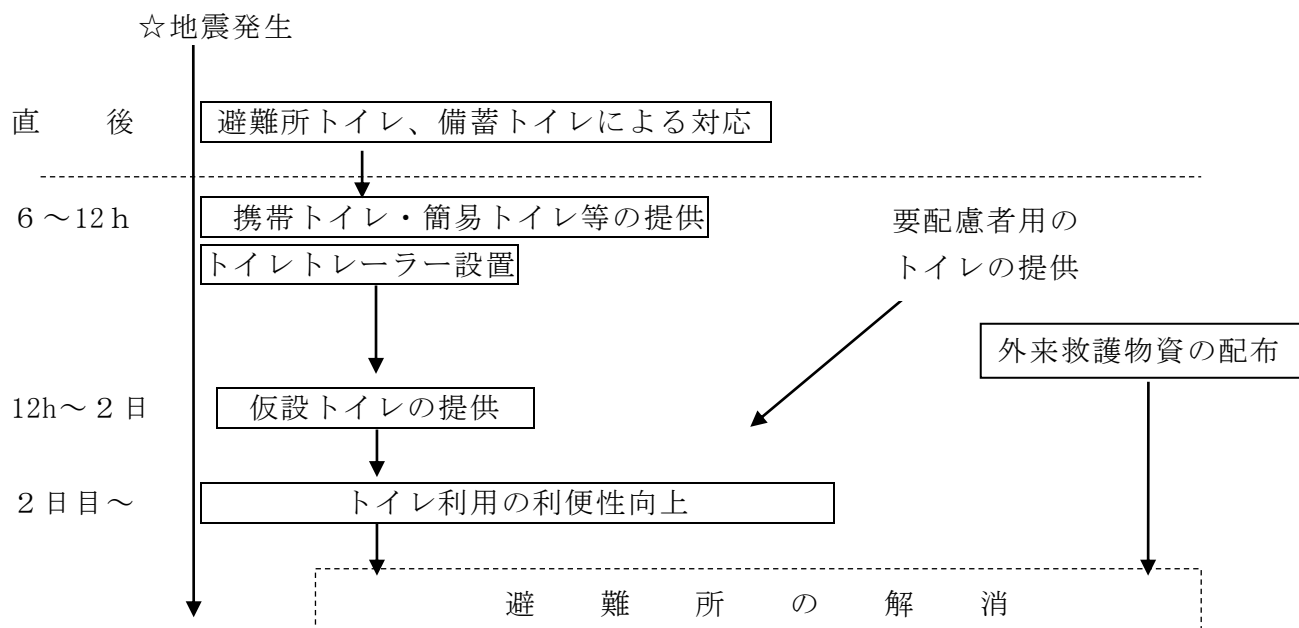
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトレーラーによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 - 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトレーラー等の適切な利用方法を周知する。 - 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。 - 社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災対本部 社会福祉協議会 ボランティア本部
県	市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	県トラック協会

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） ・調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	自治会長等 企業・団体等 県
県	・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等 他都道府県

(3) トイレ等義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。	
県	・県へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する	

第21節 入浴対策計画

【関係部署】福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- b 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- c 県への支援要請

(イ) 県の責務

- a 自衛隊に対する入浴支援要請
- b 県内市町村及び隣接県への協力要請
- c 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

イ 活動の調整

県災害対策本部（被災者救援部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

入浴機会の確保は、地震の発生から3日を目安とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段の確保
- イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

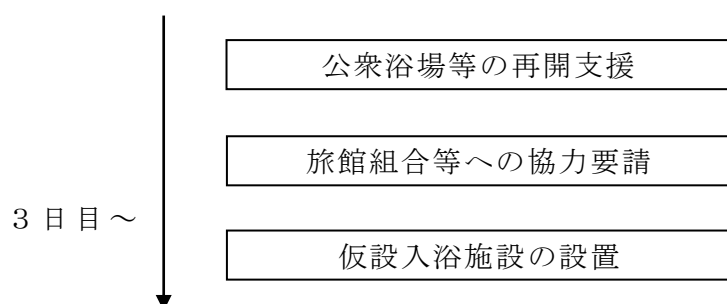
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 旅館組合等	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 - 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 - 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	入浴施設 管理者等

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災対本部
県	市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊

(3) 旅館組合等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市内の旅館組合等への協力要請を行う。 - 入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	旅館組合等
県	市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援の要請を行う。	旅館組合等

第22節 食料・生活必需品等供給計画

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等に予め配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

地震発生から（流通機構の復活が見込まれる）3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下「物資等」という）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 市の責務

- a 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- e 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県との情報供給を図りながら、相互に協力するよう努める。

(ウ) 県の責務

- a 必要に応じて、物資拠点を開設する。
- b 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- e 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報供給を図りながら、相互に協力するよう努める。

イ 活動調整

県災害対策本部（食料物資部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

地震～12時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料

地震12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

地震 24 時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

地震 72 時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(1) 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震 24 時間後～）

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（地震 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、手揉みカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

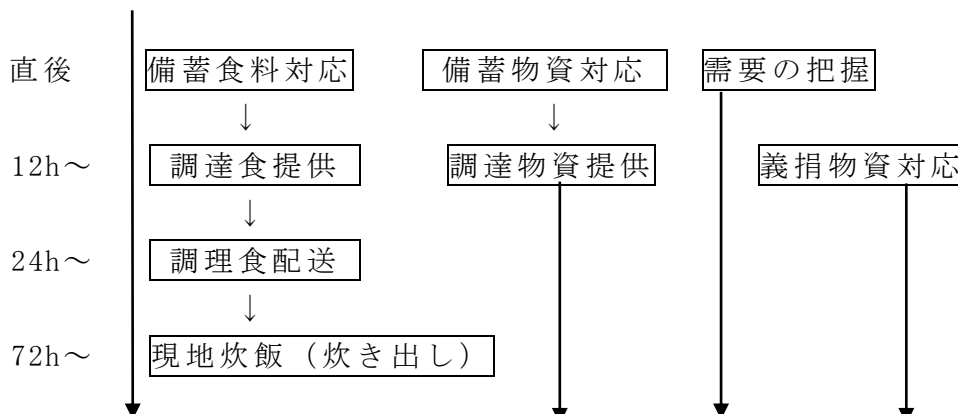
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	見附市災対本部	被災地ニーズ
見附市災対本部	県災対本部	集約された被災地ニーズ
県災対本部	協定先企業、他県	調達情報

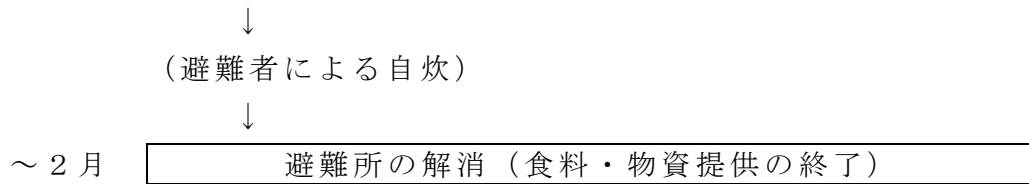
(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災対本部	見附市災対本部	供給予定情報
見附市災対本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆地震発生





4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食糧・物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、県又は日赤からの緊急提供で補う	県、日本赤十字社新潟県支部、社会福祉協議会、ボランティアセンター、町内会等
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、物資拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	県トラック協会 自衛隊

(2) 調達食・物資等の提供（発災 12h～24h 程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	町内会等 協定業者等 県災対本部
県	・市町村からの要請に基づき、物資等の調達を代行し市町村又は避難所へ配送するプル型支援を行う。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。	協定事業者 他の都道府県

	(※) ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	
--	---	--

(3) 調理食配送による提供（発災 24h 程度～）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 ボランティアセンター
県	・市からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊

(4) 現地炊飯による提供（発災 72h 以降）

実施主体	対 策	協力要請先
市	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯場所を確保する。 ・自衛隊に食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県
県	・市の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊

(5) 被災者による自炊（発災 2 週間以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	・被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。	県

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	・ 市町村からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・ 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・ 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・ 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	指定地方行政機関等 運送事業者

(7) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 受入物資を配布する。 ・ 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する	ボランティアセンター 町内会等 報道機関
県	・ 義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・ 県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 ・ 自衛隊等に輸送を依頼する	自衛隊 トラック協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	・ 市から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・ 被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・ 燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 ・ 市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

(空白)

第23節 要配慮者の応急対策

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。市、県等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、災害発生直後は町内会、自主防災組織、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有(個人情報への配慮に留意)を行う。また、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等の情報弱者に対して、適切な情報提供を行う。

(イ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第26節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(ウ) 企業の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

(エ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

外国人関係団体は、県や市の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(オ) 町内会、自主防災組織等の責務

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(カ) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援対策)

外国人の安否確認、外国語による情報提供、外国人相談員の派遣等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

2 情報の流れ

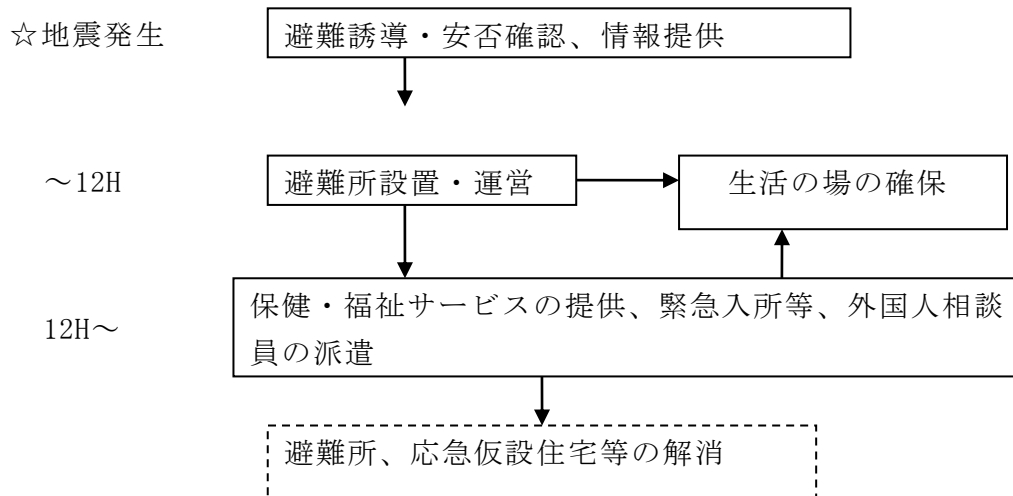
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自主防災組織、町内会、介護保険事業者、福祉関係者等 市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ等
市 県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員等応援要請等
県 国、都道府県、市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県 市	サービス、派遣予定等の情報等
市、社会福祉施設等 避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難情報に関するガイドラインに基づき避難準備情報を伝達	自主防災組織 町内会、民生委員等
	・ 避難支援プランに基づき避難行動要支援者の避難所への誘導、移送	警察署、消防署、介護保険事業者、自主防災組織、町内会等
	・ 避難所での避難行動要支援者の安否確認、生活環境の確保	介護保険事業者、自主防災組織、町内会、見附市災害ボランティアセンター等
	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、社会福祉施設等、消防署等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	・ 公営住宅等の確保	不動産業者等
市、県	・ 応急仮設住宅の確保	国、建設業者

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市町村等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 外国人の安否確認	民間団体、企業や学校、外国語ボランティア等
市、県	・ 外国語による情報提供	民間団体、外国語ボランティア等
市、県	・ 外国人相談員の派遣	民間団体、外国語ボランティア等

第24節 建物の応急危険度判定計画

【関係部署】総務部、建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(イ) 市の責務

- a 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。
- b 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。
- c 応急危険度判定制度の住民への周知を行う
- d 実施本部を設置し、判定を実施する。
- e 被災者等への判定実施の周知を図る。
- f 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。
- g 判定結果の集計を行い県に報告する。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県（支援本部）

ウ 達成目標

- a 応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

(2) 被災者に対する配慮策

ア 応急危険度判定の目的の周知。（罹災証明との区別を説明）

イ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

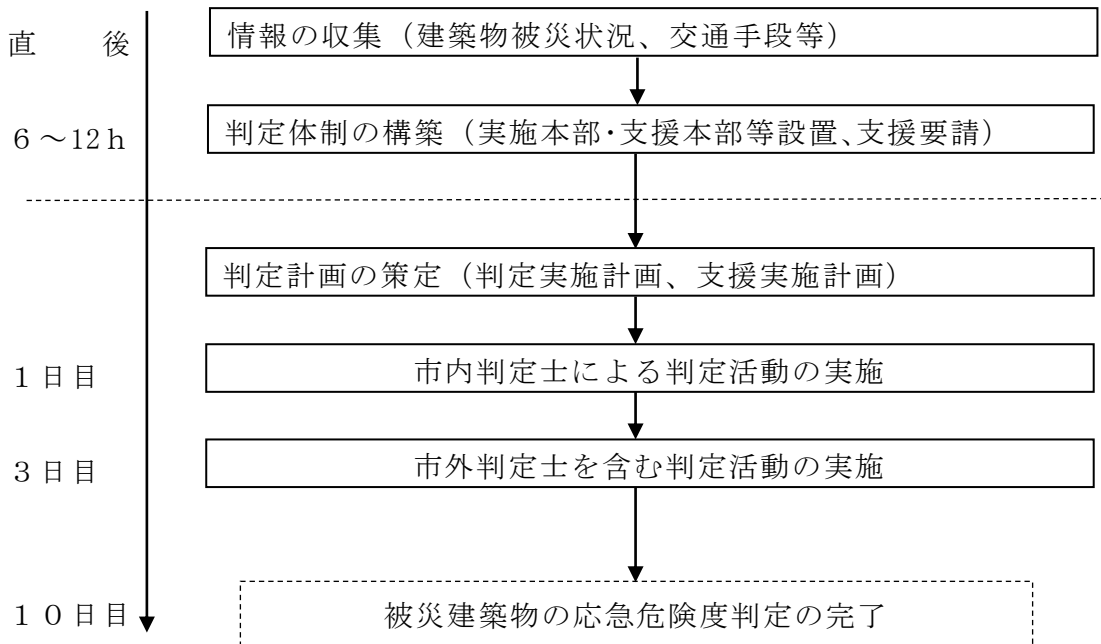
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
判定士	市	建築物の被災状況
市	県	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容
県	ブロック協議会幹事 県	広域支援要請の有無及び内容 判定拠点までの交通事情等
	国土交通省	判定応援要請及び他の都道府県との支援調整要請の有無及び内容
	建築関係団体	確保が必要な判定士の数 判定拠点までの交通事情等
	市町村 (被災地以外)	判定士派遣等の要請の内容 判定拠点までの交通事情等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	市民	判定活動実施の広報
県	市	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対 策	協力依頼先
判定士	・ 建築物等の被害状況を市に連絡	
市 （実施本部）	・ 建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。 ・ 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体 県
県 （支援本部）	・ 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・ 被災市町村への情報提供を行う。	県災害対策本部

(2) 判定体制の構築

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	・ 実施本部、判定拠点を設置する。 ・ 判定コーディネーターを配置する。 ・ 県に支援要請を行う。	県
県 (支援本部)	・ 支援本部を設置する。 ・ (公社)建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 ・ その他の市町村に協力を要請する。 ・ 国土交通省、ブロック協議会幹事県に広域支援を要請する。	(公社)建築士会 市町村（被災地以外） 国土交通省 ブロック協議会幹事県

(3) 判定計画の作成

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	・ 判定実施の可否を決定する。 ・ 判定実施計画を作成する。 ・ 地元判定士を参集する。 ・ 市民への周知、広報を行う。	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市 (実施本部)	・ 判定士の受入れを行う。 ・ 判定資機材を判定士に供給する。 ・ 判定士を実施地区に誘導する。 ・ 判定結果を県に報告する。	
県 (支援本部)	・ 応援判定士の実施本部に派遣する。 ・ 判定資機材を実施本部に提供する。 ・ 判定結果のとりまとめを行う。 ・ 民間判定士補償制度の手続を行う。	

第25節 宅地等の応急危険度判定計画

【関係部署】総務部、建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市の責務

- (ア) 市は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- (イ) 市は、応急危険度判定制度の住民への周知を行う
- (ウ) 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- (エ) 市は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- (オ) 市は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- (カ) 市は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(実施の決定)

- a 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。
- b 県は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

(対象区域及び宅地の決定)

- a 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

(実施体制の調整)

- a 市は、危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- b 県は、市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援措置を講じる。

(危険度判定の実施)

- a 市は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
宅地管理者（地権者） 市	宅地の被災情報
市 県	宅地の被災情報 被災宅地の危険度判定結果
県 国土交通省	宅地の被災情報 被災宅地の危険度判定結果

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
宅地判定士 宅地管理者（地権者）	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士 第三者（通行人など）	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士 市	被災宅地の危険度判定結果

3 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
宅地判定士	・危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。	
市	・大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 ・危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 ・被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する ・宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。 ・二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。	県 宅地判定士 宅地判定士
県	・市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。	宅地判定士

	・被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。 ・市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。 ・他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。	宅地判定士 国土交通省 他の都道府県 宅地判定士
--	---	---

第26節 学校における応急対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

予め定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校、又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、見附市教育委員会、県災害対策本部（保健医療教育部）、県教育委員会

ウ 達成目標

中越大震災クラスの地震に際しても、地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
私立学校	県	被害状況、臨時休業等
市立学校	見附市教育委員会	被害状況、臨時休業等
見附市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

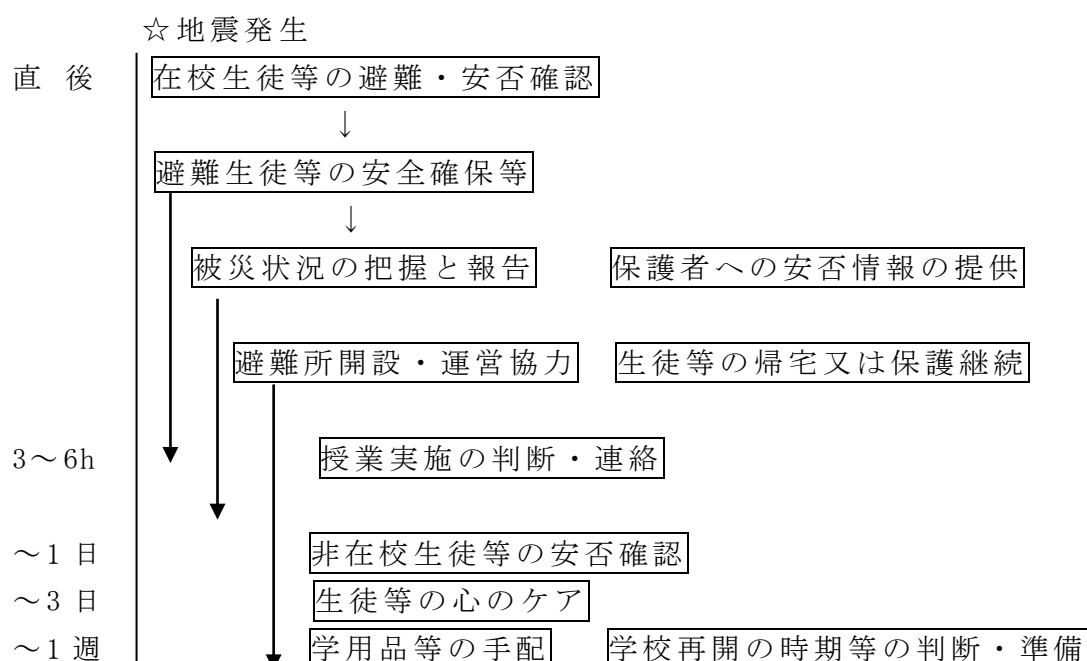
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	私立学校	指導、助言等
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 → 県教育事務所	見附市教育委員会	指導、助言等
見附市教育委員会	市立学校	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、見附市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接見附市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

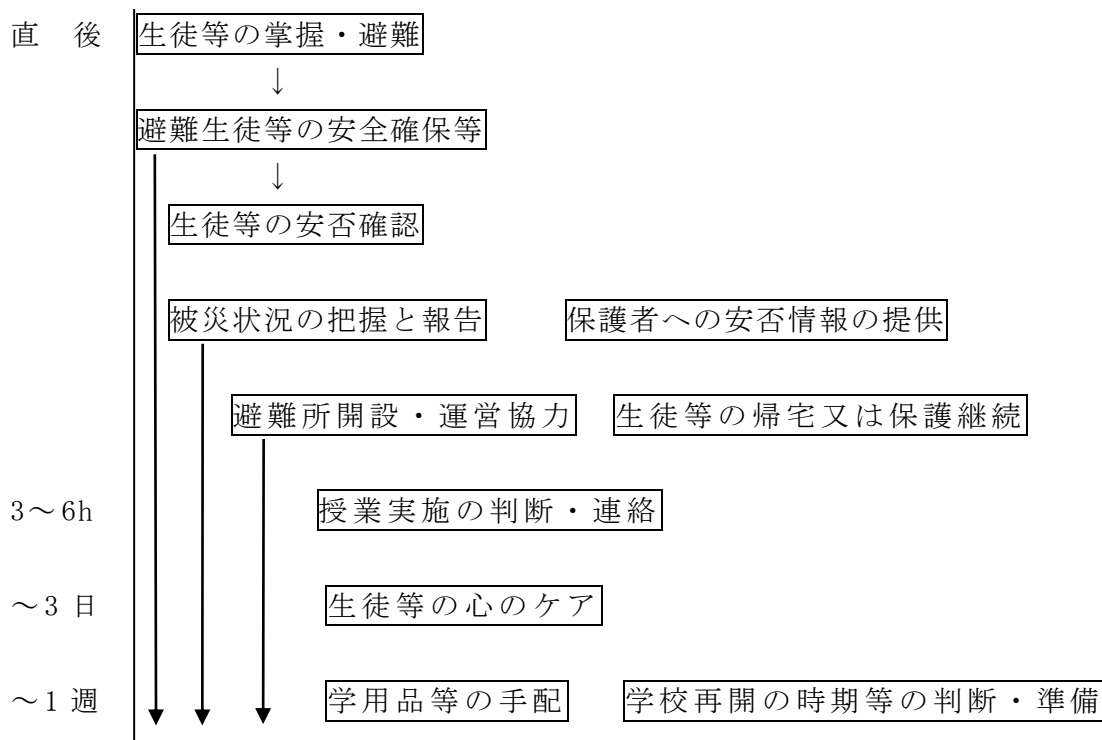
3 学校における業務の体系

(1) 生徒等が在校している場合



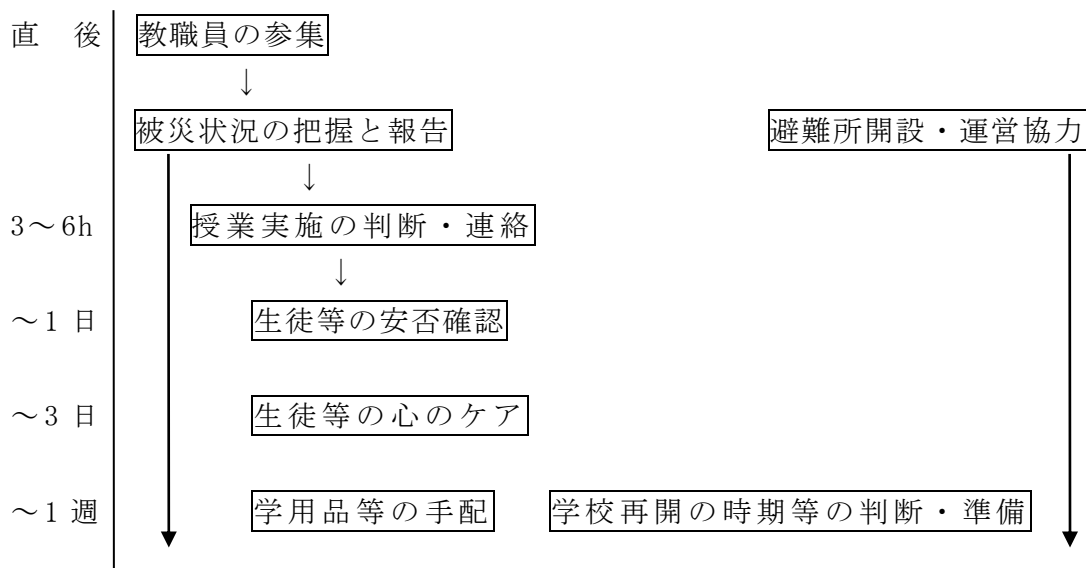
(2) 登下校時間帯

☆地震発生



(3) 勤務時間外

☆地震発生



4 学校における業務の内容

(1) 生徒等が在校している場合

ア 在校生徒等の避難・安否確認

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指

定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

イ 避難生徒等の安全確保等

避難した生徒等の安全を確保する。

また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助、捜索活動を行う。

ウ 被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。この報告は、学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。

私立学校は、人的・物的被害が生じた場合は、直ちに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等、第1報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

エ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

オ 避難所開設・運営協力

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

(ア) 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

- a 校長 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。
- b 教頭・教諭 校長の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。
- c 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。
- d 栄養職員等 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。
- e 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

(イ) 校舎等を避難場所として使用するときの注意

- a 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。
- b 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。
- c 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
- d 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

カ 生徒等の帰宅又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

キ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

ク 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

ケ 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

コ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、見附市教育委員会に報告する。

サ 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(2) 登下校時間帯（(1)と共通の項目は省略）

ア 生徒等の掌握・避難

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

イ 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安

否確認に全力を尽くす。

(3) 勤務時間外（(1)と共通の項目は省略）

ア 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

イ 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 学校施設の応急危険度判定の要否及び実施ため、専門家を派遣する。

イ 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導したり、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。

ウ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 県立学校施設の危険度判定を行う。

イ 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

ウ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

エ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市に斡旋する。

第27節 文化財応急対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者、管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、見附市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第28節 障害物の処理計画

【関係部署】建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市役所庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設、輸送拠点及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急輸送路を確保する。

ア 道路管理者の責務

(ア) 市および各道路管理者は、市内およびその管理区域の道路の障害物の状況を調査し、災害対策本部及び関係機関に報告するとともに、障害物を除去する。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、見附警察署の協力を得て排除する。

イ 河川管理者の責務

市および各河川管理者は、その所管する河川や水路区域について、漂流物等により危険と認められる場合には、災害対策本部及び関係機関に状況を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

ウ 市の責務

(ア) 市は災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 除去障害物の集積、処分

災害時には廃棄障害物等が大量に出るため、市はあらかじめ仮置場及び最終処分地について決めておく。

処分場所について、可燃性の廃棄物及び不燃性廃棄物はごみ処理場とするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きができる公共施設敷地や、借上農地等の場所を確保し、分別して集積する。

また、障害物処理の実施者は、がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は可能な限り中間処理施設に運搬する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、県災害対策本部生活基盤対策部は、国等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その

実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、その他の施設管理者	市	道路等の障害物の情報 建物周辺の障害物の情報
市	国・県（施設管理者）	道路等の障害物の情報
県（施設管理者）	国・県災害対策本部	道路等の障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	市民、その他施設管理者	障害物除去に関する情報
国・県（施設管理者）	市	障害物除去に関する情報
国・県災害対策本部	国・県施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（3時間以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

緊急輸送道路の障害物の除去（6時間以内）

↓

その他の輸送路等の障害物の除去（24時間以内）

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市内の道路上等の障害物の状況を調査し、国・県災害対策本部に報告する。 - 建物周辺障害物の情報を収集する。	

国・県	・ 障害物除去を必要とする道路等の公共管理施設の情報を収集する。	
-----	----------------------------------	--

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 市内の道路等の障害物を除去する。 ・ 特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 ・ 応援協定を締結してある建設業協同組合等と連携し、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。 ・ 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 ・ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	見附市建設業組合
県	・ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 ・ 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
道路管理者	・ 管理区域の道路の障害物を除去する。 ・ 特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 ・ あらかじめ建設業協会等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障	応援協定先企業団体等

	害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	
応援協定先企業団体等	・ 県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

(空白)

第29節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

【関係部署】民生部、医療部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災等により、多くの死者を出すことがある。市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関

県・市等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部（保健医療教育部）

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮策

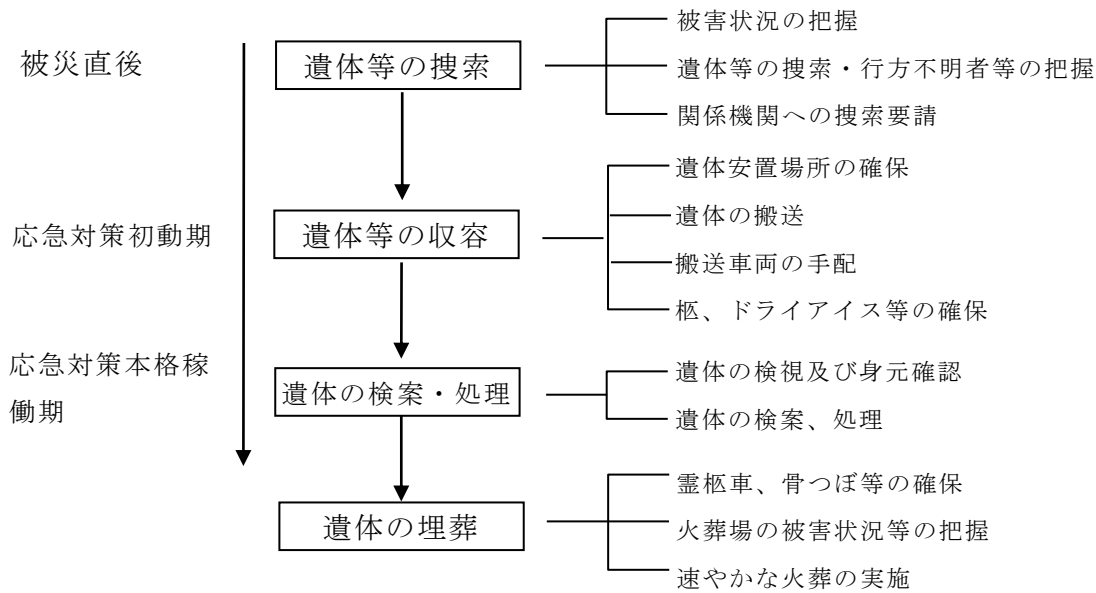
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
県	要請先	・ 自衛隊への応援要請（市町村の要請による） ・ 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市町村の要請による） ・ 葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市町村の要請による） ・ 近隣市町村への応援要請（市町村の要請による） ・ 市町村の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県に搜索状況を報告するとともに、警察、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。	警察 自衛隊等関係機関
県	・ 県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊
警察 自衛隊等関係機関	・ 遺体等の搜索を市と協力して行う。 ・ 県警察本部は行方不明者の届出を受けるとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 ・ 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。	寺院、学校等
県	・ 市から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に要請する。 ・ 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協力を要請する。	新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察 自衛隊等関係 機関	・ 遺体の搬送を行うものとする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 日本赤十字社新潟県支部及び医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・ 所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。	日本赤十字社 新潟県支部 見附市南蒲原 郡医師会 警察署等
県	・ 市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社 新潟県支部 新潟県医師会

警察	・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社 新潟県支部及 び見附市南蒲 原郡医師会	・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。	県 葬祭業者等
火葬場	・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を市に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。	
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協力を要請する。 ・市から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	新潟県トラック協会 葬祭関係団体

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。
- (2) 警察は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

6 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市又は県に応援要請を行うこととし、近隣市と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第30節 愛玩動物の保護対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 市の役割

- (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

4 (社)新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

5 動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。

(5) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

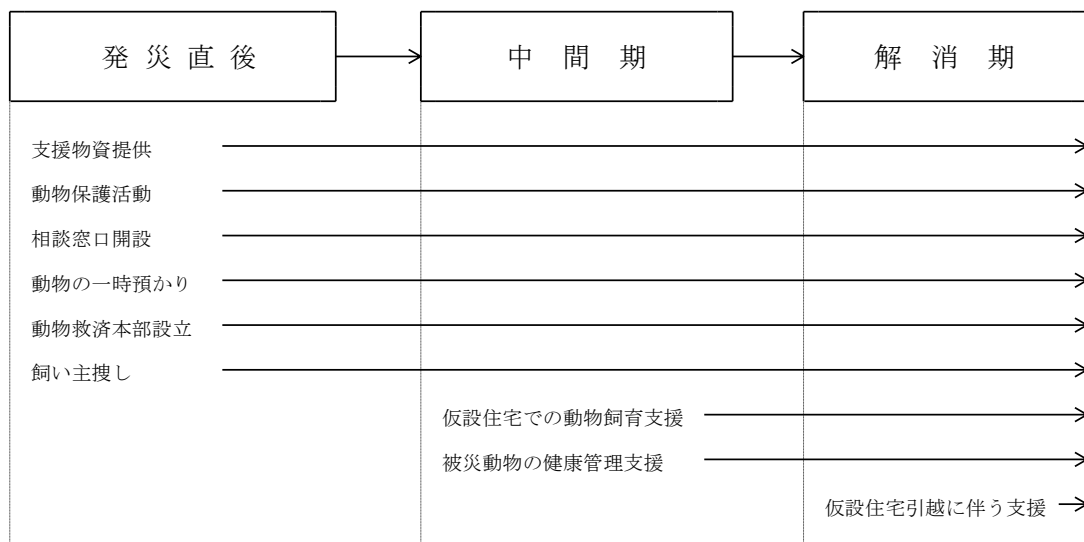
(8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

6 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。

7 業務体系



第31節 公衆通信の確保

【関係部署】総務部、（東日本電信電話株式会社）

1 計画の方針

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、N T T東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 地震災害警戒本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 可搬型移動無線機

イ 移動電源車及び可搬電源装置

ウ 応急復旧ケーブル

エ ポータブル衛星車

オ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

震度6以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とする。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

4 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 市民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項

(6) その他必要な事項

5 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 東日本会社の応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本会社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

東日本会社災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ本社災害対策本部へ要請する。

第32節 電力供給応急対策

【関係部署】 総務部

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、地震発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

2 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

地震が発生した時は、東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備毎、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部の長は、防災体制発令後直ちに予め定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

ただし、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に第2非常体制に入る場合は、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく「巨大地震発生時における行動指針」に基づき、所属事務所に参集し、対策組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、

通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

(5) 見附市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、予め要請した請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、見附市の災害対策本部に依頼して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市の災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを利用して早期送電を行う。

4 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図る。

また、見附市の災害対策本部へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

6 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各者間の協定」等により実施する。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

第33節 ガスの安全、供給対策

【関係部署】総務部

【関係機関】北陸ガス株式会社、L P ガス充てん事業者、L P ガス販売業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民は、ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- (イ) 市は、二次災害防止のための広報を行う。
- (ウ) 県は、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、L P ガス事業者という）に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。
- (エ) 都市ガス事業者、LP ガス充てん事業者及びLP ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の事項を行う。
 - ・ ガス供給設備の安全点検
 - ・ 二次災害防止のための広報
 - ・ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
 - ・ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
 - ・ L P ガス事業者は、地震発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
 - ・ L P ガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
 - ・ L P ガス事業者は、埋没・流出した容器の安全な回収を行う。

イ 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	国への報告（速報）
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了（注）

（注） 大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) L P ガス事業者

地震後 1 時間	充てん所の被害状況の把握
地震後 3 時間	二次災害防止措置
地震後 2 日	消費先の緊急点検完了
地震後 3 日	充てん所の復旧（注1）

	消費先安全確認完了（注2）
--	---------------

注1 大規模な被害が生じた場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(2) 要配慮者に対する配慮

避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

市民は、積雪期の地震発生にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(4) 安全措置の普及啓発

ガス事業者は、市民がガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置が円滑に行われるよう、パンフレット等を配布するなど普及啓発に努める。

2 情報の流れ

被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者
ガス事業者	国、県、市、消防、警察
ガス事業者	国、県、市
ガス事業者	報道機関
ガス事業者	復旧支援団体等
	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
	ガス漏れ・事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
	供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
	復旧支援の要請

被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
ガス事業者 県、市	被災者
県	ガス事業者
復旧支援団体等	ガス事業者
	二次災害発生防止情報、供給停止状況、供給支障状況、復旧状況及び見込情報
	安全確保の指導
	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	市・国・県への報告		↓
	消費先の安全確認、供給再開		復旧状況等
	供給再開完了		↓
発生後 概ね 14 日			

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震後 1 時間	充てん所の点検	消費先設備の修理	
	消費先ガス設備の点検		
	市・県への報告		
3 時間			二次災害防止措置
2 日	消費先の緊急点検完了		↓
3 日	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
市民	・地震発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防、警察
	・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ガス事業者
ガス事業者	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県、市

	・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	復旧支援団体等
市	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県
県	・L Pガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・L Pガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	ガス事業者団体等
	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 市

5 利用者への広報

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

(ア) 復旧の見通しとスケジュール

(イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

(ア) ガス臭気、漏れ等異常時にはガス上下水道局への通報

(イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配付

エ 市災害対策本部と協力しての広報

第34節 給水・上水道施設応急対策

【関係部署】総務部、民生部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 市の責務

市は水道事業者と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(ウ) 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 市民の責務

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

地震発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用途
地震発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	市	・ 水道施設の被害、断減水の状況
市	県 関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告すること に努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①被災直後 ・ 水道施設の被害、断減水の状況 ・ 市全域の被害状況 ・ 応援部隊の要請 ②応急復旧開始後 ・ 応急対策の実施状況 ・ 復旧の見通し ・ 他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・ 全般的な水道施設等の被災状況 ・ 応援部隊の派遣要請 ・ 全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 広域的な被害情報 ・ 応援要請に関する助言 ・ 飲料水の衛生確保対策 ・ 支援制度に関する情報
市	市民	・ 断減水の影響範囲 ・ 応急給水、応急復旧の実施方法 ・ 飲料水の衛生確保対策 ・ 応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆地震発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)	
直後 ～3h ～6h ～12h	3 リットル／日 生命維持	○被害状況の把握 ○市民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
3 日		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
1 週間	20～30 リットル 最低生活 水量	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
2 週間	30～40 リットル 生活水量 の確保	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水）	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
1 ヶ月	各戸 1 給水栓	第4段階 各戸 1 給水栓の設置 応急復旧の完了	

注）避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集	見附市管工事協同組合
県	・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 市民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報、周知するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対策	協力依頼先
市	①二次災害の防止措置 ・水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消防本部へ情報提供し、消火活動へ配慮 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 ②被害発生地区の分離	

県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知、指導	
---	--	--

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報、周知することにより、不安の解消に努める。

実施主体	対策	協力依頼先
市	①被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	日本水道協会新潟県支部 見附市管工事協同組合
県	被害が甚大な市町村に対し、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先する。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させる。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

第35節 下水道施設等応急対策

【関係部署】 民生部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、2日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、被災時に、ただちに、被災調査、復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握すると共に、県に報告し、応急処置を講ずる。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県は、必要に応じ県内市町村の支援を実施する。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずる。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・ 処理場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 管渠、ポンプ場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復および、復旧作業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市、県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようする。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 市は、避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るようにする。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

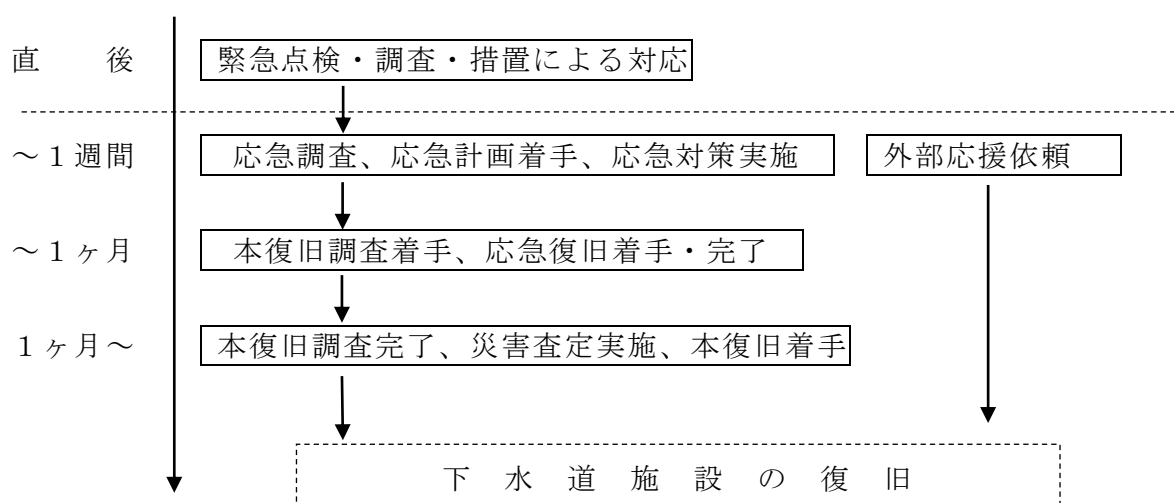
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、市民	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	支援情報
市	避難所、避難者、市民	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容 (1) 緊急点検・緊急調査・緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	・マンホール、路面状況、処理場の異常が確認できた場合に自治会長・市へ報告する。	市
市	・下水道施設等、市町村管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県へ報告する。 ・緊急調査に基づく応急復旧計画を策定する。 ・市民に情報を提供し、使用制限等を周知する。	県 地方共同法人日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター 協定事業者等
県	・流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市町村への連絡及び調整 ・市町村の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	市 地方共同法人日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会
(公財)新潟県下水道公社	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、支所等
地方共同法人日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部・他県支部等
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達および調査実施に協力する。	本部・他県支部等
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。	県 協定市町村

	・仮設用資材調達に努める。 ・市民に応急復旧状況等を周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	地方共同法人日 本下水道事業団 (一社)地域環境 資源センター
県	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水道施設利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・市町村の応急復旧状況等を把握する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	市 地方共同法人日 本下水道事業団 (公社)日本下水 道管路管理業協 会 (一社)新潟県下 水道維持改築協 会 (公社)全国上下 水道コンサルタント協会中部支 部 協定事業者等
(公財)新潟県 下水道公社	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、支所等
地方共同法人 日本下水道事 業団	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)地域環 境資源センタ ー	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部
(公社)日本下 水道管路管理 業協会	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)新潟県 下水道維持改 築協会	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)全国上 下水道コンサル タント協会 中部支部	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ体制をつくる。	協定市町村 協定事業者等
県	・ 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ体制をつくる。	協定他県 協定政令市 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道施設等の本復旧を実施する。 ・ 市民に本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等を優先的に復旧する。	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 （一社）地域環境 資源センター
県	・ 災害復旧が速やかに行えるよう、市町村、国と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 （公社）日本下水道 管路管理業協会 （一社）新潟県下水 道維持改築協 会 （公社）全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部
（（公財）新潟県下水道公社	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部、支所等
地方共同法人日本下水道事業団	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
（一社）地域環境資源センター	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部

(公社) 日本下水道管路管理業協会	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 新潟県下水道維持改築協会	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会 中部支部	・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(空白)

第36節 危険物施設等応急対策

【関係部署】消防本部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

地震等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

地震等による危険物施設等の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物施設等の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

エ 県の責務

地震等による危険物施設等の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物施設等の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

オ 達成目標

地震等による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関	県 市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	県 消防機関 市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、 人的被害状況、被害の拡大見込 等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

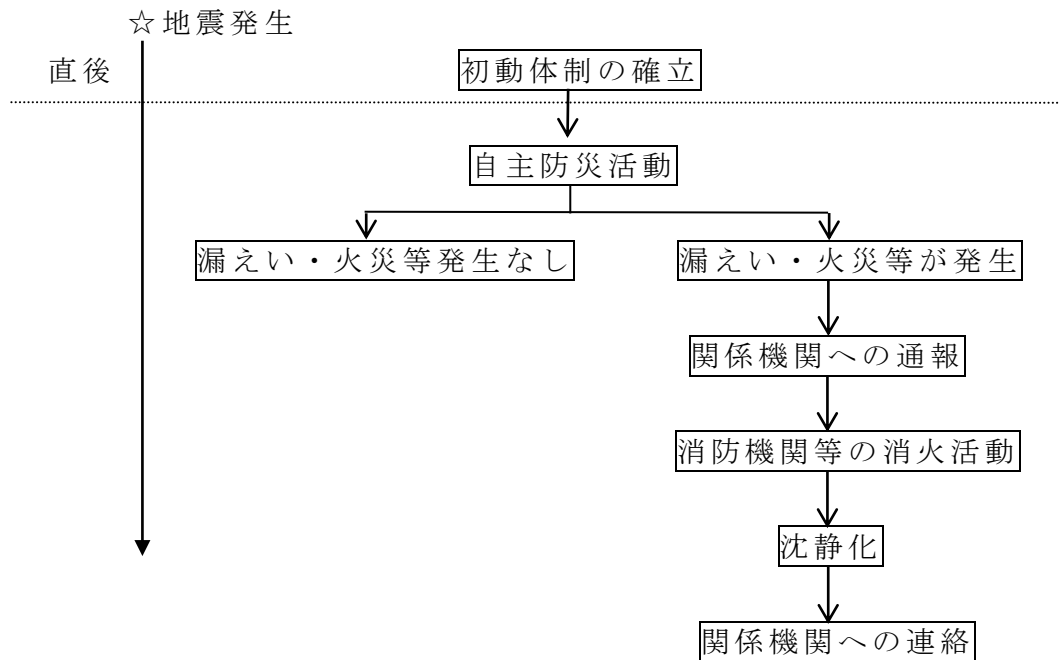
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関 市	・ 関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・ 災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

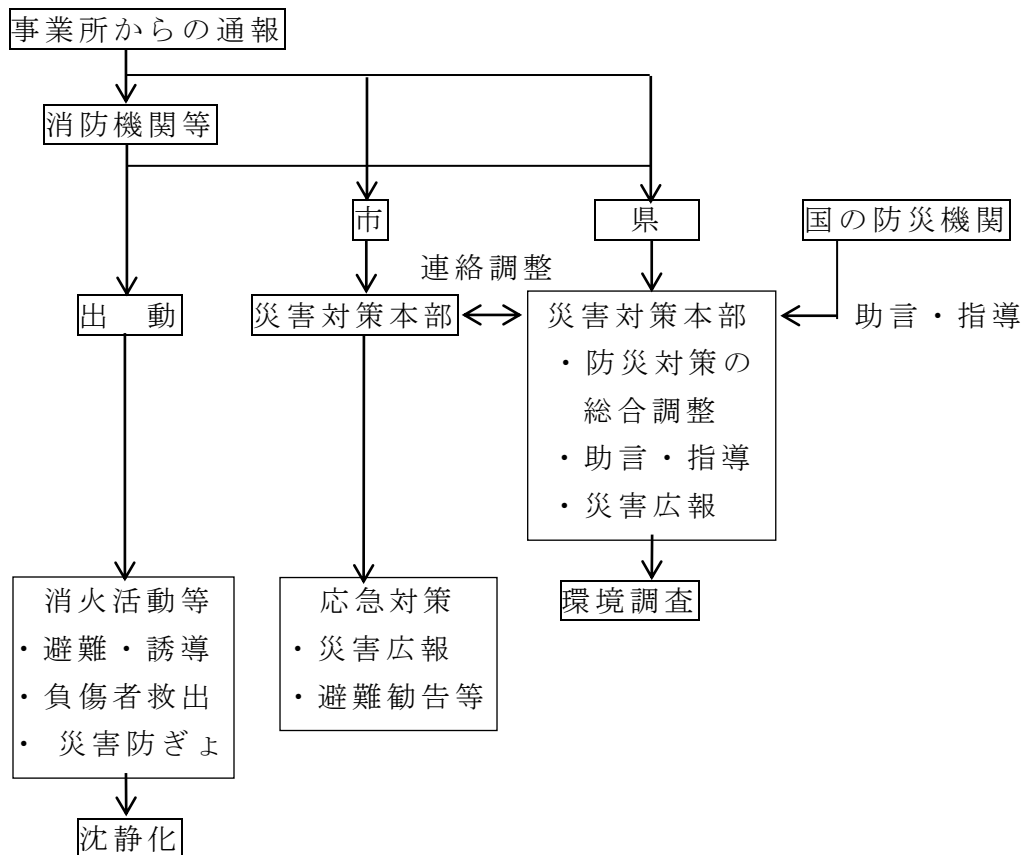
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 災害発生事業所	・ 災害広報及び避難誘導の要請 ・ 関係機関等との連絡調整事項、 防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市における業務の体系



4 業務の内容

(1) 地震発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	① 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。 ② 地震により被害を受けた場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ③ 地震により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ④ 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 ⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防機関 警察
県	・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物施設等の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
市	・危険物施設等の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。	
消防機関	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。	

(2) 地震発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
高圧ガス取扱事業所 有害物質取扱事業所 放射線施設等の管理者	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。 ・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示、被害状況調査を行う。 ・放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 ・放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
消防機関	・危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防署、警察等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防機関	・災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
市	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。	
国及び県	・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境モニタリング調査を実施する。	

(4) 市民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。	
市及び消防機関	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車等により広報するとともに、市及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	

第37節 道路・橋梁等の応急対策

【関係部署】建設部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

市は道路を管理する関係機関や団体と連携し、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	市	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
市民、地域の建設業者等	市	
各道路管理者	市	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	各道路管理者	道路管理者間の連絡情報等
市	町内会等	被災状況、復旧見込み
市	市民	道路情報

3 道路の応急対策体系

震度4以上の地震発生

■ 被災状況の把握

↓

■ 通行規制等の緊急措置および市民、関係機関等への道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧および市民、関係機関等への道路情報の周知

4 道路の応急対策内容

(1) 被災状況の把握

市および各道路管理者は直ちに道路パトロールを実施するほか、他の道路管理者や市民及び災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、

被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

市は、道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において警察および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

市は、他の道路管理者及び警察やマスコミに協力を求めることや、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

市および各道路管理者は、管理する橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、市と各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 市は、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事等に派遣要請を依頼する。

(ウ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(エ) 市は、道路上の障害物の除去について、状況に応じて各道路管理者と警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等と協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

市および各道路管理者は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復のため、応急復旧工事を優先に迅速に実施する。

ウ 道路情報の周知

市は、他の道路管理者及び警察やマスコミに協力を求め、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

市および各道路管理者は、上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者と協力し現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、当該施設管理者が速やかに復旧を行えるよう支援する。

5 積雪期の対応

(1) 基本方針

積雪・凍結等においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもとの的確かつ円滑な応急対策を実施する。

(2) 応急対策

ア 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告するものとする。

イ 緊急措置及び応急復旧

積雪期においては、雪崩の発生及びそれによる河川の堰き止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被害状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第38節 鉄道事業者の応急対策

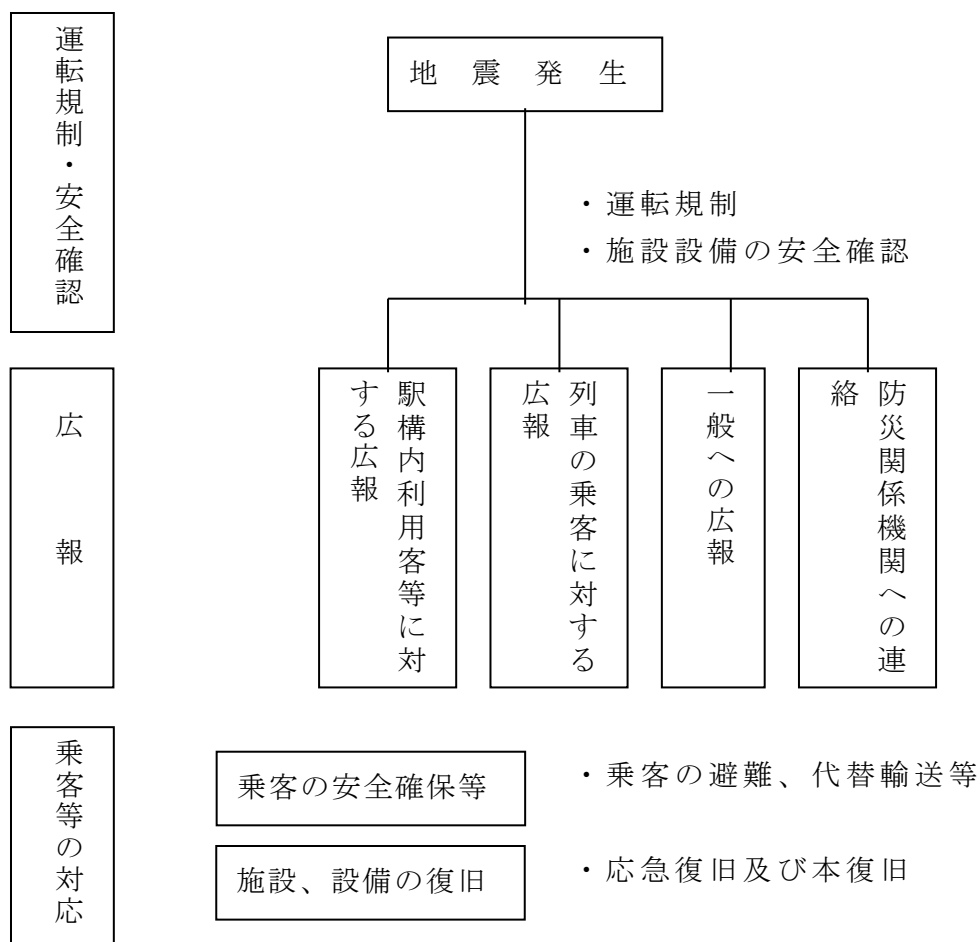
【関係部署】総務部、（東日本旅客鉄道株式会社）（日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（以下、各鉄道事業者）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 地震時の運転基準、運転規制区間

地震発生時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

地震時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定める。

規制区間Ⅰ（落石区間） 25ガル未満	規制区間Ⅱ（一般区間） 3カイン以上 ～ 6カイン未満 40ガル未満	所定運転
3カイン以上 ～ 6カイン未満 25ガル以上～40ガル未満	6カイン以上 ～ 12カイン未満 40ガル以上～80ガル未満	注意運転
6カイン以上 40ガル以上	12カイン以上 80ガル以上	運転中止

（上越新幹線については、18 カイン以上で自動的に列車が停止する。）

※使用基準単位（カイン、ガル）は各鉄道事業者による。

（2）旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- （ア）災害の規模
- （イ）被害範囲
- （ウ）被害の状況
- （エ）不通線区
- （オ）開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- （ア）停車地点と理由
- （イ）災害の規模
- （ウ）被害の状況
- （エ）運転再開の見込み
- （オ）避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

（3）救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、

連絡を受けた輸送指令は県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(6) 市民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

(7) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
JR貨物新潟支店	貨物指令室	025-248-5151	025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591～3594	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6434～6436	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771～5773	025-285-0110 内線2070,2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理調整課	025-285-9000 内線3110	025-280-9000	025-285-9170

第39節 治山・砂防施設等の応急対策

【関係部署】建設部、産業部、（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は治山・砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、見附警察署等へ連絡する。

イ 市の責務

市は、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

エ 達成目標

すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として避難行動要支援者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

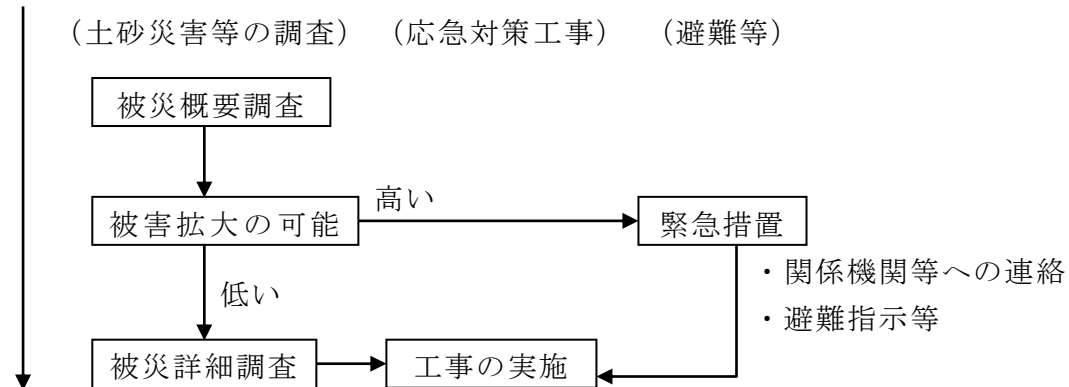
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	- 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 - 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 - 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 - 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。	

県	・被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する	
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、非常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	

(3) 避難指示等の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	

第40節 河川施設応急対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

河川施設の被災を確認した時は、遅滞なく市、県、見附消防署、見附警察署等へ連絡する。

イ 市の責務

市民等から県管理河川施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により県管理河川施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内を目標に応急工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

主に避難行動要支援者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

ア 積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

イ 県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 情報の流れ

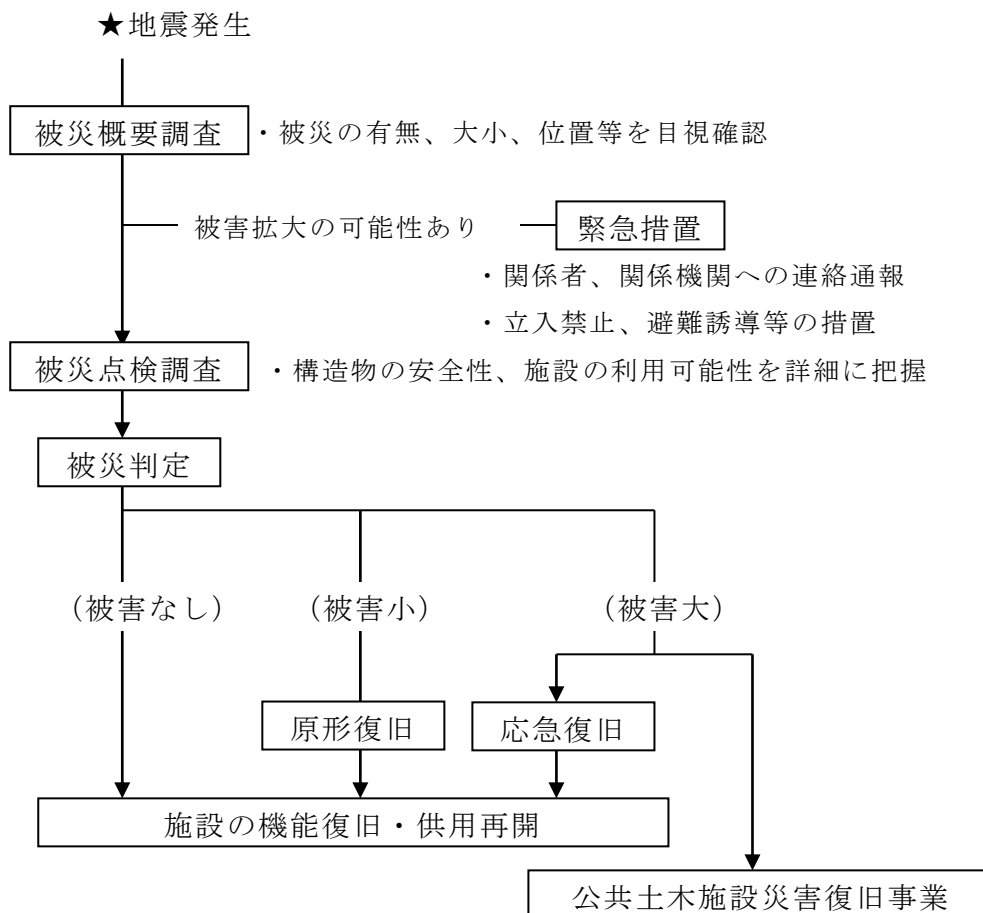
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、警察、消防	市	河川施設被災の通報
市	県	詳細な県管理河川施設の被災情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市、警察、消防	県管理河川施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

3 業務の体系役割



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	
県、国	- 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。 - 点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施する。 - 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。 - 施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防機関、警察等へ通報する。	各協会

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県、国	パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。	各協会
県、国	- 河川管理施設及び許可工作物 - ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 - イ 低標高地域での浸水対策 - ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 - エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 - オ 油や危険物の流出等の事故対策 - カ その他河川管理に関する事項の調整	各協会

実施主体	対 策	協力依頼先
県、国	・ダム施設 - ア 貯水位制限等の対策 - イ 止水処理等の応急措置 - ウ 関係機関への通知と一般住民への周知 - エ その他ダム施設の管理に関する事項	各協会

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	
県、国	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 市民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次連絡する。 ・地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民、警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	

第41節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 農業用ため池の点検及び報告については、以下とおりとする。

ため池

対象ため池	堤高10m以上又は貯水量10万m ³ 以上、若しくは決壊した場合人的被害を及ぼす恐れがあるため池
対象地震	堤高15以上は、ため池地点周辺が震度4以上（堤高15m未満は、震度5弱以上）
緊急点検	目視による外観点検（24時間以内に報告）

(イ) 頭首工、排水機場、地すべり防止施設、その他施設の点検及び報告については、以下のとおりとする。

a 県管理施設の頭首工及び排水機場は、震度5弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に報告を行う。

b 県管理施設以外の頭首工及び排水機場、地すべり防止施設、その他事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に報告を行う。

(ウ) 緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、震災後6時間以内に二次災害防止措置を講ずる。また、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設等においては、震災後24時間以内に応急復旧を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

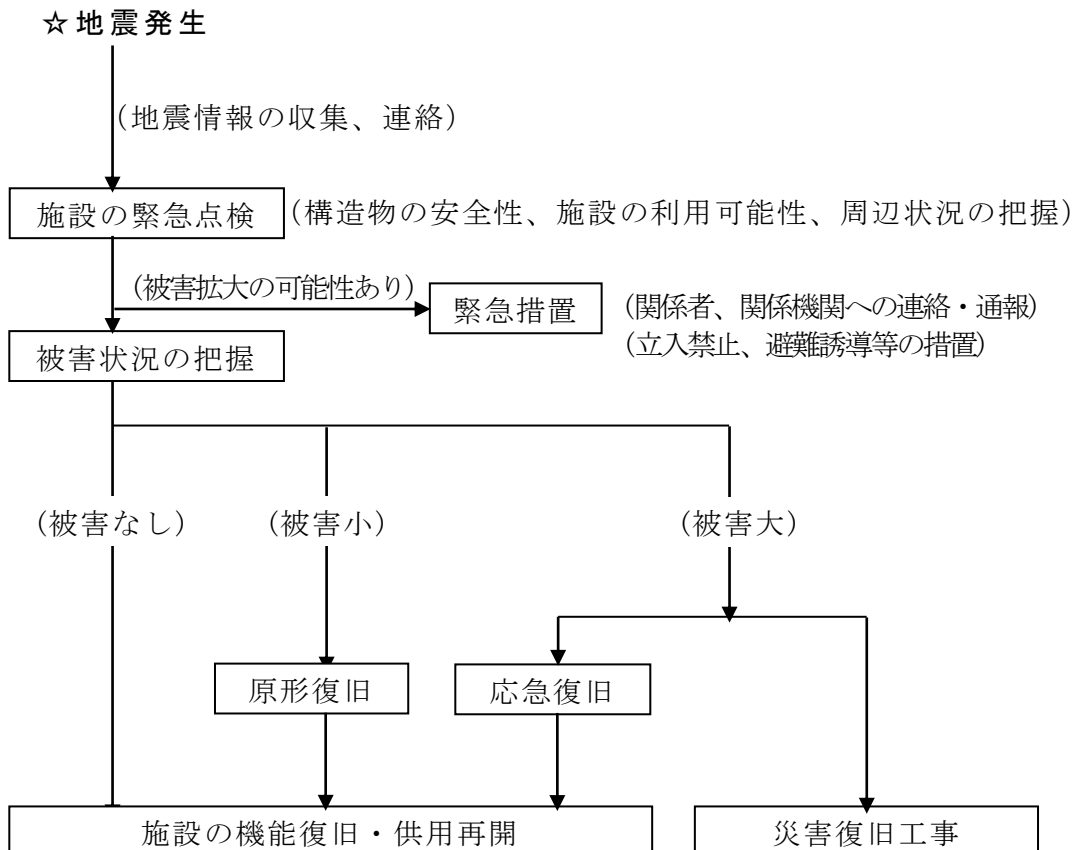
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市町村	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
市	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 市 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会等

(2) 要配慮者に対する配慮策

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

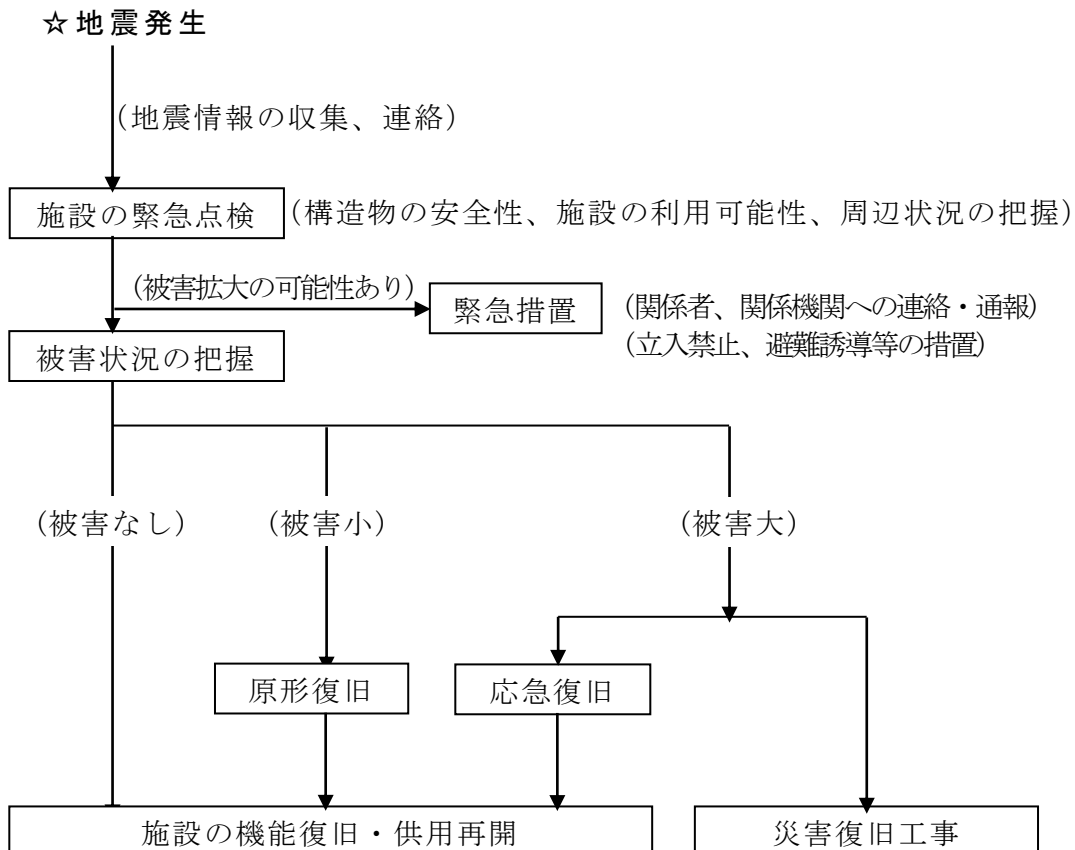
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市町村	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
市	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 市 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 市 他関係機関 建設業協会等

第42節 農林業応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林業生産者、農林業施設の所有者・管理者

- a 地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める
- b 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- c 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 関係団体の責務

a 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

b 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

c 森林組合

(a) 市、県地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

(b) 市、県地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(ウ) 市

a 関係団体の協力を得ながら農産物、林産物及び農林業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林業者に対し、必要な指導・指示を行う。

c 県、関係団体等の協力を得ながら、農産物、林産物及び農林用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

イ 達成目標

a 24時間以内に緊急被害状況調査をとりまとめる。

b 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導、指示を行う。

c 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林業

用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

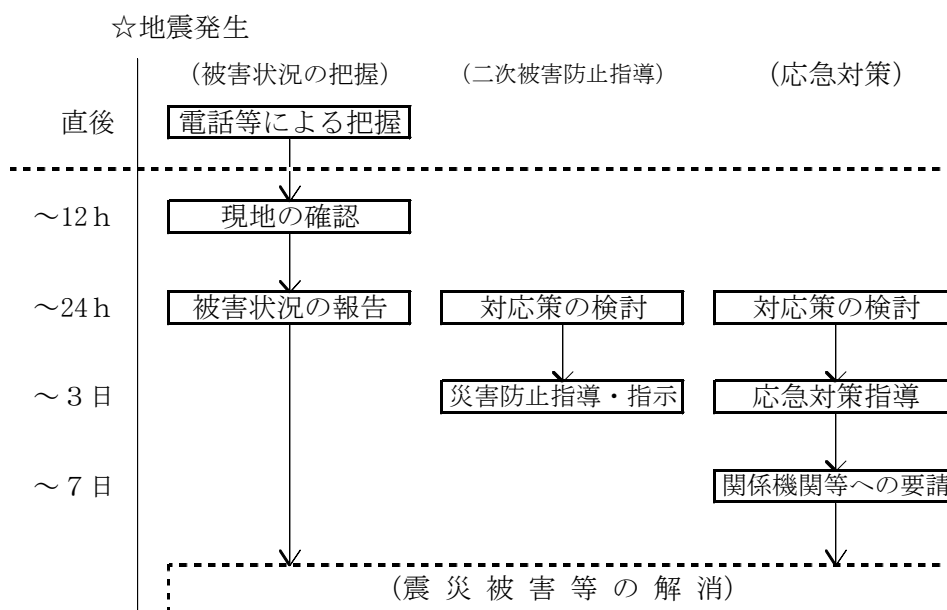
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
地域振興局	市	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時においては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、地域振興局農林水産振興部(以下「地域振興局」という)に報告する。	農業協同組合、 県農業共済組合 等
県(地域振興局)	市からの報告及び自らの調査にもとづいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 1 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 農薬の漏出防止措置	農業協同組合、 県農業共済組合 等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県(地域振興局)	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、 県農業共済組合 等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合	・市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合 県農業共済組合
県	・市等の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、関係団体

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合 連合会	・市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	・家畜飼養者、農業協同組合等により下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	農業協同組合 県農業共済組合
県	・二次災害防止、応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関、団体への協力要請	市、関係団体

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施、協力する。	
県	・ 市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・ 死亡家畜の受け入れ体制確保 ・ 死亡家畜の埋却許可 ・ 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・ 家畜廃用認定 ・ 家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・ 家畜飼養者に対する衛生指導 ・ 被災家畜の健康診断、畜舎消毒 ・ 家畜伝染病予防接種体制の確保 3 動物用医薬品及び飼料等の供給 ・ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査 センター、新潟市 県農業共済組合 県家畜商協同組合 農業協同組合 県農業共済組合 (社)県畜産協会 県動物薬品器材 協会 全農県本部、県酪 農業協同組合連合会

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	・市、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・市、県地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。	市、県地域振興局
市	・県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	・県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・市、関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	・市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県地域振興局
市	・緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置	県地域振興局等
県地域振興局	・市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	・ 林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	県地域振興局 関係機関
関係団体、市、 県地域振興局	・ 相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	

第43節 商工業応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(イ) 商工団体の責務

- a 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- b 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 市の責務

- a 企業・事業所の被害状況を把握する。
- b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(エ) 県の責務

- a 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- b 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。
- c 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- d 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- e 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- f 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ d～f は被災状況により対応

イ 達成目標

- a 県は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。
- b 県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。
- c 県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

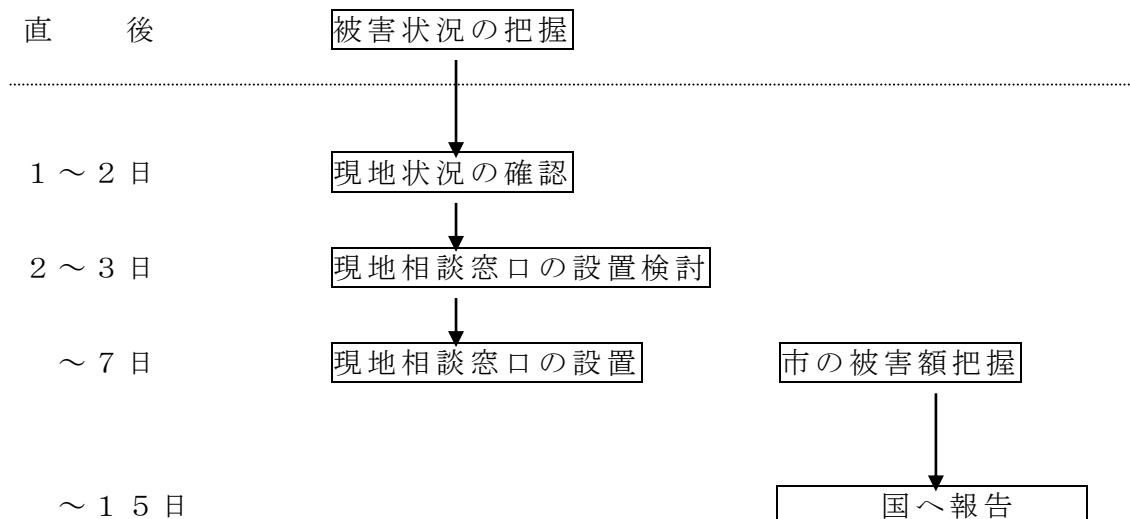
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
商工会・商工会議所 等商工団体	市
被害状況	
地場産地企業・産地 組合	市
被害状況	
商店街組合、大規模 小売店、共同店舗	市
被害状況	
工業団地等進出企業	市
被害状況	
観光施設	市
被害状況	
市	県
被害状況	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県	市・商工団体
被災状況、現地相談窓口の設 置、支援策	
市	企業・事業所
現地相談窓口の設置、支援策	

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県	- 県産業労働部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 - 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 - 被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 - 国に被害状況を報告する。	企業・事業所 商工団体 市
市	管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所 商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(財)にいがた産業 創造機構 市 商工会・商工会議所 新潟県信用保証協会 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等
市	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	嘱託員、報道機関等

第44節 被害家屋調査・り災証明発行計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、被害状況の把握及びり災証明書の円滑な発行を図るため、早期に建物の被害調査を実施するとともに、り災台帳を作成し、被災者からの申請に備える。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

(2) それぞれの責務

① 市民・事務所等の責務

市が実施する被害家屋調査の申請及び調査への協力を行い、適正な認定が受けられるように努める。

② 市の責務

迅速な被害家屋調査の実施に努めるとともに、補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との区別を積極的に周知する。

③ 県の責務

他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する被害家屋調査を支援する。

(3) 主な取り組み

り災証明書は各種支援制度の基準となることから、迅速かつ適切な被害家屋調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

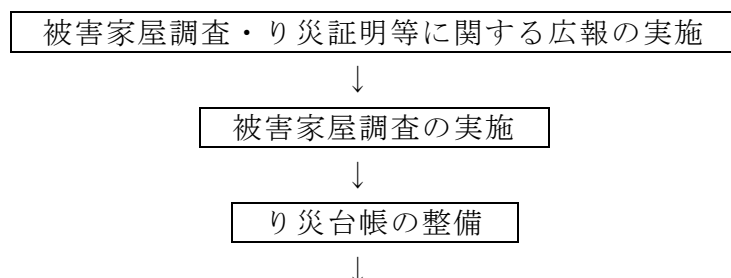
(4) 要配慮者への配慮

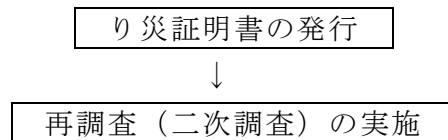
調査の実施計画を検討する際には、在宅医療及び在宅介護を行っている家庭を優先して実施する等の配慮を行う。

(5) 積雪期の対応

調査の実施計画を検討する際には、積雪に対応した移動手段の選定及び家屋周囲の積雪により外周の確認が十分に行うことができない場合等も想定し、これらの対策も検討する。

2 業務の体系





3 業務の内容

(1) 被害家屋調査・り災証明等に関する広報の実施

被害家屋調査・り災証明等の実施を速やかに市民に広報するものとし、被害家屋調査と被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との違いを被災者に正確に伝えるよう留意する。また、り災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該政策担当部局との連携を図る。

(2) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、担当部局が連携して調査を実施する。

① 調査実施計画の作成

災害における家屋被害の状況及びり災証明発行が求められる各種施策に関する動き等を考慮して、調査実施計画を作成する。また、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施する。

② 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。

③ 他の市町村等への協力要請

市の職員だけでは人的に対応できない場合は、県、近隣市町村及び建築関係団体等への協力を依頼する。

(3) り災台帳の整備

被害家屋調査の実施担当者は、調査の実施とあわせ、基本台帳となりうるり災台帳を作成する。

① 被害認定の判定基準

り災証明の根拠となる被害家屋の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき、1棟単位で行う。判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用方針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

② 被害認定の結果通知

被害家屋調査終了後、被災者に対し被害の判定結果を速やかに通知する。

(4) り災証明書の発行

作成したり災台帳に基づき、被災者の申請によりり災証明書を発行する。なお、り災台帳により確認できないものは、一部の例外を除き申請者の立証資料等に基づき発行する。

(5) 再調査（第二次調査）の実施

被害認定に係る再調査は、被災者の申し出があった場合に実施する。

第45節 応急住宅対策

【関係部署】総務部、福祉保健部、建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容し、また家屋の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア 市の責務

被災した住宅、宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

イ 県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間住宅の空き家情報等を提供する。

ウ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては要配慮者世帯を優先して入居させる。

2 情報の流れ

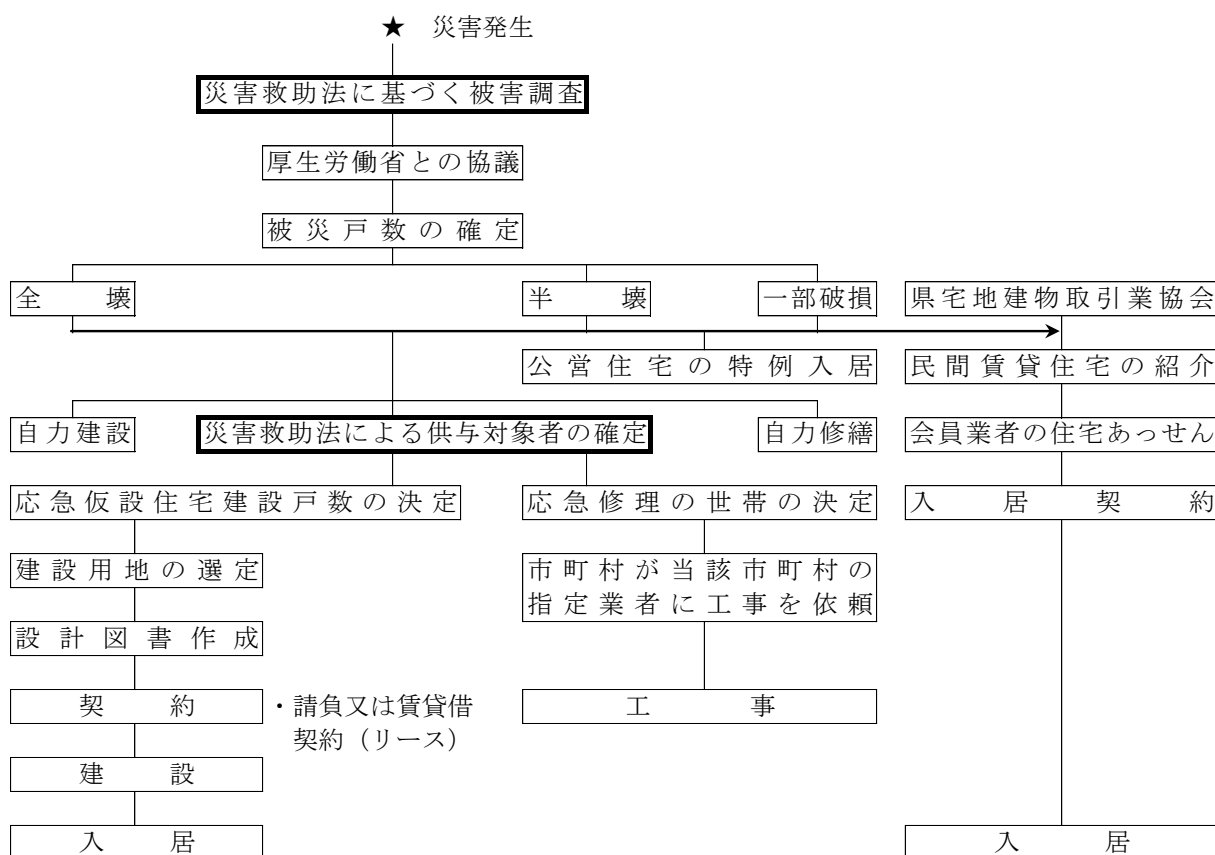
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応	協力依頼先
県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ア 市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） イ 市の住宅に関する要望事項 ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項	市 建築士組合 建築組合

	オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項	
市	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。 ア 住宅、宅地の被害状況の調査 イ 被災地における市民の動向調査 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望の把握・相談受付	県 建設業協同組合 建築士組合 建築組合

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応	協力依頼先
県	1 建設による供与 (1) 建設の方針 ア 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ 建物の規模及び費用 (ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。 (イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。 (2) 応急仮設住宅の建設方法 ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任	市 (一社) プレハブ建築協会 (社) 新潟県建設業協会

	することができる。 イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の選定及び管理を委任する。	
市	(1) 建設候補地の選定 (ア) 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。 (イ) 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者。 (イ) 居住する住家がない者。 (ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者。 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。	
県	2 民間住宅借り上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間住宅を借	市 (公社) 新

	り上げ応急仮設住宅として供与する。 ただし、状況に応じ知事は、市長に借り上げを委任することができる。 入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。	潟県宅地建物取引業協会 (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会
--	---	---

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 応	協力依頼先
市	(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (イ) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。 (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (エ) 応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則6ヶ月） イ 所得等の要件 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 (ア) （収入額）≤500万円の世帯 (イ) 500万円<（収入額）≤700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 (ウ) 700万円<（収入額）≤800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯 (2) 応急修理の範囲 以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。 なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。 (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理 (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理 (エ) 衛生設備の応急修理	建築組合 建築士組合 建設業協同組合

	(3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。 (5) 応急修理の手続き 別紙「応急修理事務手続き」を参照 (6) 制度の広報 広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。 (7) 相談窓口の設置	
--	--	--

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

実施主体	対 応	協力依頼先
県 市	ア 県及び市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。） イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。 ウ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	都道府県 近隣市町村

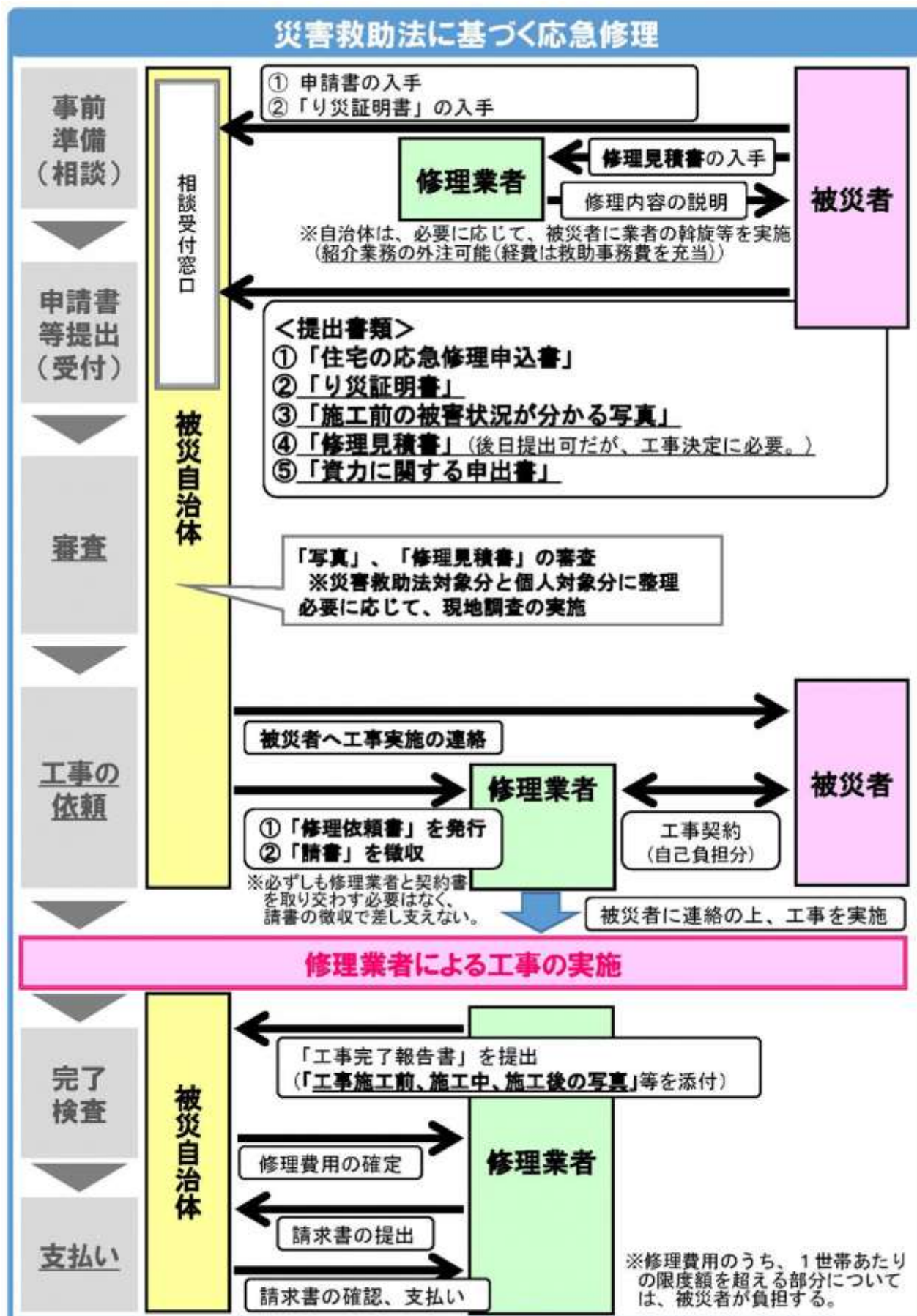
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	ア 必要に応じ地元業者と協議し、協力を依頼する。 イ 物件情報を集約し、相談所等において民間賃貸住宅への入居希望の被災者に物件の紹介、あっせん手数料の無料協力を依頼する。	賃貸住宅取り扱い業者

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	住宅建設資材等のあっせん要請を行う。	協定企業
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

住宅の応急修理の手続き及び流れ



(空白)

第46節 ボランティア受入れ計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部、民生部、見附市社会福祉協議会協議及び関係団体と協議してボランティアセンター設置を検討する。
- b ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
- c 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

(イ) ボランティアセンターの責務

- a ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。
- b 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。
- c 駆けつけたボランティアの受入、登録を行う。
- d ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。
- e その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

イ 活動調整

ボランティアセンター、県支援センター

ウ 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

地震発生後 3 時間以内	県支援センターの設置
〃 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
地震発生後 1 2 時間以内	調整会議構成団体による被災地のボランティア需要の把握
〃 2 4 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握
〃 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 情報の流れ

(1) 被災地から

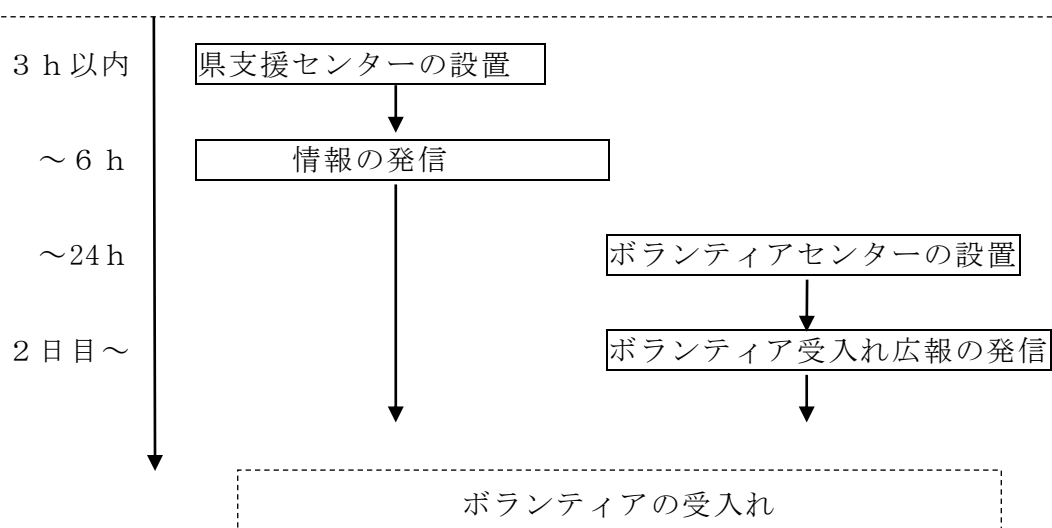
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティアセンター	県支援センター、市災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要
県支援センター、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要、調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、市災害対策本部	供給予定情報
県支援センター、市災害対策本部	ボランティアセンター	供給予定情報
ボランティアセンター	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市社会福祉協議会	・ ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	被災地以外の市町村社会福祉協議会
市	・ ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・ ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ 運営に係る統括及び資金管理	県内外の市町村等の行政機関
県支援センター	・ ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	国や他県などの行政機関
県内NPO・日本青年会議所	・ ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のNPO等

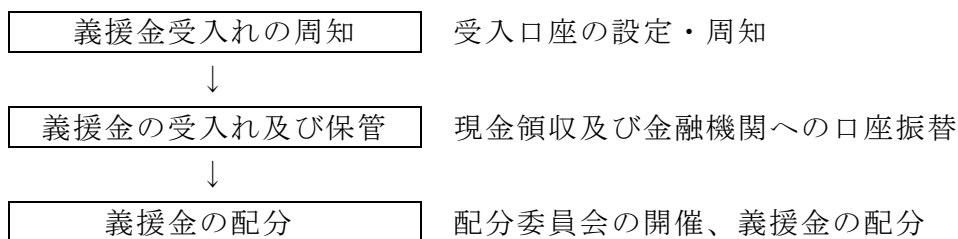
第47節 義援金の受入れ・配分計画

【関係部署】総務部、出納部

1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

市、日本赤十字社新潟県支部見附地区は、次により義援金を受け入れる。

市	1 受入窓口 （1）受入窓口は、出納部（会計課）とする。 2 現金の受入 （1）一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 （2）国又は地方公共団体からの見舞金は、歳計現金として入金する。 3 義援金等の管理 （1）一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 （2）国又は地方公共団体から市長あての見舞金は、歳計現金の寄附金として管理する。
日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 振込口座を開設する。

5 義援金の配分

- (1) 集まった義援金の配分方法は、必要に応じて、日本赤十字社新潟県支部見附市地区、市社会福祉協議会、その他義援金受付団体等と協議し、決定する。厚生衛生班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。
- (2) 市は、県等で組織された「義援金配分委員会」から配分された義援金について、その配分基準に基づき配分する。

第48節 義援物資対策

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者が必要としているものの情報などを的確に発信することにより、より迅速に被災者へ必要な物資配付を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ・避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、市の指定する場所へ送付してもらう。
- ・早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。
- ・NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(イ) 県の責務

- ・避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- ・インターネット、マスコミ等により、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部（民生部）

県災害対策本部（食料物資部）

ウ 達成目標

- ・被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- ・義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	市、見附市社会福祉協議会	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先企業・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系

直後 ～6 時間 後	☆風水害発生 (提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
	物資受入方針に基づく電話、メール、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1 日目～ 6 日目	物資受入方針に基づく電話、メール、FAX 対応	被災地ニーズ、要求、調達情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
7 日目	留守番電話対応	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	- 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 - 配送等にかかる道路・交通情報の把握	提供申出者、県災害対策本部（生活基盤対策部）、NPO、ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 - 被災地ニーズ - 被災地状況 - 市の受入れ方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

第49節 災害救助法による救助

【関係部署】総務部

災害救助法(以下「法」という。)による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うと共に、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

1 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第2条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、県法施行細則第17条)
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

2 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

見附市の場合は、次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法が適用される。

ア 市内の住家滅失世帯が、60世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、見附市の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、見附市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める次の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

(ア) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省令に定める次の基準のいずれかに該当するとき。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

$(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家全壊

(ア) 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。

(イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次に該当するもの。

a 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの。

b 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの(損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)で次に該当するもの

(ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に、占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記2 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供すると共に、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定めるものとする。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記2 に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知するものとする。

イ 知事は、災害による被害が前記2 に定める災害救助法の適用基準の(2)のウ、エ、

オに該当する場合は、法を適用するに当たり必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に技術的助言を求めるものとする。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に情報提供するとともに、県報に公示する。

5 災害救助法による救助の種類と市町村長による救助事務の実施

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものみなす。

エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容及び実施期間を通知する。

6 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額については厚生労働大臣が定める基準(省令)に従ってあらかじめ知事が定める(新潟県災害救助法施行細則別表)(資料編 9-7 新潟県災害救助法施行細則別表参照)。救助費用等については、省令の改定にあわせて毎年改定を行い、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害について適用する。

(2) 特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は、家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局保護課)と協議するものとする。

(3) 救助実施状況の報告

ア 市は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日における災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に報告する。

イ 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

(救助の種類)

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服寝具その他生活必需品の給与
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・死体の搜索
- ・障害物の除去

(報告事項)

- 箇所数、収容人員
- 設置戸数
- 箇所数、給食数、給食人員
- 対象人員
- 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
- 救出人員、行方不明者数
- 対象世帯数
- 小、中学校対象者数及び給与点数
- 死体処理数
- 対象世帯数

7 災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、見附市災害救助条例に定めるところにより市長が実施する。

(1) 見附市災害救助条例の適用基準

ア 住家が滅失した世帯数が15以上に達した場合

(滅失世帯数の算定は、3被害状況の判定基準による)

イ アの基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

(2) 救助の種類等

- ア 避難所の設置
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 学用品の給与
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 応急仮設住宅の設置
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 障害物の除去
- ケ その他法第 23 条に定める範囲内において市長が必要と認めた救助

※ 力、キ及びクの救助は、生活困窮者を対象者として行うものとする。

- (3) 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則（昭和 35 年新潟県規則第 30 号）第 5 条に定められた範囲内において行う。

市長が、特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間及び程度をこえて行うことができる。

- (4) 市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、同条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

- (5) 新潟県災害救助条例の適用基準

- ア 市内の住家滅失世帯数が 30 世帯以上であるとき
(滅失世帯数の算定は、3 被害状況の判定基準による)
- イ 知事が特に必要と認めた場合

- (6) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ウ 応急仮設住宅の設置
- エ 災害にかかった住宅の応急修理
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
- キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

- (7) 救助の程度、方法及び期間は新潟県災害救助条例施行規則の別表に定めるとおりとする。

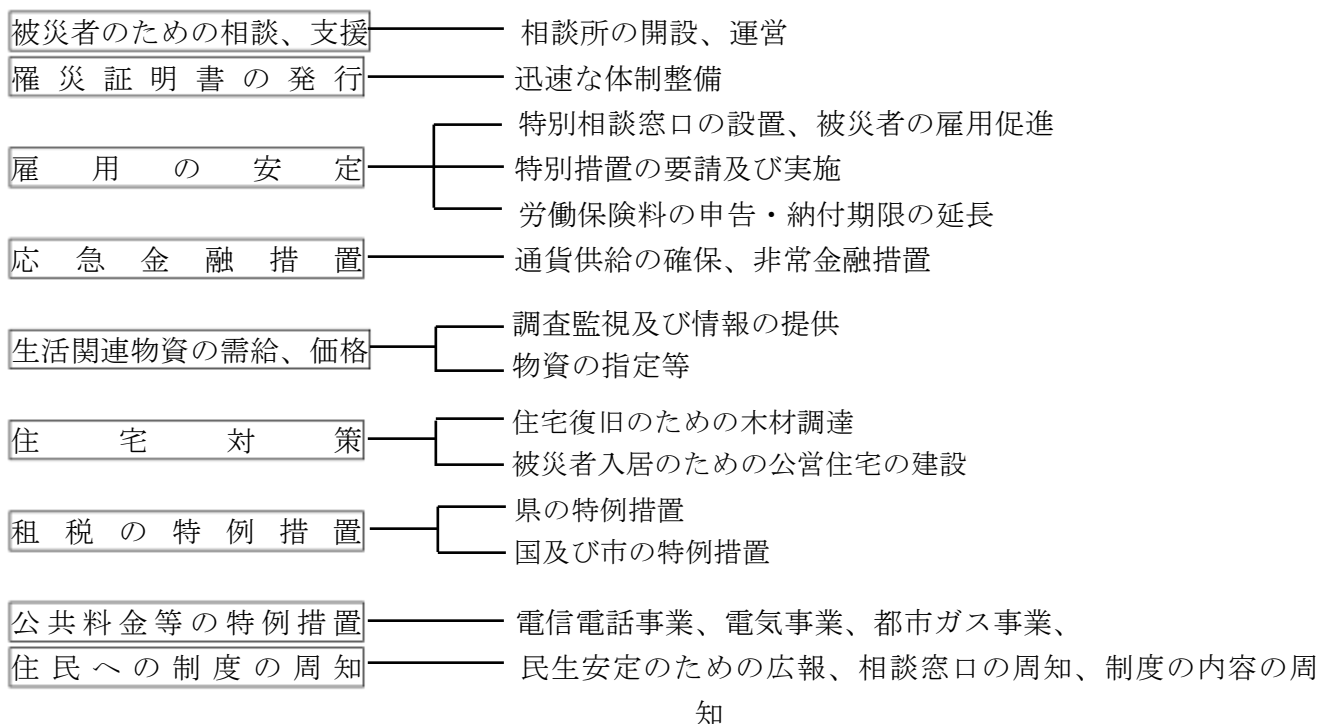
第4章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市役所などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を

避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市町村は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

4 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(7) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(4) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための

賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行うよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3) および(4)に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町村及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。

また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

(イ) その他の場合、納税者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代替りの家屋を取得した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ウ) 自動車税

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の一定割合を減免する。

(エ) 自動車取得税

- a 自動車の取得日より1ヶ月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に納めた税額を還付する。
- b 災害を受けた自動車（aの適用を受けたものを除く。）の代わりにものを災害を受けた日から6ヶ月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(オ) 軽油引取税

- a 災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。
- b 災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(カ) 狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

- ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付支店長が決定する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本郵便(株)信越支社長が決定する。
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。
- (イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。
- (ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

- 各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。
- ア 避難勧告等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。
- イ 被災者の電話移転工事費の減免
災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。
原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

（以下は過去の例）

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）
- エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

12 住民への制度の周知

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ等

(3) 防災行政無線、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	企画調整課	防災企画課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	企画調整課	防災企画課
	(4) 被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	企画調整課 (財)都道府県センター	防災企画課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	企画調整課	防災企画課
	(6) 生活福祉資金 ア 災害援護資金 イ 住宅資金	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員)	福祉保健課 健康福祉(環境)部等
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	こども課 地域振興局健康福祉(環境)部 健康福祉(環境)事務所	子ども家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	(8) 住宅金融支援機構 (災害復興住宅資金)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	地域経済課 住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課 地域振興局地域整備部
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	地域経済課 金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農林創生課 農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課 水産課 地域振興局農林振興部
	(11) 日本政策金融公庫金	被害農林漁業者	農林創生課 日本政策金融公庫 受託金融機関	
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	地域経済課 金融機関 県信用保証協会	

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓 口
災害 弔 慰 金	1 見附市において 5世帯以上の住家 が滅失した災害	1 実施主体 市 (市条例に よる)	死亡者の 配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (※)	死亡者1人につき主たる 生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	企画調整 課
	2 新潟県内におい て5世帯以上の住 居の滅失した市町 村が3以上ある場 合の災害	2 経費負担 ①対象災害区 分が1～4 の場合 国1／2 県1／4 市1／4 (災害弔慰 金の支給等 に関する法 律)	※兄弟姉妹に おいては、死 亡した者の死 亡当時その者 と同居し、又 は生計を同じ くしていた者 に限る。また、当該配偶 者、子、父 母、孫又は祖 父母のいずれ も存しない場 合に限る。	支給の制限	
	3 新潟県内におい て災害救助法第2 条に規定する救助 が行われた災害	②対象災害区 分が5の場合 県1／2 市1／2 (新潟県災 害弔慰金等 に関する要 綱)		1 当該死亡者の死亡がそ の者の故意又は重大な過 失により生じたものであ る場合	
	4 災害救助法第2 条に規定する救助 が行われた市町村 を含む県が2以上 ある災害 (以上、平成25年内 閣府告示第230 号による)			2 法律施行令(昭和48 年政令第374号)第2 条に規定する内閣総理大 臣が定める支給金が支給 された場合	
	5 新潟県内におい て新潟県災害救助 条例が適用された 市町村が1以上あ る場合の災害			3 災害に際し、市町村長 の避難の指示に従わなか ったこと等市町村長が不 適当と認めた場合	

(2) 災害死亡者弔慰金（日本赤十字社新潟県支部）

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。（平成18年4月1日現在）

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ窓口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社地区長及び分区分長（市社会福祉協議会）

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（令和2年4月1日現在）

種別	対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）	問い合わせ窓口
災害障害見舞金	1 見附市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体市 （市条例による）	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	企画調整課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1／2 県1／4 市1／4 （災害弔慰金の支給等に関する法律）		支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害（以上、平成25年内閣府告示第230号による）			2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。
(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象世帯	支給額	問い合わせ 窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県（※） ※支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県センターへ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表の通り	（公財）都道府県センター
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害	2 経費負担	2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	国1／2 県1／2 【被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）】	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯		
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）		
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害		5 住宅が半壊し、相当規模の補修を「行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）		
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）				
	※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）				

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、核が伊藤蘭の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

(単位：円)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万	—

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：円)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万 (100万)	100万 (50万)	50万 (25万)

※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額。

※ 一旦住宅を貸借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村(条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%	企画調整課

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和2年4月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0% (連帯保証人の有無による)

* その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和5年1月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」 以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700 万円 土地取得しない場合 2,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間 （その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」 以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間 （その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」 交付	補修資金 （移転資金、整地資金含む） 1,200 万円	償還期間 20 年以内 据置期間 1 年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災者住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市町村
利子補給期間 5年間
補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金。
(補給率が1%をこえる場合は1%が限度)
補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象
住宅金融公庫又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者
貸付限度額
建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)
補修 400万円(50万円以上10万円単位)
貸付利率
〔当初10年〕住宅金融公庫の災害復興住宅融資の金利マイナス1%
〔11年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。
(令和4年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金	一定以上の被害 を受けた農林漁 業者	200万円 激甚災害の場合 は250万円	被害程度 によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合 は4～7年 以内
事業資金	被害を受けた肥料、農 薬、漁業用燃料、生産 物等の在庫品の補てん に充てるための事業運 営資金	災害によって施 設、在庫品等に 著しい被害を受 けた農業協同組 合、漁業協同組 合、連合会等	組合2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合 は 組合5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融金庫資金

被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。(令和5年1月19日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農 業 関 係 資 金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.40～ 0.80%	25年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1) 農業を営む者	0.40～ 0.80%	(1) 15年以内	(1) 3年以内
		(2) 被災果樹の改植又は補植	(2) 農協・同連合会 ((1) への転貸に限定)	0.40～ 0.80%	(2) 25年以内	(2) 10年以内
林 業 関 係 資 金	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農業を営む個人、法人、集落営農組織などの団体	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内
	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～ 0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
資 金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
(県等の支援制度及び市町村個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) メディアの活用

F M局等の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

第3節 公共施設等災害復旧対策

市は、公共施設等の地震被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努めるものとする。
また、市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

1 被害状況及び集計の体制

(1) 被害状況調査

地震により被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を的確に把握し市災害対策本部及び県にその状況を報告する。

(2) 被害状況の集計

市災害対策本部は、市全体の集計を行い、県に報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。

2 災害復旧事業計画の策定等

(1) 災害復旧事業計画の策定等

被災した施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次の計画とする。

- ア 公共土木施設災害復旧計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

3 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

5 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずるものとする。

6 災害復旧事業に係る財政支援

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(1) 地方財政措置制度

- ア 普通交付税の繰り上げ交付
- イ 特別交付税
- ウ 地方債制度

7 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成するものとする。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施するものとする。

2 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図るものとする。
- イ 復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図るものとする。
- ウ 復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得るものとする。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

(3) 復興計画の作成

- ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- イ 市及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成するものとし、その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのない計画とすることとし、市民の理解を得るよう努めるものとする。
- ウ 復興計画作成にあたり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図るものとする。

3 防災まちづくり

(1) 市民の合意形成

- ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する市民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、市民参加による施策・計画の策定を行うものとする。
- イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行い、迅速な合意形成に努めるものとする。
- ウ 復興計画における市民の迅速な合意形成を図るために、市は、災害の起きない普段から、地域住民とまちづくりについて話し合い、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努めるものとする。
- エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの市民の協力を得るため、都市計画決定を行うものとする。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

- ア 防災まちづくりにおいて市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用するものとする。
- イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図るものとする。
- ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(4) 防災性向上のための公共施設等の整備

県、市及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図るものとする。

- ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図るものとする。
- イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフラインとするものとする。
- ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化